

平成 26 年 度

# 新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書

平成 27 年 3 月

新潟市経済部雇用対策課



# は し が き

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

新潟市経済部 雇用対策課

# 目 次

I 調査の概要	1	第2 新規学卒者	15
第1 調査の内容	1	1 新規学卒者の採用状況	15
1 調査の目的	1	2 初任給	15
2 調査対象産業	1	第3 賃金	17
3 調査対象事業所	1	1 賃金	17
4 調査項目	1	2 所定内賃金の概況	17
5 調査時点	1	3 規模別所定内賃金	19
6 調査労働者	2	4 産業別所定内賃金	19
7 集計方法	2	5 男女別所定内賃金	20
8 賃金の分類	2	6 年齢別所定内賃金	21
9 公表	2	7 学歴別所定内賃金	22
第2 用語の説明	3	8 職種別所定内賃金	23
1 企業規模	3	9 勤続年数別所定内賃金	24
2 常用労働者	3	10 標準労働者の所定内賃金	25
3 就業形態	3	11 所定外賃金	26
4 職種	3	第4 労働日数, 労働時間	27
5 労働時間	3	1 実労働日数, 実労働時間数	27
6 賃金	4	2 労働時間の推移	
7 1か月単位の変形労働時間制	4	(月所定内・月所定外)	29
8 1年単位の変形労働時間制	4	3 所定労働時間	29
9 フレックスタイム制	4	第5 休日・休暇	37
10 1週間単位の変形労働時間制	4	1 休日数	37
11 再雇用	4	2 週休2日制	39
12 育児休業制度	4	3 年次有給休暇	42
13 介護休業制度	4	4 特別休暇	43
14 表中の符号等	4	第6 育児休業制度	45
第3 調査の結果	5	1 育児休業制度の規定状況	45
1 集計事業所, 労働者の構成	5	2 育児休業制度の利用状況	48
2 新規学卒者	5	第7 介護休業制度	51
3 賃金	5	1 介護休業制度の規定状況	51
4 労働日数, 労働時間	5	2 介護休業制度の利用状況	54
5 休日・休暇	5	第8 仕事と家庭の両立のための支援制度	55
6 育児休業制度	6	第9 賃金の支払い形態	59
7 介護休業制度	6	1 賃金の支払い形態	59
8 仕事と家庭の両立のための支援制度	7	第10 パートタイム労働者の賃金等	60
9 賃金の支払い形態	7	1 集計労働者数等	60
10 パートタイム労働者の賃金等	7	2 パートタイム労働者の賃金支給総額	61
II 調査結果の分析	8	付属調査票	
第1 集計事業所, 労働者の構成	8	付属統計表	
1 集計事業所数及び一般労働者規模	8	付録	
2 集計労働者数	9		
3 労働組合	14		

# I 調査の概要

## 第1 調査の内容

### 1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

### 2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

### 3 調査対象事業所

平成24年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、956事業所（有効回答率47.8%）であった。

### 4 調査項目

#### (1) 事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態

#### (2) 個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

### 5 調査時点

平成26年7月31日現在

## 6 調査労働者

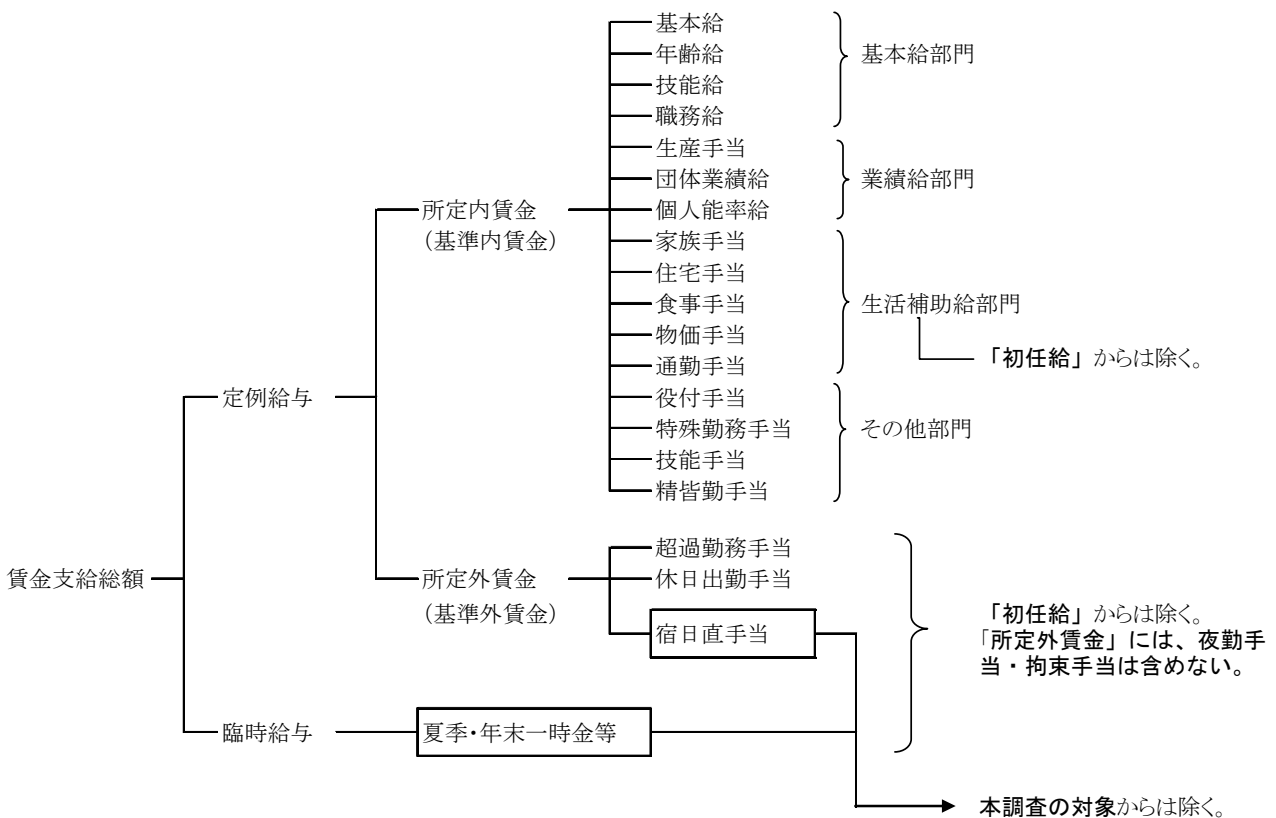
調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者16,892人（うちパートタイム労働者3,058人）について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

## 7 集計方法

- (1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。  
ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。  
また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。
- (2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。  
\*単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値  
\*加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値
- (3) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

## 8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。  
ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



## 9 公表

調査結果報告書及びウェブページによる。

## 第2 用語の説明

### 1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人未満（「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人未満、「小売業」、「飲食サービス業」では50人未満）、又は資本金3億円未満（「卸売業」では1億円未満、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円未満）の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

### 2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
- (3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日（パートの場合は10日以上）以上雇われた労働者

### 3 就業形態

一般 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。

正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。

その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員やパートタイム労働者に当てはまらない労働者をいう。（嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等）

パート … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

### 4 職種

管理 … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。

事務・技術 … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術を必要とする業務に従事する者をいう。

生産 … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。

### 5 労働時間

実労働日数 … 調査対象期間中（7月分）に実際に出勤した日数をいい、たとえ勤務が1時間、半日でも1日と計算した。

実労働時間数 … 調査対象期間中（7月分）に実際に働いた時間をいい、宿直、日直の時間は除く。

所定労働時間 … 就業規則で定められた、始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。

所定外労働時間 … 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間をいう。

## 6 賃 金

賃金支給総額 …… 調査対象期間中（7月分）に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 …… 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

## 7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 8 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 9 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

## 10 1週間単位の変形的変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

## 11 再 雇 用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

## 12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

## 13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

## 14 表中の符号等

「—」 …… 該当なし

「 $\chi$ 」 …… 回答数が少ないため秘匿

「0」、又は「0.0」 …… 単位未満



## 第3 調査の結果

### 1 集計事業所、労働者の構成

#### ～全事業所の18.2%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は956事業所で、このうち中小企業は729事業所(76.3%)、大企業は227事業所(23.7%)となっている。(第1表)
- (2) 一般労働者は13,834人で、男女別構成は男性9,546人(69.0%)、女性4,288人(31.0%)となっている。また、規模別では中小企業10,424人(75.4%)、大企業3,410人(24.6%)となっている。(第2表, 第3表)
- (3) 平均年齢は42.3歳で、規模別では中小企業42.9歳、大企業40.5歳と中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業11.6年、大企業12.8年と大企業の方が長くなっている。(第4表, 第5図, 第6図)
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業117事業所、大企業57事業所で、これらは全体の18.2%を占めている。また、常用労働者41,732人のうち障がい者は、中小企業215人、大企業158人で、これらは全体の0.9%となっている。(第5表, 第6表)

### 2 新規学卒者

#### ～大学卒初任給の平均は前年に比べ事務・技術、生産ともに減少～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術153,574円、高校卒生産155,055円、専門学校卒事務・技術162,426円、専門学校卒生産157,056円、短大・高専卒事務・技術166,590円、短大・高専卒生産162,863円、大学卒事務・技術181,464円、大学卒生産180,483円、大学院卒事務・技術207,304円、大学院卒生産229,750円となり、前年に比べ短大・高専卒事務・技術と大学院卒生産で増加している。(第9表)

### 3 賃 金

#### ～所定内賃金は262,286円、所定外賃金は18,403円で、ともに前年に比べ増加～

- (1) 平成26年7月の所定内賃金は262,286円となり、前年に比べ898円増加している。規模別では中小企業が251,526円、大企業が295,178円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は85.2となっている。(第4図, 第5図, 第6図)
- (2) 男女間格差(男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金)は、中小企業が76.3、大企業が73.3となっている。産業別では、最も格差が小さいのは中小企業では医療、福祉、大企業では情報通信業で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では金融業、保険業、大企業では鉱業、採石業、砂利採取業となっている。(第11表)
- (3) 平成26年7月の所定外賃金は18,403円となり、前年に比べ993円増加している。規模別では中小企業が17,272円、大企業が21,862円となっている。(第17表, 第4図)

### 4 労働日数、労働時間

#### ～実労働日数は22.1日、総実労働時間数は167.7時間で、いずれも前年に比べ増加～

- (1) 平成26年7月の実労働日数は22.1日、規模別では中小企業が22.2日、大企業が21.6日となっている。産業別では、中小企業では宿泊業、飲食サービス業、大企業では教育、学習支援業が最も多くなっている。(第18表)

- (2) 平成26年7月の総実労働時間数は167.7時間（所定内158.6時間，所定外9.1時間）となり，前年に比べ2.4時間増加（所定内1.9時間増加，所定外0.5時間増加）している。規模別では中小企業が169.4時間（所定内160.3時間，所定外9.1時間），大企業が162.8時間（所定内153.8時間，所定外9.0時間）となっている。産業別では，中小企業は運輸業、郵便業，大企業は情報通信業が最も多くなっている。（第18表）
- (3) 週所定労働時間は39時間21分となっている。規模別では中小企業が39時間36分，大企業が38時間33分となっている。産業別では，中小企業は運輸業、郵便業，大企業は建設業，情報通信業が最も多くなっている。（第19表）
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は68.3%で，規模別では中小企業が70.7%，大企業が60.8%となっている。また，「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が，45.2%と最も多い。（第23表）

## 5 休日・休暇

### ～全事業所の39.2%で「完全週休2日制」を実施，年次有給休暇の取得率は37.4%～

- (1) 年間休日数の平均は，108.1日（中小企業105.6日，大企業116.1日）となっている。産業別では，中小企業は情報通信業，大企業では学術研究、専門・技術サービス業が最も多くなっている。（第24表）
- (2) 何らかの形での週休2日制を採用している事業所の割合は，全体の92.5%となっている。規模別では中小企業が91.4%，大企業が95.5%となっている。  
また，週休2日制の形態別では「完全週休2日制」を採用している事業所の割合が，全体の39.2%と最も多い。規模別でも中小企業，大企業ともに「完全週休2日制」が最も多く，それぞれ29.4%，68.5%となっている。（第25表）  
なお，何らかの形での週休2日制の適用を受けている労働者は全体で89.8%となっている。（第26表）
- (3) 年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は全体で16.4日（中小企業16.2日，大企業16.7日）となっている。取得日数をみると，全体で6.1日（取得率37.4%），中小企業で6.0日（同37.2%），大企業で6.4日（同38.1%）となっている。取得率を産業別でみると，最も高いのは中小企業で不動産業、物品賃貸業（93.8%），大企業で運輸業、郵便業（61.6%）であり，一方，最も低いのは中小企業，大企業ともに宿泊業、飲食サービス業で、それぞれ14.0%，8.9%となっている。（第28表）

## 6 育児休業制度

### ～育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で96.7%，男性で2.1%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は89.9%となっている。また，平成25年7月1日から平成26年6月30日までに出産した者（配偶者が出産した男性を含む）のうち，育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で96.7%，男性で2.1%となっている。（第31表，第33表）

## 7 介護休業制度

### ～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は1.6%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は85.4%となっている。また，平成25年7月1日から平成26年6月30日までに同制度の規定のある事業所で，利用者のいた事業所の割合は1.6%となっており，同制度を利用した男女の割合は，女性が68.8%，男性が31.3%となっている。（第34表，第35表，第36表）

## 8 仕事と家庭の両立のための支援制度

### ～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は6割を超える～

仕事と家庭の両立のための育児に関する支援制度のある事業所は、69.2%となっている。介護に関する支援制度のある事業所は、66.1%となっている。（第37表）

## 9 賃金の支払い形態

### ～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が6割以上～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が62.8%と最も多くなっている。（第39表）

## 10 パートタイム労働者の賃金等

### ～総実労働時間数は111.4時間、1時間当たりの所定内賃金は904円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は3,058人で、男性515人（16.8%）、女性2,543人（83.2%）と、女性が非常に高い割合となっている。（第40表）
- (2) パートタイム労働者の平成26年7月の総実労働時間数は111.4時間（所定内109.8時間、所定外1.7時間）となっている。（第41表）
- (3) パートタイム労働者の平成26年7月の1時間当たりの所定内賃金（月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの）は904円となっている。（第43表）

## Ⅱ 調査結果の分析

### 第1 集計事業所、労働者の構成

#### 1 集計事業所数及び一般労働者規模

集計対象となった事業所数は956事業所で、このうち産業別の事業所数は、鉱業、採石業、砂利採取業1事業所(0.1%)、建設業139事業所(14.5%)、製造業200事業所(20.9%)、電気・ガス・熱供給・水道業5事業所(0.5%)、情報通信業12事業所(1.3%)、運輸業、郵便業65事業所(6.8%)、卸売業、小売業177事業所(18.5%)、金融業、保険業40事業所(4.2%)、不動産業、物品賃貸業4事業所(0.4%)、学術研究、専門・技術サービス業16事業所(1.7%)、宿泊業、飲食サービス業41事業所(4.3%)、生活関連サービス業、娯楽業20事業所(2.1%)、教育、学習支援業25事業所(2.6%)、医療、福祉142事業所(14.9%)、複合サービス事業12事業所(1.3%)、サービス業57事業所(6.0%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が729事業所(76.3%)で7割以上となっている。産業別では、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業は中小企業が8割以上と高くなっているが、教育、学習支援業、金融業、保険業では5割以下と、他の産業に比べて低くなっている。(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	単 位：事業所		
	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	895 (100.0%)	678 (75.8%)	217 (24.2%)
産 業 計	956 (100.0%)	729 (76.3%)	227 (23.7%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (0.1%)	— —	1 <100.0%>
建設業	139 (14.5%)	134 <96.4%>	5 <3.6%>
製造業	200 (20.9%)	194 <97.0%>	6 <3.0%>
電気・ガス・熱供給・水道業	5 (0.5%)	4 <80.0%>	1 <20.0%>
情報通信業	12 (1.3%)	11 <91.7%>	1 <8.3%>
運輸業、郵便業	65 (6.8%)	49 <75.4%>	16 <24.6%>
卸売業、小売業	177 (18.5%)	112 <63.3%>	65 <36.7%>
金融業、保険業	40 (4.2%)	7 <17.5%>	33 <82.5%>
不動産業、物品賃貸業	4 (0.4%)	3 <75.0%>	1 <25.0%>
学術研究、専門・技術サービス業	16 (1.7%)	11 <68.8%>	5 <31.3%>
宿泊業、飲食サービス業	41 (4.3%)	30 <73.2%>	11 <26.8%>
生活関連サービス業、娯楽業	20 (2.1%)	15 <75.0%>	5 <25.0%>
教育、学習支援業	25 (2.6%)	11 <44.0%>	14 <56.0%>
医療、福祉	142 (14.9%)	105 <73.9%>	37 <26.1%>
複合サービス事業	12 (1.3%)	— —	12 <100.0%>
サービス業	57 (6.0%)	43 <75.4%>	14 <24.6%>

(注) ( )内は全体に占める割合、< >内は各区分に占める割合

## 2 集計労働者数

### (1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は13,834人で、男性が9,546人（69.0%）、女性が4,288人（31.0%）となっている。産業別構成比でみると、製造業23.7%、建設業16.3%、医療、福祉14.7%が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男 女 構 成 比	
	集計数	構成比			男 性	女 性
前 年 産 業 計	13,393 人	100.0 %	9,285 人	4,108 人	69.3 %	30.7 %
産 業 計	<b>13,834</b>	<b>100.0</b>	<b>9,546</b>	<b>4,288</b>	<b>69.0</b>	<b>31.0</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	55	0.4	45	10	81.8	18.2
建設業	2,250	16.3	1,988	262	88.4	11.6
製造業	3,276	23.7	2,403	873	73.4	26.6
電気・ガス・熱供給・水道業	120	0.9	106	14	88.3	11.7
情報通信業	215	1.6	168	47	78.1	21.9
運輸業、郵便業	1,152	8.3	1,053	99	91.4	8.6
卸売業、小売業	1,768	12.8	1,272	496	71.9	28.1
金融業、保険業	519	3.8	322	197	62.0	38.0
不動産業、物品賃貸業	51	0.4	37	14	72.5	27.5
学術研究、専門・技術サービス業	245	1.8	176	69	71.8	28.2
宿泊業、飲食サービス業	276	2.0	173	103	62.7	37.3
生活関連サービス業、娯楽業	239	1.7	137	102	57.3	42.7
教育、学習支援業	446	3.2	262	184	58.7	41.3
医療、福祉	2,037	14.7	526	1,511	25.8	74.2
複合サービス事業	284	2.1	183	101	64.4	35.6
サービス業	901	6.5	695	206	77.1	22.9

### (2) 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が10,424人（75.4%）、大企業が3,410人（24.6%）となっている。産業別にみると、製造業（94.6%）、建設業（93.9%）、情報通信業（86.5%）、運輸業、郵便業（74.7%）、生活関連サービス業、娯楽業（74.1%）、学術研究、専門・技術サービス業（72.7%）、宿泊業、飲食サービス業（70.3%）で中小企業の割合が高く、一方、複合サービス事業（100.0%）、金融業、保険業（84.6%）、鉱業、採石業、砂利採取業（65.5%）で大企業の割合が高くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の産業別・規模別構成

区分	規模計		中小企業		大企業	
	集計数	構成比	集計数	構成比	集計数	構成比
前年産業計	13,393人	100.0%	10,019人	74.8%	3,374人	25.2%
産業計	13,834	100.0	10,424	75.4	3,410	24.6
鉱業、採石業、砂利採取業	55	0.4	19	34.5	36	65.5
建設業	2,250	16.3	2,112	93.9	138	6.1
製造業	3,276	23.7	3,100	94.6	176	5.4
電気・ガス・熱供給・水道業	120	0.9	79	65.8	41	34.2
情報通信業	215	1.6	186	86.5	29	13.5
運輸業、郵便業	1,152	8.3	861	74.7	291	25.3
卸売業、小売業	1,768	12.8	1,082	61.2	686	38.8
金融業、保険業	519	3.8	80	15.4	439	84.6
不動産業、物品賃貸業	51	0.4	33	64.7	18	35
学術研究、専門・技術サービス業	245	1.8	178	72.7	67	27.3
宿泊業、飲食サービス業	276	2.0	194	70.3	82	29.7
生活関連サービス業、娯楽業	239	1.7	177	74.1	62	25.9
教育、学習支援業	446	3.2	178	39.9	268	60.1
医療、福祉	2,037	14.7	1,420	69.7	617	30.3
複合サービス事業	284	2.1	—	—	284	100.0
サービス業	901	6.5	725	80.5	176	19.5

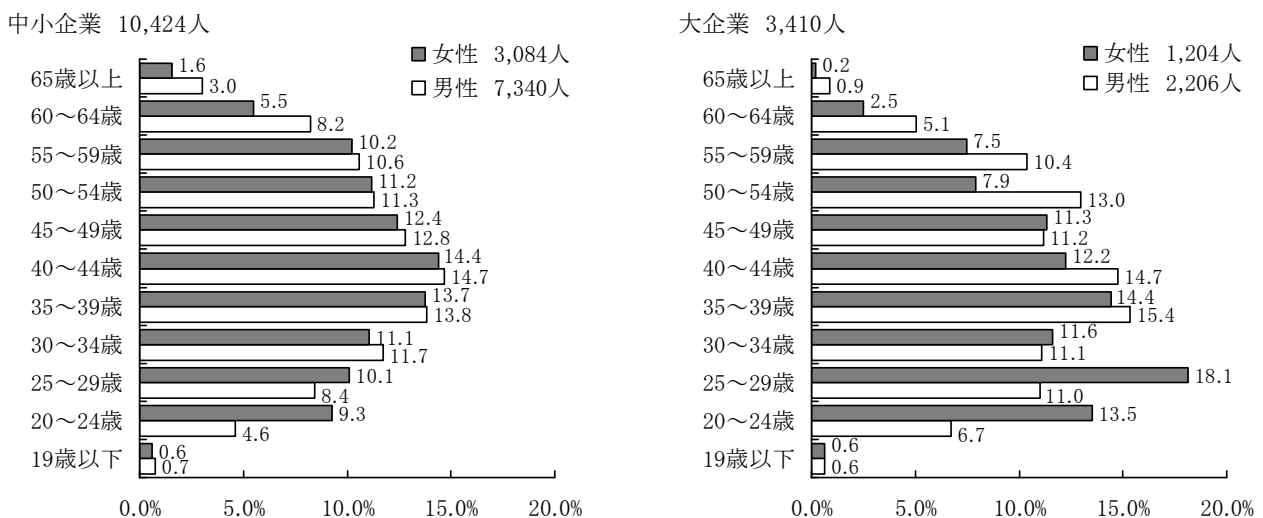
(注) 規模計の構成比は全体に占める割合、中小企業・大企業の構成比は各区分に占める割合。

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で42.3歳（男性43.0歳，女性40.9歳）となっている。規模別では中小企業が42.9歳（男性43.6歳，女性41.5歳），大企業が40.5歳（男性41.2歳，女性39.2歳）となっており，中小企業が大企業よりも高くなっている。（第6図）

集計労働者の年齢別構成をみると，男性の場合は，中小企業では40歳代の割合が最も高く，27.5%（2,019人），大企業では30歳代の割合が最も高く，26.5%（585人）となっている。女性の場合は，中小企業では40歳代の割合が最も高く，26.8%（827人），大企業では20歳代の割合が最も高く，31.6%（380人）となっている。（第1図）

第1図 集計労働者の年齢別構成



#### (4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は11.9年（男性12.6年，女性10.4年）となっている。規模別にみると，大企業（12.8年）の方が中小企業（11.6年）よりも長くなっている。産業別にみると，鉱業、採石業、砂利採取業が16.1年と最も長く，一方，不動産業、物品賃貸業が7.8年と最も短くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の平均勤続年数

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	12.2	13.1	10.4	11.6	12.2	10.1	14.2	15.6	11.2
産 業 計	11.9	12.6	10.4	11.6	12.2	10.2	12.8	14.0	10.7
鉱業、採石業、砂利採取業	16.1	17.8	8.5	15.4	15.6	14.8	16.4	18.9	4.3
建設業	13.3	13.4	11.0	12.9	13.0	11.7	19.5	20.2	15.4
製造業	13.0	13.2	10.9	12.9	13.2	12.0	16.1	15.6	17.5
電気・ガス・熱供給・水道業	11.3	10.3	18.1	8.1	8.1	8.0	17.4	15.5	25.6
情報通信業	12.5	12.4	12.1	11.4	11.6	10.8	19.4	18.0	24.8
運輸業、郵便業	11.8	11.8	8.3	11.1	11.1	10.8	13.9	14.5	8.0
卸売業、小売業	13.5	12.9	9.0	13.1	13.8	11.1	14.2	14.4	13.9
金融業、保険業	13.5	15.1	10.0	12.8	15.7	8.0	13.6	15.0	11.4
不動産業、物品賃貸業	7.8	7.2	9.0	5.9	4.4	9.0	11.4	11.9	9.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.2	12.3	10.7	11.9	12.1	11.6	12.9	13.4	10.6
宿泊業、飲食サービス業	9.0	8.3	5.7	8.0	8.5	7.2	11.4	14.6	7.2
生活関連サービス業、娯楽業	8.5	8.8	6.6	8.5	9.8	7.1	8.3	8.7	7.4
教育、学習支援業	10.3	10.8	8.6	11.2	12.6	9.9	9.7	10.3	8.6
医療、福祉	8.8	7.5	7.9	8.9	8.1	9.2	8.6	8.1	8.8
複合サービス事業	14.1	15.4	11.0	—	—	—	14.1	15.5	11.5
サービス業	9.5	9.8	6.4	8.9	9.3	7.6	11.9	13.8	6.6

#### (5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は174事業所で，全体の18.2%を占めている。

障がい者雇用割合の高い産業は，鉱業、採石業、砂利採取業（100.0%），複合サービス事業（50.0%），電気・ガス・熱供給・水道業（40.0%），サービス業（28.1%），製造業（25.0%），医療、福祉（22.5%）と続いている。（第5表）

また，平成18年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると，23年度以降増加の傾向にあったが，25年度減少以降，26年度は横ばいとなった。（第2図）

障がい者の雇用状況について，常用労働者41,732人のうち障がい者は373人（0.9%）となっている。（第6表）

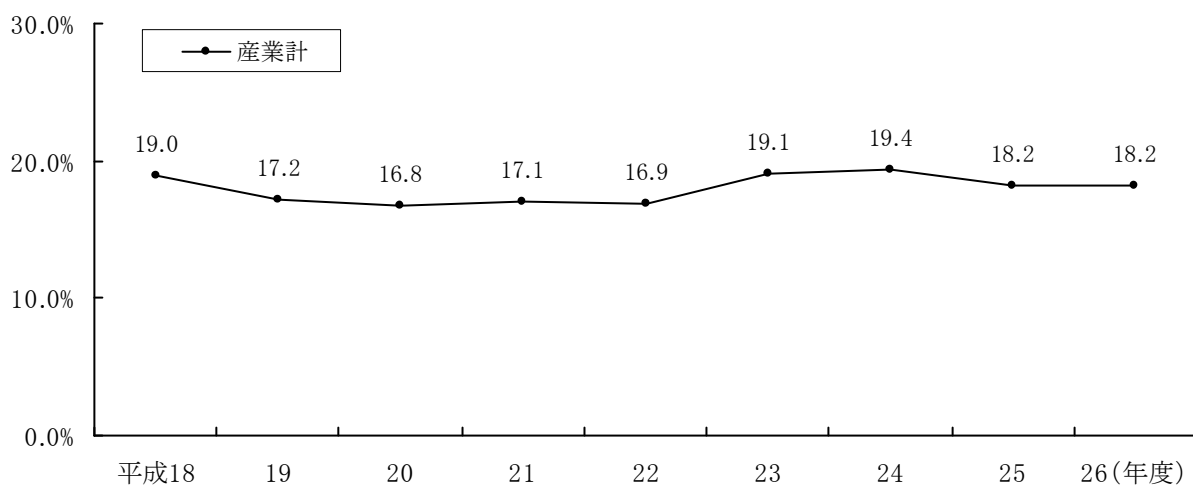
また，平成18年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると，19年度の減少以降，増加の傾向が見られたが，25年度減少以降，26年度は横ばいとなった。（第3図）

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

単位：人

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合
前 年 産 業 計	895	163	18.2%	678	105	15.5%	217	58	26.7%
産 業 計	956	174	18.2%	729	117	16.0%	227	57	25.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	100.0%	—	—	—	1	1	100.0%
建設業	139	14	10.1%	134	12	9.0%	5	2	40.0%
製造業	200	50	25.0%	194	45	23.2%	6	5	83.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	40.0%	4	1	25.0%	1	1	100.0%
情報通信業	12	—	—	11	—	—	1	—	—
運輸業、郵便業	65	13	20.0%	49	9	18.4%	16	4	25.0%
卸売業、小売業	177	21	11.9%	112	8	7.1%	65	13	20.0%
金融業、保険業	40	4	10.0%	7	1	14.3%	33	3	9.1%
不動産業、物品賃貸業	4	—	—	3	0	0.0%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	16	2	12.5%	11	1	9.1%	5	1	20.0%
宿泊業、飲食サービス業	41	6	14.6%	30	2	6.7%	11	4	36.4%
生活関連サービス業、娯楽業	20	2	10.0%	15	2	13.3%	5	—	—
教育、学習支援業	25	5	20.0%	11	3	27.3%	14	2	14.3%
医療、福祉	142	32	22.5%	105	21	20.0%	37	11	29.7%
複合サービス事業	12	6	50.0%	—	—	—	12	6	50.0%
サービス業	57	16	28.1%	43	12	27.9%	14	4	28.6%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移

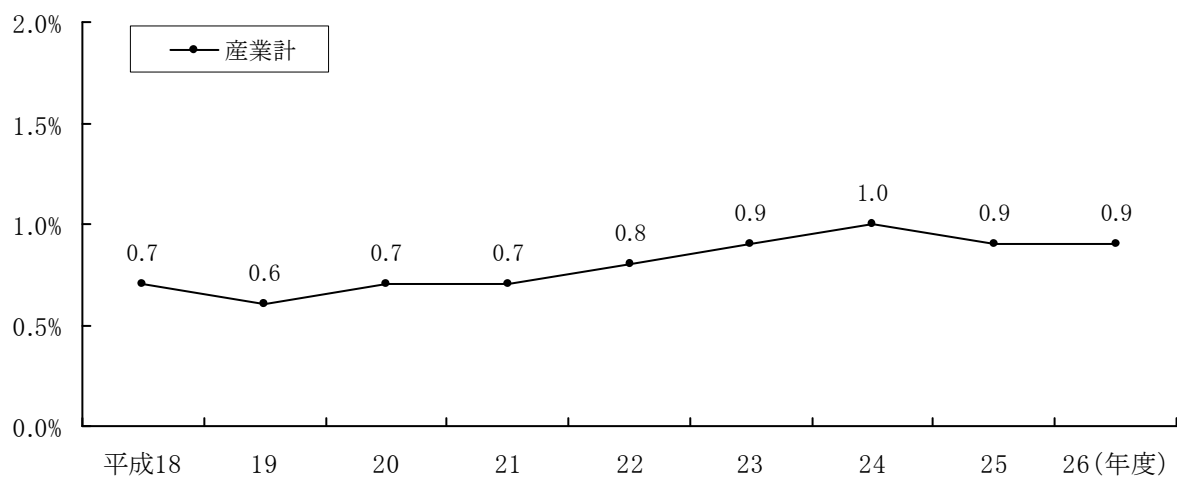




第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合
前 年 産 業 計	38,151	347	0.9%	25,068	196	0.8%	13,083	151	1.2%
産 業 計	<b>41,732</b>	<b>373</b>	<b>0.9%</b>	<b>27,543</b>	<b>215</b>	<b>0.8%</b>	<b>14,189</b>	<b>158</b>	<b>1.1%</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	144	3	2.1%	—	—	—	144	3	2.1%
建設業	4,227	24	0.6%	3,616	13	0.4%	611	11	1.8%
製造業	10,170	126	1.2%	8,759	100	1.1%	1,411	26	1.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	274	5	1.8%	108	1	0.9%	166	4	2.4%
情報通信業	405	—	—	316	—	—	89	—	—
運輸業、郵便業	3,002	26	0.9%	1,962	12	0.6%	1,040	14	1.3%
卸売業、小売業	5,627	40	0.7%	3,082	11	0.4%	2,545	29	1.1%
金融業、保険業	1,530	13	0.8%	131	1	0.8%	1,399	12	0.9%
不動産業、物品賃貸業	54	0	0.0%	36	—	—	18	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	471	2	0.4%	368	1	0.3%	103	1	1.0%
宿泊業、飲食サービス業	1,357	11	0.8%	840	2	0.2%	517	9	1.7%
生活関連サービス業、娯楽業	521	2	0.4%	402	2	0.5%	119	—	—
教育、学習支援業	1,466	10	0.7%	435	4	0.9%	1,031	6	0.6%
医療、福祉	6,680	66	1.0%	4,363	44	1.0%	2,317	22	0.9%
複合サービス事業	1,326	12	0.9%	—	—	—	1,326	12	0.9%
サービス業	4,478	33	0.7%	3,125	24	0.8%	1,353	9	0.7%

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 1 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

### 3 労働組合

回答のあった956事業所のうち、労働組合「有」が208事業所（21.8%）となっている。

これを産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業、複合サービス事業でいずれも100.0%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が56.8%と中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。（第7表）

第7表 労働組合組織状況

単位：事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	895	199	22.2%	678	64	9.4%	217	135	62.2%
産 業 計	<b>956</b>	<b>208</b>	<b>21.8%</b>	<b>729</b>	<b>79</b>	<b>10.8%</b>	<b>227</b>	<b>129</b>	<b>56.8%</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	100.0%	—	—	—	1	1	100.0%
建設業	139	10	7.2%	134	8	6.0%	5	2	40.0%
製造業	200	32	16.0%	194	28	14.4%	6	4	66.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	40.0%	4	1	25.0%	1	1	100.0%
情報通信業	12	0	0.0%	11	—	—	1	—	—
運輸業、郵便業	65	32	49.2%	49	17	34.7%	16	15	93.8%
卸売業、小売業	177	44	24.9%	112	5	4.5%	65	39	60.0%
金融業、保険業	40	28	70.0%	7	—	—	33	28	84.8%
不動産業、物品賃貸業	4	—	—	3	—	—	1	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	16	4	25.0%	11	—	—	5	4	80.0%
宿泊業、飲食サービス業	41	1	2.4%	30	1	3.3%	11	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	20	5	25.0%	15	3	20.0%	5	2	40.0%
教育、学習支援業	25	3	12.0%	11	1	9.1%	14	2	14.3%
医療、福祉	142	25	17.6%	105	14	13.3%	37	11	29.7%
複合サービス事業	12	12	100.0%	—	—	—	12	12	100.0%
サービス業	57	9	15.8%	43	1	2.3%	14	8	57.1%

## 第2 新規学卒者

### 1 新規学卒者の採用状況

回答のあった956事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、277事業所（29.0%）で、採用者数は683人となっている。（第8表）

第8表 産業別・規模別採用事業所数内訳

区 分	採 用 事業所	採 用 者 数					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	237	685	213	122	65	260	25
産 業 計	277	683	171	162	62	267	21
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	1	—	—	—	1
建設業	36	88	24	15	2	38	9
製造業	61	164	90	25	9	36	4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	9	2	—	—	7	—
情報通信業	4	10	—	4	1	4	1
運輸業、郵便業	14	28	19	2	—	6	1
卸売業、小売業	31	64	9	19	6	30	—
金融業、保険業	21	45	—	1	—	44	—
不動産業、物品賃貸業	1	4	1	—	—	2	1
学術研究、専門・技術サービス業	3	13	—	—	2	11	—
宿泊業、飲食サービス業	12	21	10	7	—	4	—
生活関連サービス業、娯楽業	3	11	—	—	1	8	2
教育、学習支援業	8	16	—	4	2	9	1
医療、福祉	61	171	6	80	36	49	—
複合サービス事業	7	14	3	1	—	9	1
サービス業	11	23	6	4	3	10	—

### 2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術153,574円、生産155,055円、専門学校卒事務・技術162,426円、生産157,056円、短大・高専卒事務・技術166,590円、生産162,863円、大学卒事務・技術181,464円、生産180,483円、大学院卒事務・技術207,304円、生産229,750円となっている。（第9表）

第9表 産業別・学歴別初任給

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産
前 年 産 業 計	163,577	157,414	167,515	157,581	155,840	170,967	186,250	196,074	208,255	200,071
産 業 計	153,574	155,055	162,426	157,056	166,590	162,863	181,464	180,483	207,304	229,750
鉱業、採石業、砂利採取業	X	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	X	X	X	X	X	—	190,882	X	X	—
製造業	X	149,547	X	156,380	X	X	180,314	182,862	X	X
電気・ガス・熱供給・水道業	X	—	—	—	—	—	X	—	X	—
情報通信業	—	—	X	—	X	—	X	—	—	—
運輸業、郵便業	X	X	X	X	—	—	X	X	X	—
卸売業、小売業	X	X	X	X	X	X	191,568	X	—	X
金融業、保険業	—	—	X	—	—	—	179,886	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	X	—	—	—	—	—	X	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	X	—	X	—	X	—
宿泊業、飲食サービス業	X	X	X	X	—	—	X	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	X	—	X	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	X	—	X	—	X	—	X	—
医療、福祉	X	—	160,407	X	164,151	X	179,928	—	X	—
複合サービス事業	X	X	X	—	—	—	X	—	—	—
サービス業	X	X	X	—	X	X	X	X	X	—

### 第3 賃 金

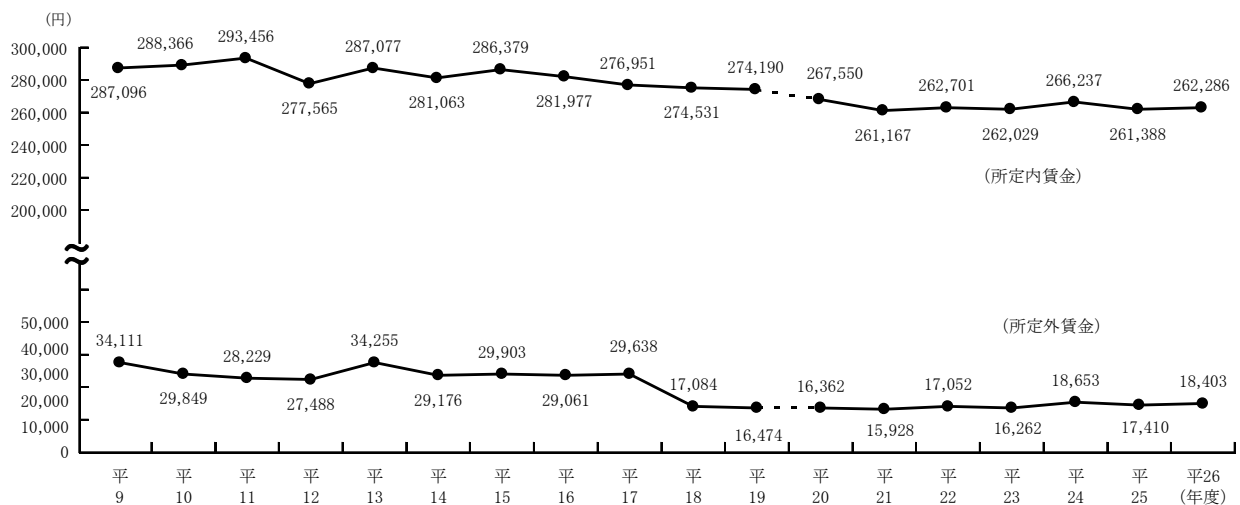
#### 1 賃 金

平成9年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、平成11年度の293,456円をピークにその後は減少傾向となっている。

また、所定外賃金は、平成13年度の34,255円をピークにその後は29,000円台で推移してきた。

なお、平成18年度からは所定内賃金、所定外賃金の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第4図）

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	39.6	39.5	39.6	39.9	40.2	40.4	40.7	40.7	41.5	40.9	40.8	41.0	41.2	41.3	41.5	41.8	42.2	42.3
平均勤続年数(年)	13.3	13.1	13.0	13.1	14.2	13.2	13.3	13.0	13.5	12.5	12.2	12.0	12.1	12.3	12.6	12.4	12.2	11.9

- (注) 1 平成17年度以前は常用労働者をウエイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値  
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

#### 2 所定内賃金の概況

平成26年7月の集計労働者平均所定内賃金は、262,286円（平均年齢42.3歳、平均勤続年数11.9年）となっている。

男女別では、男性で283,291円（平均年齢43.0歳、平均勤続年数12.6年）、女性で215,524円（平均年齢40.9歳、平均勤続年数10.4年）となっている。

平均年齢は運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業の45.1歳が最も高く、金融業、保険業の38.4歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では、鉱業、採石業、砂利採取業の16.1年が最も長くなっており、逆に不動産業、物品賃貸業の7.8年が最も短くなっている。（第5図）

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	賃金(万円)					
				10	15	20	25	30	35
前年産業計	計	42.2	12.2	261,388					
	男性	42.9	13.1	283,640					
	女性	40.5	10.4	211,095					
産業計	計	42.3	11.9	262,286					
	男性	43.0	12.6	283,291					
	女性	40.9	10.4	215,524					
鉱業、採石業、 砂利採取業	計	40.5	16.1	404,504					
	男性	40.6	17.8	444,737					
	女性	40.2	8.5	223,452					
建設業	計	44.1	13.3	281,880					
	男性	44.2	13.4	291,377					
	女性	42.6	12.0	209,817					
製造業	計	43.2	13.0	245,026					
	男性	42.7	13.3	268,615					
	女性	44.7	12.3	180,097					
電気・ガス・ 熱供給・水道業	計	38.8	11.3	306,318					
	男性	37.7	10.4	313,696					
	女性	46.6	18.1	250,454					
情報通信業	計	39.3	12.5	302,187					
	男性	39.9	12.5	317,321					
	女性	37.2	12.6	248,088					
運輸業、郵便業	計	45.1	11.8	241,803					
	男性	45.2	12.0	246,243					
	女性	43.7	10.0	194,573					
卸売業、小売業	計	41.7	13.5	266,350					
	男性	42.5	14.0	289,378					
	女性	39.8	12.2	207,295					
金融業、保険業	計	38.4	13.5	353,740					
	男性	40.0	15.1	417,497					
	女性	35.6	10.9	249,527					
不動産業、 物品賃貸業	計	45.0	7.8	244,450					
	男性	45.1	7.4	263,185					
	女性	44.9	9.0	194,934					
学術研究、 専門・技術 サービス業	計	45.1	12.2	323,201					
	男性	46.4	12.5	352,849					
	女性	41.7	11.4	247,577					
宿泊業、 飲食サービス業	計	40.1	9.0	219,155					
	男性	40.9	10.1	239,804					
	女性	38.7	7.2	184,473					
生活関連 サービス業、 娯楽業	計	41.6	8.5	240,982					
	男性	42.3	9.4	274,120					
	女性	40.6	7.1	196,472					
教育、 学習支援業	計	42.7	10.3	343,481					
	男性	44.4	11.0	375,914					
	女性	40.2	9.3	297,298					
医療、福祉	計	39.1	8.8	235,977					
	男性	38.4	8.1	249,623					
	女性	39.3	9.1	231,226					
複合サービス 事業	計	41.2	14.1	267,693					
	男性	42.2	15.5	295,828					
	女性	39.4	11.5	216,717					
サービス業	計	43.8	9.5	238,472					
	男性	44.3	10.1	253,750					
	女性	42.0	7.4	186,925					

### 3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が251,526円、大企業が295,178円で、大企業を100とした場合、規模間格差は85.2となっている。（第6図）

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15 20 25 30 35万円				
				賃金				
前年規模計	計	42.2	12.2	261,388				
	男性	42.9	13.1	283,640				
	女性	40.5	10.4	211,095				
規模計	計	42.3	11.9	262,286				
	男性	43.0	12.6	283,291				
	女性	40.9	10.4	215,524				
中小企業	計	42.9	11.6	251,526				
	男性	43.6	12.2	270,491				
	女性	41.5	10.2	206,389				
大企業	計	40.5	12.8	295,178				
	男性	41.2	14.0	325,880				
	女性	39.2	10.7	238,924				

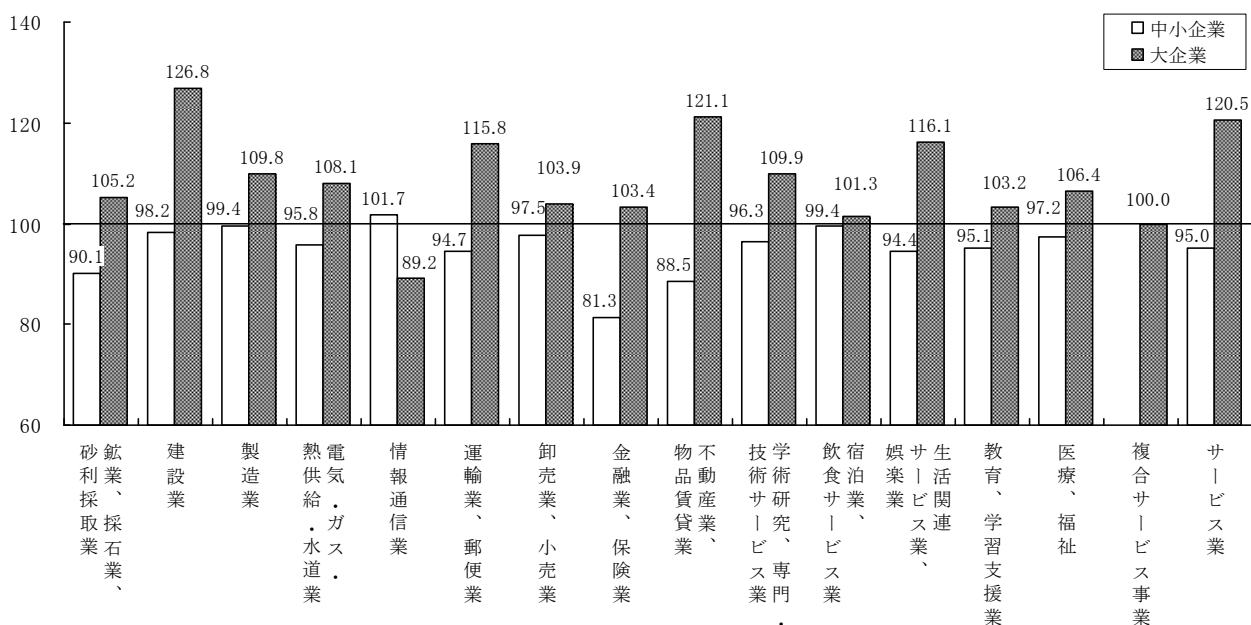
### 4 産業別所定内賃金

所定内賃金を産業別でみると、鉱業、採石業、砂利採取業（404,504円、40.5歳、16.1年）が最も高く、以下、金融業、保険業、教育、学習支援業、学術研究、専門・技術サービス業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業が続き、最も低いのは宿泊業、飲食サービス業となっている。（第10表、第5図）

第10表 産業別・規模別所定内賃金

区分	規模計	単位：円	
		中小企業	大企業
前年産業計	261,388	248,490	299,690
産業計	262,286	251,526	295,178
鉱業、採石業、砂利採取業	404,504	364,465	425,635
建設業	281,880	276,937	357,527
製造業	245,026	243,660	269,089
電気・ガス・熱供給・水道業	306,318	293,466	331,081
情報通信業	302,187	307,291	269,450
運輸業、郵便業	241,803	228,902	279,972
卸売業、小売業	266,350	259,774	276,721
金融業、保険業	353,740	287,442	365,821
不動産業、物品賃貸業	244,450	216,260	296,131
学術研究、専門・技術サービス業	323,201	311,198	355,088
宿泊業、飲食サービス業	219,155	217,918	222,083
生活関連サービス業、娯楽業	240,982	227,432	279,663
教育、学習支援業	343,481	326,795	354,563
医療、福祉	235,977	229,377	251,165
複合サービス事業	267,693	—	267,693
サービス業	238,472	226,625	287,273

第7図 産業間格差の状況



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で76.1(男性283,291円, 女性215,524円)となっている。規模別にみると、中小企業が76.3, 大企業が73.3と大企業の方が男女格差は大きくなっている。また、産業別にみると、格差が最も小さいのは、中小企業では医療、福祉, 大企業では情報通信業で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では金融業、保険業, 大企業では鉱業、採石業、砂利採取業となっている。(第11表, 第6図)

第11表 男女別所定内賃金

区分	中小企業						格差	大企業						格差
	男性			女性				男性			女性			
	年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金		年齢	勤続年数	所定内賃金	年齢	勤続年数	所定内賃金	
前年産業計	43.1	12.2	268,472	41.2	10.1	202,551	75.4	42.2	15.6	329,623	38.6	11.2	235,324	71.4
産業計	43.6	12.2	270,491	41.5	10.2	206,389	76.3	41.2	14.0	325,880	39.2	10.7	238,924	73.3
鉱業、採石業、砂利採取業	36.6	15.6	389,736	46.0	14.8	269,698	69.2	42.6	18.9	472,238	36.3	4.3	192,621	40.8
建設業	44.2	13.0	285,822	42.6	11.7	208,598	73.0	44.3	20.2	378,621	43.1	15.4	225,410	59.5
製造業	42.7	13.2	267,240	44.4	12.0	178,958	67.0	41.7	15.6	292,462	49.6	17.5	201,047	68.7
電気・ガス・熱供給・水道業	38.0	8.1	300,775	46.8	8.0	204,542	68.0	37.2	15.5	342,279	46.4	25.6	284,888	83.2
情報通信業	39.9	11.6	324,884	35.8	10.8	245,070	75.4	39.7	18.0	269,643	46.8	24.8	268,709	99.7
運輸業、郵便業	46.7	11.1	232,029	44.9	10.8	195,148	84.1	40.7	14.5	288,510	40.4	8.0	192,957	66.9
卸売業、小売業	43.2	13.8	282,990	39.3	11.1	196,073	69.3	41.3	14.4	299,954	40.4	13.9	222,962	74.3
金融業、保険業	41.4	15.7	329,611	39.1	8.0	217,161	65.9	39.8	15.0	433,652	35.0	11.4	255,341	58.9
不動産業、物品賃貸業	50.5	4.4	233,692	45.9	9.0	181,397	77.6	37.1	11.9	306,442.3	41.0	9.0	244,572.0	79.8
学術研究、専門・技術サービス業	46.1	12.1	340,639	41.4	11.6	248,702	73.0	47.1	13.4	379,711	43.4	10.6	242,233	63.8
宿泊業、飲食サービス業	40.3	8.5	235,293	41.0	7.2	185,723	78.9	42.6	14.6	251,898	34.3	7.2	182,045	72.3
生活関連サービス業、娯楽業	45.1	9.8	259,329	41.7	7.1	191,307	73.8	36.2	8.7	306,452	36.1	7.4	219,036	71.5
教育、学習支援業	47.4	12.6	371,064	40.2	9.9	285,412	76.9	42.9	10.3	378,284	40.2	8.6	309,183	81.7
医療、福祉	39.0	8.1	242,528	39.4	9.2	225,567	93.0	37.5	8.1	260,557	39.3	8.8	246,423	94.6
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	42.2	15.5	295,828	39.4	11.5	216,717	73.3
サービス業	44.4	9.3	239,384	43.6	7.6	180,837	75.5	44.1	13.8	317,388	36.8	6.6	206,967	65.2



## 6 年齢別所定内賃金

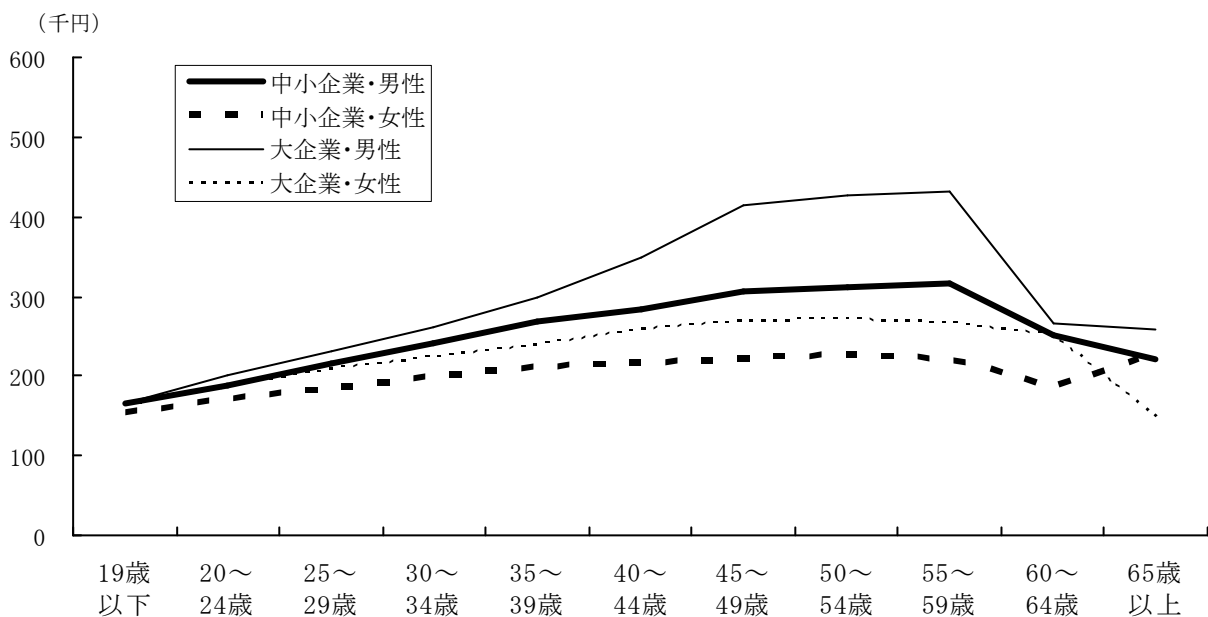
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業、大企業いずれも「55～59歳」のピークまで一貫して上昇し、その後、下降に転じている。女性は、中小企業ではほぼ横ばいで推移し、「55～59歳」で一旦下降、その後「65歳以上」で上昇、大企業では「50～54歳」まで上昇し、その後、下降に転じている。女性は男性に比べると年齢段階別格差が小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。（第12表、第8図）

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
19歳以下	円 165,787	87.9	円 153,323	89.5	円 164,615	81.9	円 162,154	87.5
20～24歳	188,695	100.0	171,222	100.0	200,946	100.0	185,372	100.0
25～29歳	216,465	114.7	183,690	107.3	231,483	115.2	208,388	112.4
30～34歳	241,298	127.9	199,372	116.4	260,943	129.9	222,646	120.1
35～39歳	267,520	141.8	209,788	122.5	298,666	148.6	237,855	128.3
40～44歳	283,653	150.3	217,015	126.7	349,492	173.9	259,424	139.9
45～49歳	306,828	162.6	220,040	128.5	413,803	205.9	269,209	145.2
50～54歳	311,534	165.1	226,915	132.5	427,641	212.8	270,499	145.9
55～59歳	316,379	167.7	221,503	129.4	431,567	214.8	267,254	144.2
60～64歳	250,962	133.0	185,252	108.2	265,288	132.0	250,098	134.9
65歳以上	221,269	117.3	225,499	131.7	258,960	128.9	147,836	79.8

第8図 所定内賃金の年齢別推移



## 7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。（第13表）

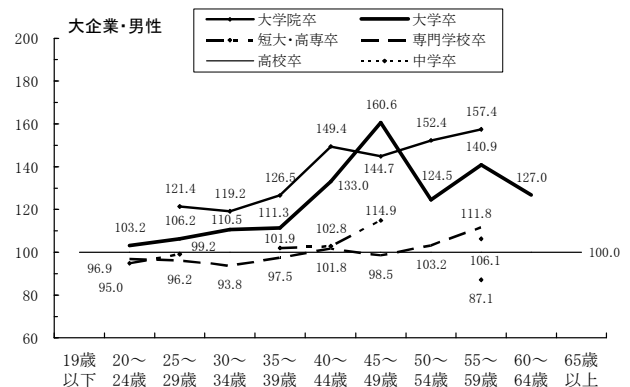
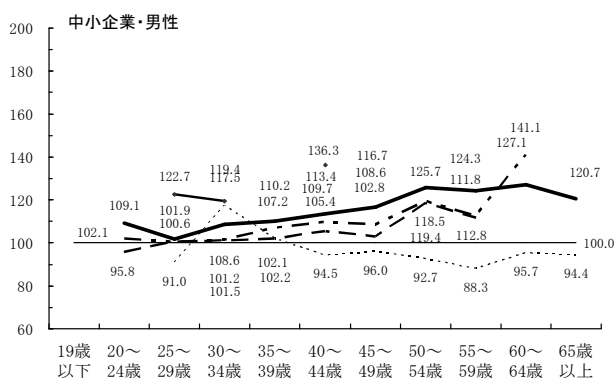
男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学院卒、大学卒との格差が大きい。また、女性について学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学卒、短大・高専卒、専門学校卒との格差が大きい。（第9図）

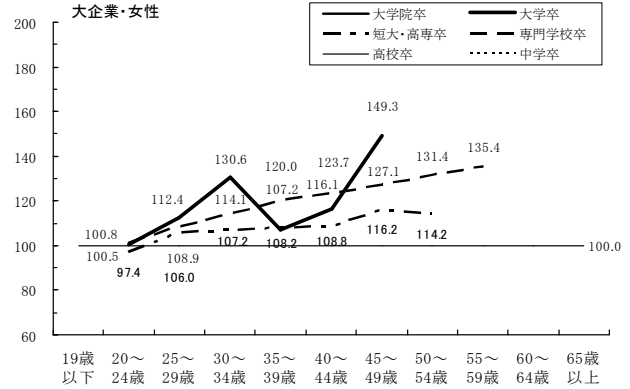
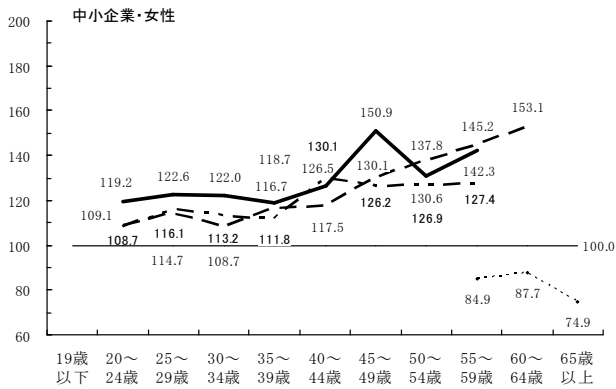
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	248,061	170,839	272,028	202,400	259,997	215,682	282,653	215,451	319,862	228,313	395,579	358,923
産 業 計	251,802	161,354	271,230	197,195	266,130	232,757	282,046	224,191	320,255	228,002	392,867	371,206
<b>中 小 企 業</b>	<b>250,441</b>	<b>158,736</b>	<b>264,661</b>	<b>189,764</b>	<b>261,134</b>	<b>222,125</b>	<b>278,357</b>	<b>220,061</b>	<b>297,729</b>	<b>224,037</b>	<b>344,952</b>	<b>348,237</b>
19歳以下	X	—	166,027	151,773	X	X	—	—	—	—	—	—
20～24歳	X	X	186,529	156,994	178,614	171,310	190,377	170,627	203,550	187,112	X	X
25～29歳	194,721	X	213,982	161,865	215,204	185,649	215,239	187,946	218,022	198,430	262,622	X
30～34歳	274,489	X	233,624	180,679	236,391	196,452	237,034	204,552	253,608	220,410	279,036	X
35～39歳	265,506	X	259,906	191,471	265,405	223,522	278,743	213,980	286,302	227,249	X	X
40～44歳	259,382	X	274,490	194,608	289,396	228,613	301,185	253,213	311,259	246,182	374,032	X
45～49歳	286,300	X	298,159	195,974	306,621	254,994	323,809	247,331	347,961	295,669	X	X
50～54歳	273,016	X	294,582	200,922	349,111	276,817	351,864	254,968	370,206	262,441	X	X
55～59歳	267,574	170,453	303,043	200,741	338,829	291,517	341,779	255,736	376,637	285,726	X	X
60～64歳	227,769	150,763	238,008	171,850	X	263,090	335,838	X	302,512	X	X	X
65歳以上	203,583	152,822	215,604	204,145	X	X	X	X	260,149	X	X	X
<b>大 企 業</b>	<b>279,569</b>	<b>190,525</b>	<b>305,020</b>	<b>223,863</b>	<b>280,562</b>	<b>253,820</b>	<b>293,385</b>	<b>236,517</b>	<b>354,542</b>	<b>233,308</b>	<b>428,447</b>	<b>394,175</b>
19歳以下	—	—	X	X	X	—	—	—	—	—	—	—
20～24歳	—	—	199,084	185,233	193,010	186,781	189,093	180,454	205,444	186,234	X	—
25～29歳	—	—	222,794	191,520	214,389	208,518	220,954	202,969	236,703	215,277	270,392	—
30～34歳	X	—	249,105	190,850	233,686	217,755	X	204,588	275,141	249,280	296,834	X
35～39歳	X	—	285,069	218,046	277,944	261,730	290,605	235,890	317,408	233,727	360,680	X
40～44歳	X	—	299,414	229,514	304,936	283,866	307,754	249,706	398,351	266,424	447,374	X
45～49歳	—	X	331,008	238,788	325,953	303,416	380,349	277,431	531,705	356,509	479,080	X
50～54歳	X	—	391,083	244,746	403,412	321,521	X	279,515	486,841	X	595,960	X
55～59歳	331,178	X	380,399	235,789	425,205	319,142	403,787	X	536,129	X	598,900	X
60～64歳	X	X	229,578	182,081	X	X	—	X	291,511	X	X	X
65歳以上	—	X	219,691	X	X	—	X	X	X	—	X	—

第9図 学歴間格差の年齢別推移





## 8 職種別所定内賃金

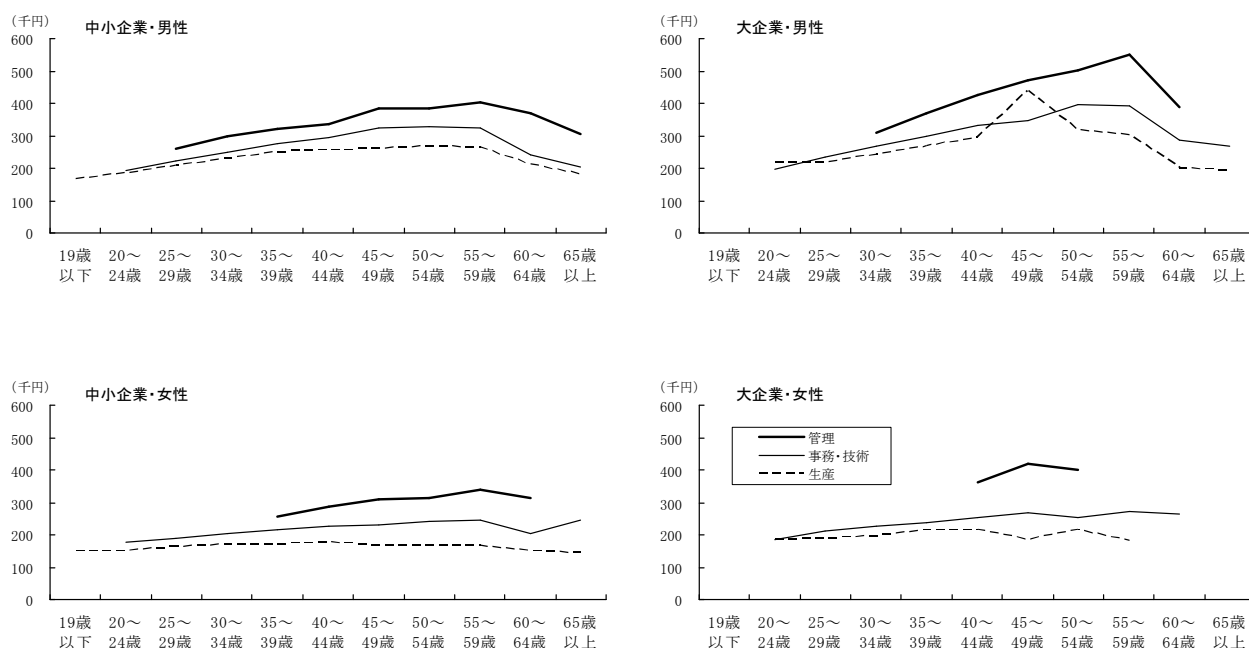
職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで「事務・技術」、 「生産」の順になっている。（第14表、第10図）

第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区分	管 理		事務・技術		生 産	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
前年規模計	398,711	319,610	279,010	214,332	242,887	175,443
産業計	392,818	325,994	280,900	221,607	244,429	168,658
<b>中小企業</b>	<b>363,218</b>	<b>304,290</b>	<b>274,375</b>	<b>214,767</b>	<b>239,552</b>	<b>164,412</b>
19歳以下	—	—	X	X	166,290	152,375
20～24歳	X	X	194,047	175,773	185,295	152,686
25～29歳	261,385	X	223,751	187,867	208,184	162,937
30～34歳	299,738	X	248,081	203,968	229,874	170,932
35～39歳	321,372	257,509	276,488	216,641	250,435	170,346
40～44歳	336,956	287,023	295,429	225,460	255,763	178,441
45～49歳	384,263	309,103	323,034	229,655	261,968	166,775
50～54歳	385,389	314,092	329,797	240,417	266,493	165,050
55～59歳	404,422	340,517	325,379	245,724	262,903	164,881
60～64歳	371,179	314,038	242,265	204,787	211,905	149,216
65歳以上	306,449	X	202,870	246,391	179,774	141,665
<b>大企業</b>	<b>468,152</b>	<b>369,736</b>	<b>294,000</b>	<b>236,613</b>	<b>277,828</b>	<b>192,472</b>
19歳以下	—	—	X	—	X	X
20～24歳	—	X	194,411	185,677	219,806	185,512
25～29歳	X	X	234,841	210,768	219,276	186,904
30～34歳	311,002	X	266,040	225,061	239,989	197,170
35～39歳	369,980	X	299,232	237,740	266,393	213,455
40～44歳	428,029	363,579	331,512	253,839	295,500	215,287
45～49歳	472,775	418,998	346,422	267,757	435,908	185,206
50～54歳	503,719	401,304	395,524	253,684	315,256	214,425
55～59歳	550,032	X	393,448	273,152	302,825	182,556
60～64歳	389,510	X	286,306	264,191	201,608	X
65歳以上	X	—	267,899	X	193,894	X

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



## 9 勤続年数別所定内賃金

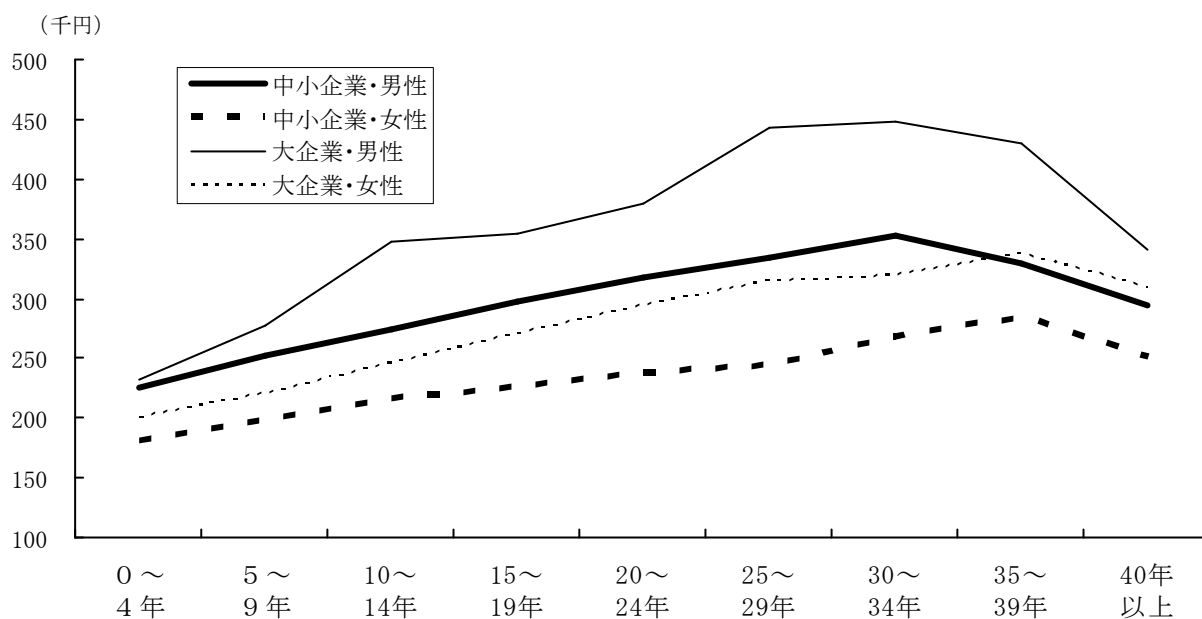
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、中小企業、大企業とも男性は「30～34年」、女性は「35～39年」がピークで、その後、下降に転じている。

また、規模別では、勤続年数「0年」の者の所定内賃金を100とした場合、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。（第15表、第11図）

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中小企業				大企業			
	男性		女性		男性		女性	
	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差	所定内賃金	格差
	円		円		円		円	
0年	209,045	100.0	176,947	100.0	219,763	100.0	184,831	100.0
1年	222,045	106.2	178,957	101.1	235,305	107.1	199,192	107.8
2年	230,368	110.2	181,134	102.4	221,607	100.8	196,666	106.4
3～4年	238,054	113.9	185,505	104.8	242,658	110.4	215,372	116.5
5～9年	252,643	120.9	199,038	112.5	277,815	126.4	219,898	119.0
10～14年	273,674	130.9	216,093	122.1	347,404	158.1	246,253	133.2
15～19年	298,232	142.7	225,506	127.4	354,893	161.5	271,304	146.8
20～24年	316,820	151.6	237,565	134.3	380,193	173.0	294,601	159.4
25～29年	333,802	159.7	243,458	137.6	442,956	201.6	314,402	170.1
30～34年	352,868	168.8	267,203	151.0	447,443	203.6	319,805	173.0
35～39年	329,919	157.8	283,945	160.5	429,626	195.5	337,740	182.7
40年以上	293,927	140.6	250,836	141.8	341,601	155.4	309,464	167.4

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



## 10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者（学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者）について、勤続年数「3～4年」かつ、年齢「20～24歳」の者の所定内賃金を100として、各条件別に所定内賃金をみると、男女ともに中小企業、大企業両規模で「事務・技術」が「生産」より概ね勤続年数、年齢により格差が大きくなっている。（第16表）

第16表 標準労働者の所定内賃金

【男性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
0 年	17 歳 以下	円	—	円	X	円	—	円	—
0 年	18 ～ 19 歳	X	X	165,399	83	—	—	X	X
1 ～ 2 年	18 ～ 19 歳	X	X	171,774	86	—	—	X	X
3 ～ 4 年	20 ～ 24 歳	187,837	100.0	199,073	100.0	X	X	X	X
5 ～ 9 年	25 ～ 29 歳	247,606	131.8	217,231	109.1	251,725	127.0	238,810	114.6
10 ～ 14 年	30 ～ 34 歳	267,256	142.3	239,556	120.3	289,446	146.1	287,198	137.8
15 ～ 19 年	35 ～ 39 歳	301,222	160.4	267,529	134.4	315,853	159.4	X	X
20 ～ 24 年	40 ～ 44 歳	303,184	161.4	278,273	139.8	346,769	175.0	X	X
25 ～ 29 年	45 ～ 49 歳	356,604	189.8	319,582	160.5	406,155	205.0	379,599	182.2
30 ～ 34 年	50 ～ 54 歳	371,620	197.8	299,821	150.6	436,820	220.5	X	X
35 ～ 39 年	55 ～ 59 歳	383,193	204.0	X	X	X	X	X	X
40 年 以上	60 歳 以上	240,581	128.1	235,148	118.1	X	X	X	X

【女 性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
0 年	17 歳 以下	—	—	—	—	—	—	X	X
0 年	18 ～ 19 歳	X	X	X	X	—	—	—	—
1 ～ 2 年	18 ～ 19 歳	X	X	X	X	X	X	X	X
3 ～ 4 年	20 ～ 24 歳	174,968	100.0	157,464	100.0	182,264	100.0	—	—
5 ～ 9 年	25 ～ 29 歳	193,086	110.4	X	X	220,363	120.9	X	X
10 ～ 14 年	30 ～ 34 歳	205,902	117.7	X	X	221,069	121.3	—	—
15 ～ 19 年	35 ～ 39 歳	227,979	130.3	X	X	253,820	139.3	X	X
20 ～ 24 年	40 ～ 44 歳	245,143	140.1	X	X	268,371	147.2	X	X
25 ～ 29 年	45 ～ 49 歳	287,388	164.3	X	X	308,307	169.2	X	X
30 ～ 34 年	50 ～ 54 歳	281,173	160.7	X	X	X	X	X	X
35 ～ 39 年	55 ～ 59 歳	X	X	X	X	X	X	X	X
40 年 以上	60 歳 以上	X	X	—	—	X	X	—	—

11 所定外賃金

平成26年7月の集計労働者平均所定外賃金は、18,403円となっている。

男女別では、男性で22,783円、女性で8,652円となっている。

規模別にみると、中小企業が17,272円、大企業が21,862円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、運輸業、郵便業が36,819円で最も高く、鉱業、採石業、砂利採取業が続き、不動産業、物品賃貸業が最も低くなっている。（第17表）

第17表 所定外賃金

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	17,410	21,528	8,103	16,501	20,586	7,109	20,111	24,385	10,921
産 業 計	<b>18,403</b>	<b>22,783</b>	<b>8,652</b>	<b>17,272</b>	<b>21,445</b>	<b>7,339</b>	<b>21,862</b>	<b>27,235</b>	<b>12,016</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	32,267	37,045	10,768	65,130	78,681	14,316	14,923	16,227	8,402
建設業	19,868	21,501	7,475	18,623	20,156	6,829	38,925	42,626	15,739
製造業	21,364	25,601	9,701	20,348	24,458	9,070	39,253	45,415	21,314
電気・ガス・熱供給・水道業	17,597	19,120	6,065	18,313	18,946	10,609	16,218	19,505	2,656
情報通信業	24,346	26,623	16,207	23,373	25,585	15,551	30,590	33,173	20,688
運輸業、郵便業	36,819	39,235	11,121	32,760	34,837	10,345	48,830	52,316	13,299
卸売業、小売業	12,189	14,249	6,905	9,677	11,596	4,410	16,151	18,642	10,388
金融業、保険業	30,495	33,874	24,972	11,379	10,617	12,650	33,979	38,150	27,185
不動産業、物品賃貸業	5,441	3,694	10,058	5,989	3,701	10,563	4,436	3,683	8,205
学術研究、専門・技術サービス業	14,325	16,775	8,077	11,127	13,770	5,517	22,822	23,386	20,236
宿泊業、飲食サービス業	14,967	15,800	13,568	14,981	16,418	12,318	14,934	14,144	15,995
生活関連サービス業、娯楽業	14,223	13,806	14,785	16,152	16,646	15,592	8,718	7,597	11,256
教育、学習支援業	7,820	9,218	5,830	3,550	4,581	2,587	10,655	11,483	9,072
医療、福祉	6,095	6,051	6,110	5,815	5,599	5,877	6,739	6,747	6,736
複合サービス事業	12,620	16,205	6,126	—	—	—	12,620	16,205	6,126
サービス業	22,396	26,522	8,474	19,556	23,198	6,487	34,095	41,249	15,017

## 第4 労働日数，労働時間

### 1 実労働日数，実労働時間数

#### (1) 実労働日数

平成26年7月の実労働日数は，22.1日（中小企業22.2日，大企業21.6日）となっている。産業別にみると，教育、学習支援業が23.2日（中小企業22.6日，大企業23.5日）で最も多く，宿泊業、飲食サービス業，建設業，運輸業、郵便業が続いている。（第18表）

#### (2) 実労働時間数

平成26年7月の実労働時間数をみると，総実労働時間数は167.7時間（中小企業169.4時間，大企業162.8時間）であり，その内訳は所定内158.6時間，所定外9.1時間となっている。産業別の月所定内労働時間数は宿泊業、飲食サービス業が134.7時間で最も短く，他の産業との差は14.7～38.4時間であり，産業差が広がっている。産業別の月所定外労働時間数は運輸業、郵便業が22.3時間で最も長く，以下，情報通信業，鉱業、採石業、砂利採取業，電気・ガス・熱供給・水道業が続いている。（第18表）

第18表 月間実労働日数、実労働時間数

区 分	月間実労働日数	月 間 実 労 働 時 間 数			
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数	
前 年 産 業 計	規 模 計	21.5 日	165.3 時間	156.7 時間	8.6 時間
	中小企業	21.7	166.3	157.6	8.7
	大企業	21.1	162.4	154.1	8.3
産 業 計	規 模 計	<b>22.1</b>	<b>167.7</b>	<b>158.6</b>	<b>9.1</b>
	中小企業	22.2	169.4	160.3	9.1
	大企業	21.6	162.8	153.8	9.0
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	<b>21.0</b>	<b>166.4</b>	<b>152.8</b>	<b>13.6</b>
	中小企業	20.7	175.0	149.4	25.6
	大企業	21.2	161.9	154.7	7.3
建 設 業	規 模 計	<b>22.7</b>	<b>181.4</b>	<b>170.8</b>	<b>10.6</b>
	中小企業	22.8	181.2	171.0	10.2
	大企業	21.7	184.6	167.8	16.8
製 造 業	規 模 計	<b>21.8</b>	<b>172.4</b>	<b>161.2</b>	<b>11.2</b>
	中小企業	21.9	172.3	161.5	10.9
	大企業	20.5	173.8	155.6	18.2
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	<b>21.1</b>	<b>170.5</b>	<b>157.8</b>	<b>12.7</b>
	中小企業	20.9	171.8	156.0	15.9
	大企業	21.4	167.9	161.6	6.4
情 報 通 信 業	規 模 計	<b>21.8</b>	<b>187.5</b>	<b>173.1</b>	<b>14.5</b>
	中小企業	21.8	187.8	173.6	14.2
	大企業	21.8	185.9	169.5	16.3
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	<b>22.4</b>	<b>188.9</b>	<b>166.6</b>	<b>22.3</b>
	中小企業	22.8	194.0	172.8	21.2
	大企業	21.2	175.9	150.9	25.0
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	<b>22.2</b>	<b>159.7</b>	<b>154.5</b>	<b>5.3</b>
	中小企業	22.4	161.0	156.4	4.6
	大企業	21.9	157.9	151.7	6.2
金 融 業、保 険 業	規 模 計	<b>21.6</b>	<b>175.0</b>	<b>162.9</b>	<b>12.0</b>
	中小企業	21.8	164.2	157.7	6.5
	大企業	21.5	177.0	163.9	13.1
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	<b>22.2</b>	<b>167.8</b>	<b>164.0</b>	<b>3.8</b>
	中小企業	22.4	167.8	163.5	4.3
	大企業	22.0	167.9	165.0	2.9
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	<b>21.6</b>	<b>168.2</b>	<b>161.7</b>	<b>6.5</b>
	中小企業	21.7	171.5	165.9	5.6
	大企業	21.3	160.0	151.3	8.7
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	<b>23.1</b>	<b>140.5</b>	<b>134.7</b>	<b>5.8</b>
	中小企業	23.4	140.5	134.9	5.6
	大企業	22.5	140.4	134.3	6.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	<b>21.8</b>	<b>159.9</b>	<b>152.7</b>	<b>7.2</b>
	中小企業	21.9	162.4	154.2	8.1
	大企業	21.3	152.8	148.3	4.5
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	<b>23.2</b>	<b>173.9</b>	<b>169.3</b>	<b>4.6</b>
	中小企業	22.6	170.4	167.2	3.2
	大企業	23.5	176.2	170.7	5.5
医 療、福 祉	規 模 計	<b>21.5</b>	<b>153.4</b>	<b>150.8</b>	<b>2.6</b>
	中小企業	21.7	154.1	151.5	2.6
	大企業	21.1	151.6	149.0	2.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	<b>21.7</b>	<b>169.0</b>	<b>162.5</b>	<b>6.6</b>
	中小企業	—	—	—	—
	大企業	21.7	169.0	162.5	6.6
サ ー ビ ス 業	規 模 計	<b>22.2</b>	<b>160.0</b>	<b>149.4</b>	<b>10.6</b>
	中小企業	22.4	162.8	152.2	10.6
	大企業	21.4	150.6	140.0	10.6



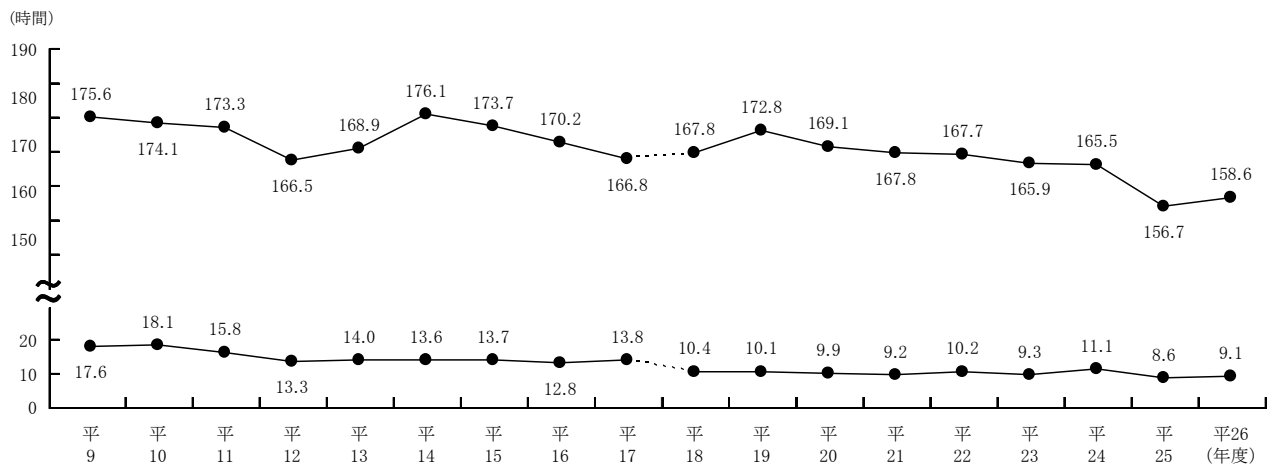
## 2 労働時間の推移（月所定内・月所定外）

平成9年度からの労働時間の推移をみると、月所定内労働時間は、平成12年度までは減少傾向となっていたが、平成13年度から平成14年度まで増加に転じ、その後は再び減少傾向となったが、平成26年度は増加した。

月所定外労働時間は、平成10年度までは増加傾向、平成11年度からは減少傾向となっているが、総じて横ばいにあるといえる。

なお、平成18年度からは月所定内労働時間、月所定外労働時間の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第12図）

第12図 労働時間の推移（月所定内・月所定外）



- (注) 1 平成17年度以前は「所定労働時間」として事業所を1単位とした単純算術平均で集計、平成18年度以降は「所定内労働時間」として常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計  
 2 平成17年度以前は常用労働者をウェイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計  
 3 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 4 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

## 3 所定労働時間

### (1) 日所定・週所定労働時間

週所定労働時間は、39時間21分となっている。規模別にみると、中小企業は39時間36分、大企業は38時間33分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業では運輸業、郵便業、大企業では建設業、情報通信業がいずれも最も長くなっている。（第19表）

第19表 日所定・週所定・年所定労働時間

区 分	日 所 定	週 所 定
	時間:分	時間:分
前 年 産 業 計 規 模 計	7:40	38:47
中 小 企 業	7:40	39:02
大 企 業	7:38	38:03
産 業 計 規 模 計	<b>7:42</b>	<b>39:21</b>
中 小 企 業	7:42	39:36
大 企 業	7:41	38:33
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	<b>7:25</b>	<b>37:05</b>
中 小 企 業	—	—
大 企 業	7:25	37:05
建 設 業 規 模 計	<b>7:40</b>	<b>40:08</b>
中 小 企 業	7:40	40:08
大 企 業	8:00	40:00
製 造 業 規 模 計	<b>7:42</b>	<b>39:27</b>
中 小 企 業	7:42	39:26
大 企 業	7:45	39:47
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	<b>7:42</b>	<b>38:30</b>
中 小 企 業	7:42	38:32
大 企 業	7:40	38:20
情 報 通 信 業 規 模 計	<b>7:47</b>	<b>38:47</b>
中 小 企 業	7:46	38:40
大 企 業	8:00	40:00
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	<b>7:56</b>	<b>40:33</b>
中 小 企 業	7:59	40:59
大 企 業	7:48	39:16
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	<b>7:39</b>	<b>38:53</b>
中 小 企 業	7:34	38:43
大 企 業	7:48	39:09
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	<b>7:33</b>	<b>37:42</b>
中 小 企 業	7:47	38:54
大 企 業	7:30	37:26
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	<b>7:10</b>	<b>37:54</b>
中 小 企 業	7:03	38:03
大 企 業	7:30	37:30
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	<b>7:41</b>	<b>38:35</b>
中 小 企 業	7:46	38:52
大 企 業	7:31	37:59
宿 泊 業 、 飲 食 サービス業 規 模 計	<b>7:17</b>	<b>38:26</b>
中 小 企 業	7:30	40:05
大 企 業	6:43	34:05
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	<b>7:44</b>	<b>40:22</b>
中 小 企 業	7:42	40:36
大 企 業	7:53	39:40
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	<b>7:41</b>	<b>38:42</b>
中 小 企 業	7:52	39:54
大 企 業	7:33	37:46
医 療 、 福 祉 規 模 計	<b>7:54</b>	<b>39:32</b>
中 小 企 業	7:53	39:33
大 企 業	7:55	39:28
複 合 サービス事業 規 模 計	<b>7:47</b>	<b>38:57</b>
中 小 企 業	—	—
大 企 業	7:47	38:57
サ ー ビ ス 業 規 模 計	<b>7:36</b>	<b>39:05</b>
中 小 企 業	7:37	39:29
大 企 業	7:36	37:50

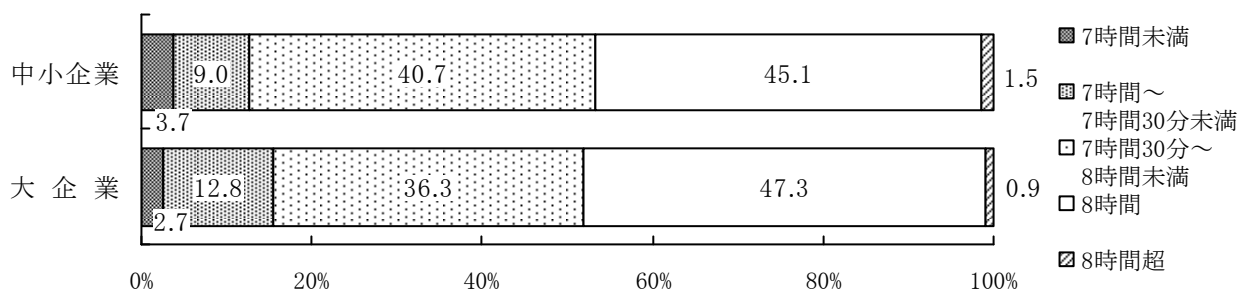
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、7時間42分となっている。規模別にみると、中小企業は7時間42分、大企業は7時間41分ではほぼ同時間となっているが、1日の所定労働時間別事業所割合では8時間未満とする割合は中小企業がやや高くなっている。産業別にみると、中小企業では運輸業、郵便業、大企業では建設業が最も長くなっている。（第20表、第13図）

第20表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合						
		6:29	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01	
		6:29	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01	
前年産業計	7時間40分	3.1	0.7	10.1	39.5	45.2	1.5	
産 業 計	7時間40分	3.0	0.7	9.9	38.8	46.1	1.5	
	7時間38分	3.7	0.5	10.6	41.5	42.4	1.4	
	7時間42分	2.5	0.9	9.9	39.6	45.6	1.4	
	7時間42分	2.5	1.2	9.0	40.7	45.1	1.5	
	7時間41分	2.7	—	12.8	36.3	47.3	0.9	
鉱業、採石業、砂利採取業	7時間25分	—	—	100.0	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	7時間25分	—	—	100.0	—	—	—	
建設業	7時間40分	—	1.4	7.2	49.3	41.3	0.7	
	7時間40分	—	1.5	7.5	51.1	39.1	0.8	
	8時間00分	—	—	—	—	100.0	—	
製造業	7時間42分	2.0	0.5	8.5	52.0	36.5	0.5	
	7時間42分	2.1	0.5	8.2	52.1	36.6	0.5	
	7時間45分	—	—	16.7	50.0	33.3	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	7時間42分	—	—	—	80.0	20.0	—	
	7時間42分	—	—	—	75.0	25.0	—	
	7時間40分	—	—	—	100.0	—	—	
情報通信業	7時間47分	—	—	8.3	25.0	66.7	—	
	7時間46分	—	—	9.1	27.3	63.6	—	
	8時間00分	—	—	—	—	100	—	
運輸業、郵便業	7時間56分	—	3.1	14.1	37.5	39.1	6.3	
	7時間59分	—	4.2	16.7	37.5	33.3	8.3	
	7時間48分	—	—	6.3	37.5	56.3	—	
卸売業、小売業	7時間39分	7.5	—	6.3	32.8	51.1	2.3	
	7時間34分	10.0	—	6.4	33.6	48.2	1.8	
	7時間48分	3.1	—	6.3	31.3	56.3	3.1	
金融業、保険業	7時間33分	—	—	47.5	32.5	20.0	—	
	7時間47分	—	—	14.3	14.3	71.4	—	
	7時間30分	—	—	54.5	36.4	9.1	—	
不動産業、物品賃貸業	7時間10分	—	25.0	25.0	50.0	—	—	
	7時間03分	—	33.3	33.3	33.3	—	—	
	7時間30分	—	—	—	100	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	7時間41分	—	—	18.8	43.8	37.5	—	
	7時間46分	—	—	9.1	45.5	45.5	—	
	7時間31分	—	—	40.0	40.0	20.0	—	
宿泊業、飲食サービス業	7時間17分	12.2	2.4	17.1	26.8	36.6	4.9	
	7時間30分	6.7	3.3	20.0	26.7	36.7	6.7	
	6時間43分	27.3	—	9.1	27.3	36.4	—	
生活関連サービス業、娯楽業	7時間44分	—	—	10.0	35.0	55.0	—	
	7時間42分	—	—	13.3	33.3	53.3	—	
	7時間53分	—	—	—	40.0	60.0	—	
教育、学習支援業	7時間41分	—	—	—	68.0	32.0	—	
	7時間52分	—	—	—	36.4	63.6	—	
	7時間33分	—	—	—	92.9	7.1	—	
医療、福祉	7時間54分	—	—	3.5	24.6	71.1	0.7	
	7時間53分	—	—	4.8	24.8	69.5	1.0	
	7時間55分	—	—	—	24.3	75.7	—	
複合サービス事業	7時間47分	—	—	—	41.7	58.3	—	
	—	—	—	—	—	—	—	
	7時間47分	—	—	—	41.7	58.3	—	
サービス業	7時間36分	3.5	3.5	14.0	35.1	43.9	—	
	7時間37分	2.3	4.7	16.3	34.9	41.9	—	
	7時間36分	7.1	—	7.1	35.7	50.0	—	

第13図 1日の所定労働時間別事業所割合



### (3) 週所定労働時間

平成26年7月の週所定労働時間は、39時間21分となっている。規模別にみると、中小企業は39時間36分、大企業は38時間33分で中小企業の方が長くなっている。産業別では、運輸業、郵便業が40時間33分と最も長く、一方、最も短いのは鉱業、採石業、砂利採取業の37時間05分であり、その差は1時間28分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40時間以下の事業所が93.4%、40時間を超え44時間以下の事業所が1.9%、44時間を超える事業所が4.7%となっている。これを産業別にみると、週40時間以下は鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、複合サービス事業で100.0%となっており、他の産業との差は0.7%～17.5%となっている。なお、40時間を超え44時間以下は建設業が4.4%と最も多い。週44時間を超える労働時間は宿泊業、飲食サービス業で17.5%と最も多い。（第21表）

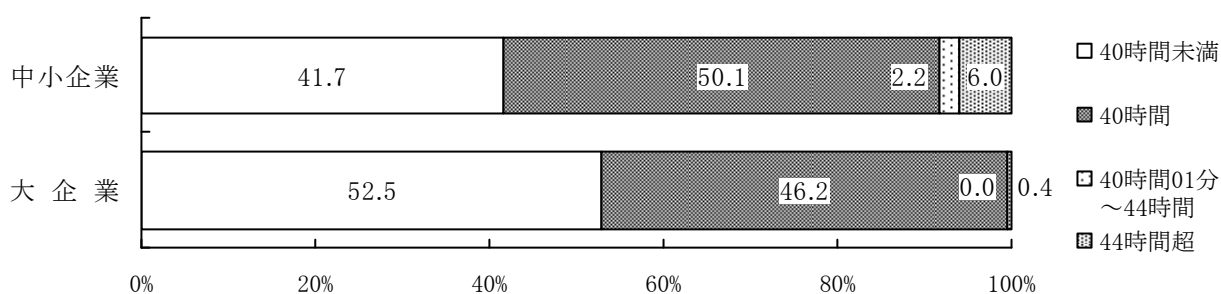
規模別では、大企業の方が週40時間以下の割合が大きい。（第21表、第14図）

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業ともに労働組合の有る事業所の方が短くなっている。（第22表）

第21表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合							
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59	
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59	
前年産業計	規模計	38時間47分	24.3	22.2	47.6	0.8	2.1	1.0	2.0
	中小企業	39時間02分	18.8	24.3	49.4	1.0	2.5	1.3	2.7
	大企業	38時間03分	41.5	15.7	41.9	—	0.9	—	—
産 業 計	規模計	39時間21分	18.7	25.6	49.1	0.9	0.5	0.5	4.7
	中小企業	39時間36分	13.8	27.8	50.1	1.0	0.6	0.7	6.0
	大企業	38時間33分	34.1	18.4	46.2	0.4	0.4	—	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	37時間05分	100.0	—	—	—	—	—	—
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	37時間05分	100.0	—	—	—	—	—	—
建 設 業	規模計	40時間08分	8.0	31.4	48.2	2.2	2.2	—	8.0
	中小企業	40時間08分	8.3	32.6	46.2	2.3	2.3	—	8.3
	大企業	40時間00分	—	—	100.0	—	—	—	—
製 造 業	規模計	39時間27分	12.7	41.1	37.6	1.5	—	0.5	6.6
	中小企業	39時間26分	12.0	40.8	38.7	1.6	—	0.5	6.3
	大企業	39時間47分	33.3	50.0	—	—	—	—	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	38時間30分	40.0	40.0	20.0	—	—	—	—
	中小企業	38時間32分	50.0	25.0	25.0	—	—	—	—
	大企業	38時間20分	—	100.0	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	38時間47分	33.3	—	66.7	—	—	—	—
	中小企業	38時間40分	36.4	—	63.6	—	—	—	—
	大企業	40時間00分	—	—	100.0	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	40時間33分	14.1	21.9	54.7	—	—	1.6	7.8
	中小企業	40時間59分	10.4	25.0	52.1	—	—	2.1	10.4
	大企業	39時間16分	25.0	12.5	62.5	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	規模計	38時間53分	16.0	25.4	54.4	0.6	0.6	0.6	2.4
	中小企業	38時間43分	17.0	24.5	52.8	0.9	—	0.9	3.8
	大企業	39時間09分	14.3	27.0	57.1	—	1.6	—	—
金 融 業、保 険 業	規模計	37時間42分	71.1	10.5	18.4	—	—	—	—
	中小企業	38時間54分	28.6	14.3	57.1	—	—	—	—
	大企業	37時間26分	80.6	9.7	9.7	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	37時間54分	75.0	—	25.0	—	—	—	—
	中小企業	38時間03分	66.7	—	33.3	—	—	—	—
	大企業	37時間30分	100.0	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	38時間35分	37.5	18.8	37.5	6.3	—	—	—
	中小企業	38時間52分	27.3	27.3	45.5	—	—	—	—
	大企業	37時間59分	60.0	—	20.0	20.0	—	—	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	38時間26分	30.0	15.0	37.5	—	—	—	17.5
	中小企業	40時間05分	20.7	13.8	41.4	—	—	—	24.1
	大企業	34時間05分	54.5	18.2	27.3	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	40時間22分	20.0	15.0	55.0	—	—	—	10.0
	中小企業	40時間36分	26.7	6.7	53.3	—	—	—	13.3
	大企業	39時間40分	—	40.0	60.0	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	38時間42分	48.0	20.0	28.0	—	—	4.0	—
	中小企業	39時間54分	—	36.4	54.5	—	—	9.1	—
	大企業	37時間46分	85.7	7.1	7.1	—	—	—	—
医 療、福 祉	規模計	39時間32分	11.3	14.2	73.8	—	0.7	—	—
	中小企業	39時間33分	11.5	12.5	75.0	—	1.0	—	—
	大企業	39時間28分	10.8	18.9	70.3	—	—	—	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	38時間57分	41.7	—	58.3	—	—	—	—
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	38時間57分	41.7	—	58.3	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	規模計	39時間05分	19.3	28.1	47.4	—	—	1.8	3.5
	中小企業	39時間29分	16.3	30.2	46.5	—	—	2.3	4.7
	大企業	37時間50分	28.6	21.4	50.0	—	—	—	—

第14図 週所定労働時間別事業所割合



第22表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38時間13分	39時間07分	37時間31分	38時間55分
産 業 計	39時間05分	39時間40分	38時間41分	38時間22分

#### (4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、68.3%となっている。形態別では、「1か月単位」が21.5%、「1年単位」が45.2%、「フレックスタイム制」が2.7%、「1週間単位」が1.4%となり、「1年単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。

規模別では、中小企業で70.7%、大企業で60.8%となっている。

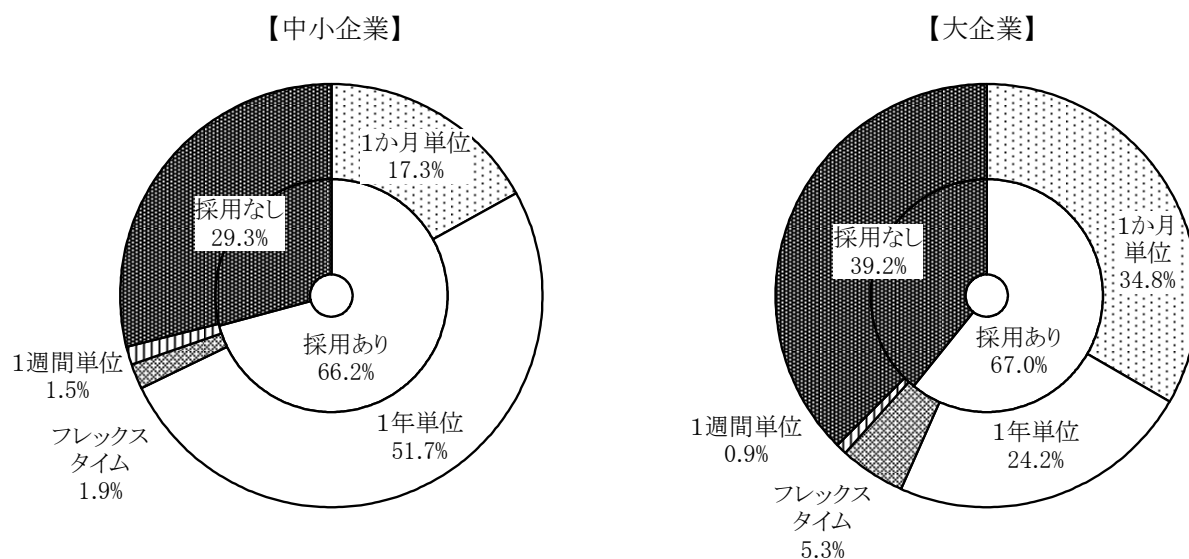
産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業の100.0%が最も高く、以下、電気・ガス・熱供給・水道業、宿泊業、飲食サービス業、製造業、運輸業、郵便業、不動産業、物品賃貸業、複合サービス事業、医療、福祉、生活関連サービス業、娯楽業と続いている。これらの産業では採用の割合が高く7割を超えている。(第23表、第15図)

また、平成18年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、平成18年度から増加傾向であったが、20年度よりほぼ横ばいとなり、26年度は増加がみられる。(第16図)

第23表 変形労働時間制の形態別事業所

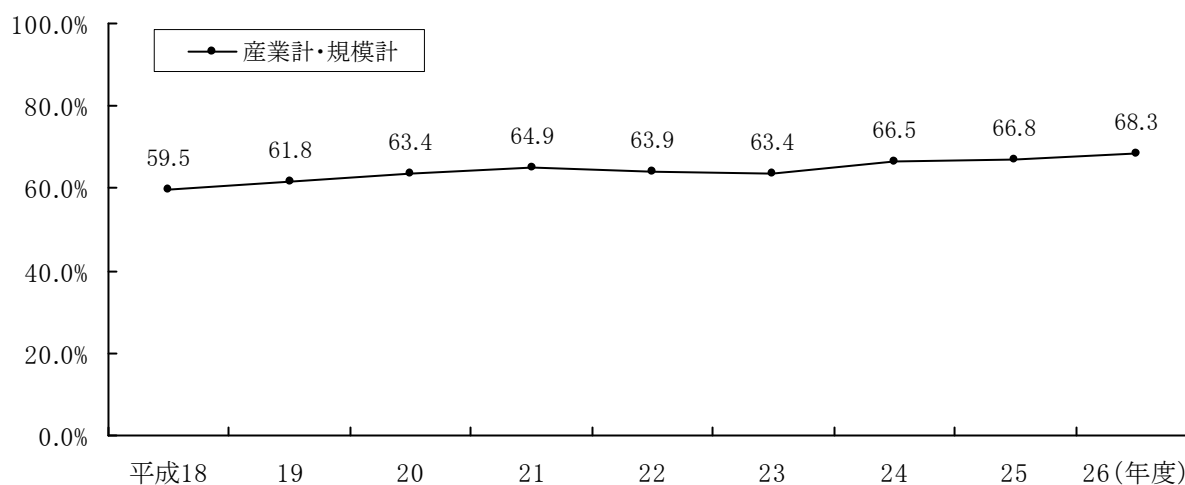
区 分	事業所	変形労働時間制あり					変形労働時間制なし		
		計	1か月単位	1年単位	フレックス タイム	1週間単位			
前 年 産 業 計	規模計	100.0	66.8	21.2	42.8	3.3	2.1	33.2	
	中小企業	100.0	67.5	16.3	48.8	1.5	2.7	32.5	
	大企業	100.0	64.8	36.6	24.1	8.8	0.5	35.2	
	産 業 計	規模計	100.0	68.3	21.5	45.2	2.7	1.4	31.7
	中小企業	100.0	70.7	17.3	51.7	1.9	1.5	29.3	
	大企業	100.0	60.8	34.8	24.2	5.3	0.9	39.2	
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—	
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	
建 設 業	規模計	100.0	68.3	2.9	64.7	1.4	—	31.7	
	中小企業	100.0	70.1	3.0	66.4	0.7	—	29.9	
	大企業	100.0	20.0	—	20.0	—	—	80.0	
製 造 業	規模計	100.0	77.0	10.5	68.0	1.0	0.5	23.0	
	中小企業	100.0	76.8	9.8	68.6	0.5	0.5	23.2	
	大企業	100.0	83.3	33.3	50.0	16.7	—	16.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	80.0	40.0	—	40.0	—	20.0	
	中小企業	100.0	75.0	25.0	—	50.0	—	25.0	
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	
情 報 通 信 業	規模計	100.0	25.0	16.7	8.3	—	—	75.0	
	中小企業	100.0	27.3	18.2	9.1	—	—	72.7	
	大企業	100.0	—	—	—	—	—	100.0	
運 輸 業、 郵 便 業	規模計	100.0	76.9	32.3	44.6	1.5	—	23.1	
	中小企業	100.0	79.6	28.6	51.0	2.0	—	20.4	
	大企業	100.0	68.8	43.8	25.0	—	—	31.3	
卸 売 業、 小 売 業	規模計	100.0	66.5	23.9	40.3	1.1	4.0	33.5	
	中小企業	100.0	65.8	17.1	45.0	—	4.5	34.2	
	大企業	100.0	67.7	35.4	32.3	3.1	3.1	32.3	
金 融 業、 保 険 業	規模計	100.0	27.5	20.0	5.0	2.5	—	72.5	
	中小企業	100.0	28.6	—	14.3	14.3	—	71.4	
	大企業	100.0	27.3	24.2	3.0	—	—	72.7	
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	規模計	100.0	75.0	50.0	25.0	—	—	25.0	
	中小企業	100.0	66.7	33.3	33.3	—	—	33.3	
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	100.0	43.8	6.3	31.3	6.3	—	56.3	
	中小企業	100.0	54.5	9.1	45.5	—	—	45.5	
	大企業	100.0	20.0	—	—	20.0	—	80.0	
宿 泊 業、 飲 食 サービス業	規模計	100.0	77.5	42.5	30.0	—	7.5	22.5	
	中小企業	100.0	75.9	31.0	34.5	—	10.3	24.1	
	大企業	100.0	81.8	72.7	18.2	—	—	18.2	
生 活 関 連 サービス業、 娯 楽 業	規模計	100.0	70.0	40.0	25.0	5.0	10.0	30.0	
	中小企業	100.0	66.7	40.0	20.0	6.7	13.3	33.3	
	大企業	100.0	80.0	40.0	40.0	—	—	20.0	
教 育、 学 習 支 援 業	規模計	100.0	68.0	12.0	44.0	12.0	—	32.0	
	中小企業	100.0	63.6	27.3	27.3	9.1	—	36.4	
	大企業	100.0	71.4	—	57.1	14.3	—	28.6	
医 療、 福 祉	規模計	100.0	71.1	35.9	35.2	2.8	—	28.9	
	中小企業	100.0	73.3	33.3	38.1	3.8	—	26.7	
	大企業	100.0	64.9	43.2	27.0	—	—	35.1	
複 合 サービス 事 業	規模計	100.0	75.0	50.0	—	33.3	—	25.0	
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—	
	大企業	100.0	75.0	50.0	—	33.3	—	25.0	
サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	61.4	28.1	31.6	3.5	—	38.6	
	中小企業	100.0	62.8	27.9	34.9	2.3	—	37.2	
	大企業	100.0	57.1	28.6	21.4	7.1	—	42.9	

第15図 変形労働時間制の採用状況



(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形制を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第16図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移





## 第5 休日・休暇

### 1 休日数

#### (1) 年間休日

年間休日数は、平均108.1日となっている。規模別では、中小企業が105.6日、大企業が116.1日と大企業の方が10.5日多くなっている。産業別では、情報通信業の125.7日、鉱業、採石業、砂利採取業の125.0日、複合サービス事業の121.8日、金融業、保険業の120.7日が多く、他の産業では、93.1～119.6日となっている。（第24表）

また、平成18年度からの年間休日数の推移をみると、107日前後で概ね横ばいの推移となっていたが、平成26年度は増加傾向がみられる。（第17図）

#### (2) 週休日、特別休日

週休日数は、平均89.1日となっている。規模別では、中小企業が85.7日、大企業が100.1日と大企業の方が14.4日多くなっている。産業別では、情報通信業の105.4日、電気・ガス・熱供給・水道業の104.2日が多く、他の産業では、77.0～104.0日となっている。

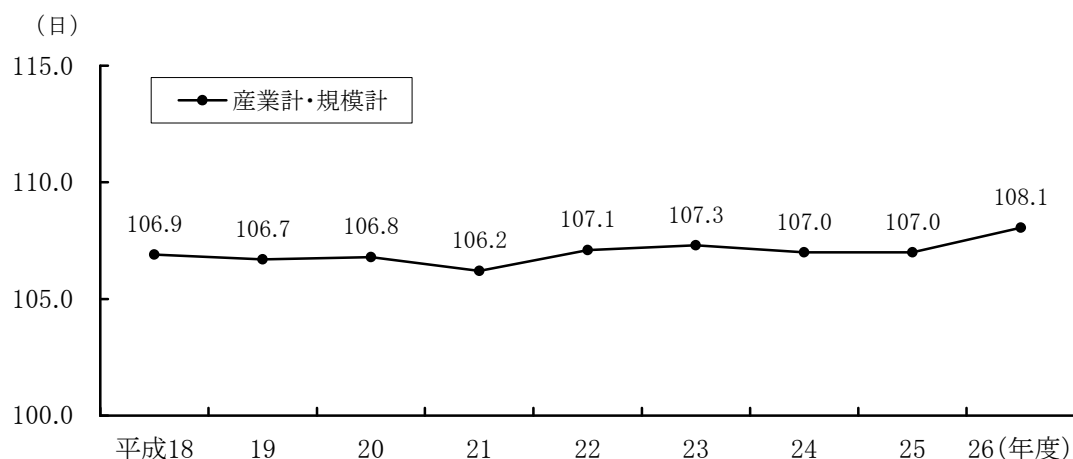
特別休日についてみると、「国民の休日」は平均10.8日、「年始期間の休日」は平均2.1日、「ゴールデンウィーク」は平均2.5日、「夏季期間の休日」は平均3.4日、「年末期間の休日」は平均2.3日となっている。（第24表）

第24表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数	週休日	特別休日の状況					
			国民の祝日	年始期間 の休日	ゴールデン ウィーク	夏季期間 の休日	年末期間 の休日	その他 の休日
前年産業計	規模計 107.0	88.8	10.0	2.3	0.6	2.4	1.5	1.4
	中小企業 104.4	85.4	10.3	2.4	0.7	2.6	1.5	1.5
	大企業 114.9	99.3	9.1	1.8	0.4	1.9	1.2	1.2
産 業 計	規模計 108.1	89.1	10.8	2.1	2.5	3.4	2.3	2.6
	中小企業 105.6	85.7	11.1	2.3	2.5	3.4	2.3	2.8
	大企業 116.1	100.1	9.8	1.6	2.5	3.5	2.2	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計 125.0	104.0	14.0	2.0	0.0	0.0	3.0	2.0
	中小企業 —	—	—	—	—	—	—	—
	大企業 125.0	104.0	14.0	2.0	0.0	0.0	3.0	2.0
建 設 業	規模計 102.1	76.7	12.8	2.8	2.6	3.5	2.3	3.9
	中小企業 101.2	75.7	12.7	2.8	2.6	3.6	2.3	4.0
	大企業 124.6	103.4	14.0	1.8	2.0	2.4	2.2	0.4
製 造 業	規模計 106.4	83.2	12.6	2.3	2.4	3.4	2.4	3.4
	中小企業 106.2	83.0	12.6	2.4	2.4	3.4	2.4	3.4
	大企業 114.3	89.2	12.7	1.3	2.0	3.0	3.0	5.5
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計 119.6	104.2	11.2	1.4	1.0	2.0	2.3	0.4
	中小企業 119.3	104.3	10.5	1.5	1.0	2.0	2.3	0.5
	大企業 121.0	104.0	14.0	1.0	0.0	0.0	2.0	0.0
情 報 通 信 業	規模計 125.7	105.4	14.0	2.2	5.0	2.9	2.0	0.1
	中小企業 125.7	105.5	14.0	2.2	5.0	3.0	1.9	0.1
	大企業 125.0	104.0	14.0	2.0	0.0	2.0	3.0	0.0
運 輸 業、郵 便 業	規模計 103.5	83.7	10.2	2.4	2.9	3.4	2.5	3.8
	中小企業 101.2	79.6	10.1	3.1	2.8	3.5	2.4	4.7
	大企業 111.0	96.9	10.3	0.4	4.0	3.0	3.3	1.2
卸 売 業、小 売 業	規模計 107.7	92.0	8.2	1.7	2.9	3.4	2.2	3.0
	中小企業 105.4	88.5	9.4	2.0	2.7	3.3	2.1	2.8
	大企業 111.7	97.8	6.2	1.3	3.4	3.8	2.4	3.3
金 融 業、保 険 業	規模計 120.7	102.5	13.7	2.3	2.0	3.0	1.2	0.8
	中小企業 118.0	97.0	14.0	2.4	2.0	3.0	1.6	1.1
	大企業 121.3	103.6	13.6	2.2	2.0	3.0	1.1	0.7
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計 95.5	77.0	11.5	1.8	3.0	3.5	2.3	1.0
	中小企業 88.3	72.7	9.7	1.3	3.0	4.0	2.0	1.0
	大企業 117.0	90.0	17.0	3.0	0.0	3.0	3.0	1.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規模計 118.4	98.4	12.4	2.1	1.5	3.4	2.4	0.8
	中小企業 114.7	95.9	11.6	2.2	1.5	3.1	2.3	0.8
	大企業 126.4	104.0	14.0	2.0	0.0	3.8	2.6	0.8
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計 93.1	85.9	3.2	0.8	2.3	2.8	2.5	2.9
	中小企業 90.7	83.4	3.1	0.8	2.3	2.7	2.8	2.7
	大企業 100.2	93.3	3.8	0.8	0.0	3.0	1.0	3.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規模計 104.7	96.2	6.1	1.2	1.0	1.8	1.7	0.4
	中小企業 102.8	95.5	5.1	1.3	1.0	2.0	1.6	0.5
	大企業 110.0	98.2	8.4	1.2	1.0	1.5	2.0	0.2
教 育、学 習 支 援 業	規模計 118.9	93.2	12.4	2.9	2.0	5.1	3.7	1.4
	中小企業 117.4	92.0	13.1	2.5	3.0	4.4	2.8	2.7
	大企業 120.1	94.2	11.9	3.3	1.8	5.6	4.4	0.4
医 療、福 祉	規模計 113.6	99.1	9.9	1.7	2.1	2.7	2.3	1.4
	中小企業 112.2	96.7	10.6	1.9	1.9	2.7	2.4	1.7
	大企業 117.6	106.0	8.0	1.1	2.5	2.8	2.1	0.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計 121.8	101.9	14.3	2.3	1.0	3.1	1.2	0.0
	中小企業 —	—	—	—	—	—	—	—
	大企業 121.8	101.9	14.3	2.3	1.0	3.1	1.2	0.0
サ ー ビ ス 業	規模計 108.7	91.5	11.0	2.1	2.8	3.3	2.2	0.1
	中小企業 104.4	88.0	10.4	2.3	3.3	3.4	2.1	0.0
	大企業 121.7	102.1	12.7	1.9	2.0	3.1	2.6	0.5

第17図 年間休日数の推移



## 2 週休2日制

「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の39.2%（348事業所）となっている。規模別では、中小企業が29.4%、大企業が68.5%で実施している。産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業がともに100.0%、金融業、保険業が90.0%と「完全週休2日制」の実施が高く、他の産業に比べて高い割合となっている。（第25表）

また、平成18年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成19年度以降50%台で推移していたが、23年度は平成18年度以来の60%台となったが、24年度は再び30%台に下がり、平成18年度以降で最も低い割合となっており、それ以降は上昇傾向となっている。なお、平成18年度からは「1年単位の变形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の区分をしたことから、大幅な増加となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の89.8%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の41.5%となっている。（第26表）

労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で94.7%、ない事業所で91.0%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で95.3%、ない事業所で95.7%となっている。（第27表）

第25表 週休制の形態別採用状況（産業別事業所割合）

単位：％

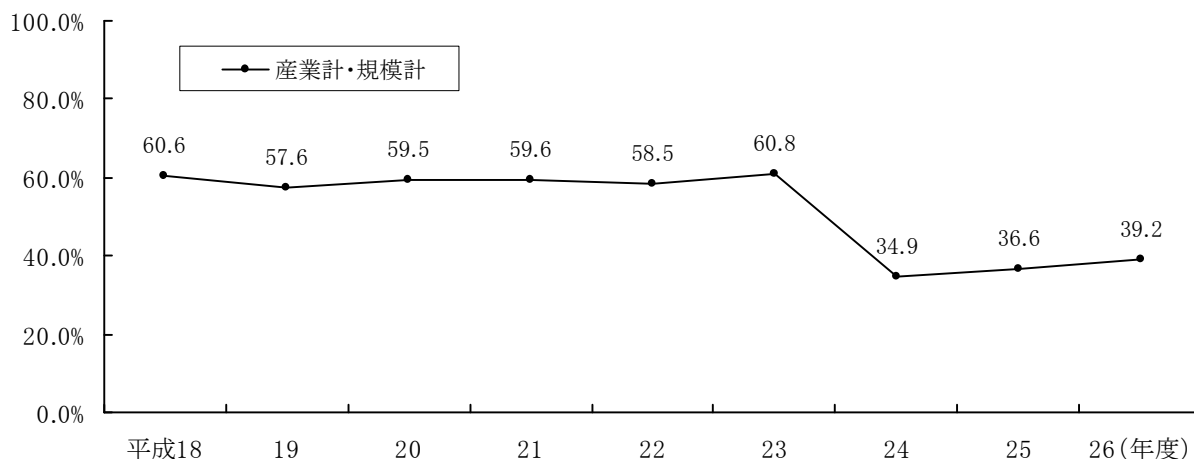
区 分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
前年産業計規模計	100.0	92.2	36.6	20.9	16.8	7.0	10.8	7.8
中小企業	100.0	90.1	27.2	20.3	19.9	8.7	14.2	9.9
大企業	100.0	98.6	66.0	22.8	7.4	1.9	0.5	1.4
産業計規模計	100.0	92.5	39.2	19.3	16.8	5.9	11.4	7.5
中小企業	100.0	91.4	29.4	19.2	20.4	7.7	14.7	8.6
大企業	100.0	95.5	68.5	19.4	5.9	0.5	1.4	4.5
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
中小企業	100.0	—	—	—	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
建設業規模計	100.0	82.6	18.2	9.8	16.7	12.9	25.0	17.4
中小企業	100.0	81.9	15.7	9.4	17.3	13.4	26.0	18.1
大企業	100.0	100.0	80.0	20.0	—	—	—	—
製造業規模計	100.0	94.2	14.3	24.3	30.7	7.9	16.9	5.8
中小企業	100.0	94.5	13.7	24.0	31.1	8.2	17.5	5.5
大企業	100.0	83.3	33.3	33.3	16.7	—	—	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
中小企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
情報通信業規模計	100.0	100.0	75.0	25.0	—	—	—	—
中小企業	100.0	100.0	72.7	27.3	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業規模計	100.0	85.2	27.9	26.2	6.6	4.9	19.7	14.8
中小企業	100.0	82.2	26.7	15.6	8.9	6.7	24.4	17.8
大企業	100.0	93.8	31.3	56.3	—	—	6.3	6.3
卸売業、小売業規模計	100.0	93.8	42.0	25.9	16.0	3.7	6.2	6.2
中小企業	100.0	94.9	27.6	31.6	20.4	6.1	9.2	5.1
大企業	100.0	92.2	64.1	17.2	9.4	—	1.6	7.8
金融業、保険業規模計	100.0	100.0	90.0	5.0	2.5	2.5	—	—
中小企業	100.0	100.0	71.4	—	14.3	14.3	—	—
大企業	100.0	100.0	93.9	6.1	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業規模計	100.0	75.0	—	25.0	50.0	—	—	25.0
中小企業	100.0	66.7	—	—	66.7	—	—	33.3
大企業	—	100.0	—	100.0	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業規模計	100.0	100.0	75.0	6.3	6.3	—	12.5	—
中小企業	100.0	100.0	63.6	9.1	9.1	—	18.2	—
大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
宿泊業、飲食サービス業規模計	100.0	87.5	37.5	12.5	18.8	6.3	12.5	12.5
中小企業	100.0	91.7	33.3	16.7	25.0	4.2	12.5	8.3
大企業	100.0	75.0	50.0	—	—	12.5	12.5	25.0
生活関連サービス業、娯楽業規模計	100.0	100.0	56.3	18.8	6.3	6.3	12.5	—
中小企業	100.0	100.0	63.6	9.1	—	9.1	18.2	—
大企業	100.0	100.0	40.0	40.0	20.0	—	—	—
教育、学習支援業規模計	100.0	96.0	40.0	32.0	20.0	—	4.0	4.0
中小企業	100.0	90.9	54.5	18.2	9.1	—	9.1	9.1
大企業	100.0	100.0	28.6	42.9	28.6	—	—	—
医療、福祉規模計	100.0	96.9	66.9	15.7	9.4	1.6	3.1	3.1
中小企業	100.0	96.7	60.4	16.5	13.2	2.2	4.4	3.3
大企業	100.0	97.2	83.3	13.9	—	—	—	2.8
複合サービス事業規模計	100.0	100.0	83.3	16.7	—	—	—	—
中小企業	100.0	—	—	—	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	83.3	16.7	—	—	—	—
サービス業規模計	100.0	92.6	42.6	18.5	20.4	9.3	1.9	7.4
中小企業	100.0	90.0	30.0	20.0	25.0	12.5	2.5	10.0
大企業	100.0	100.0	78.6	14.3	7.1	—	—	—

(注) 1 「その他」とは週休1日制、週休1日半制など、何らかの形での週休2日制でないものをいう。

2 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。

(例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



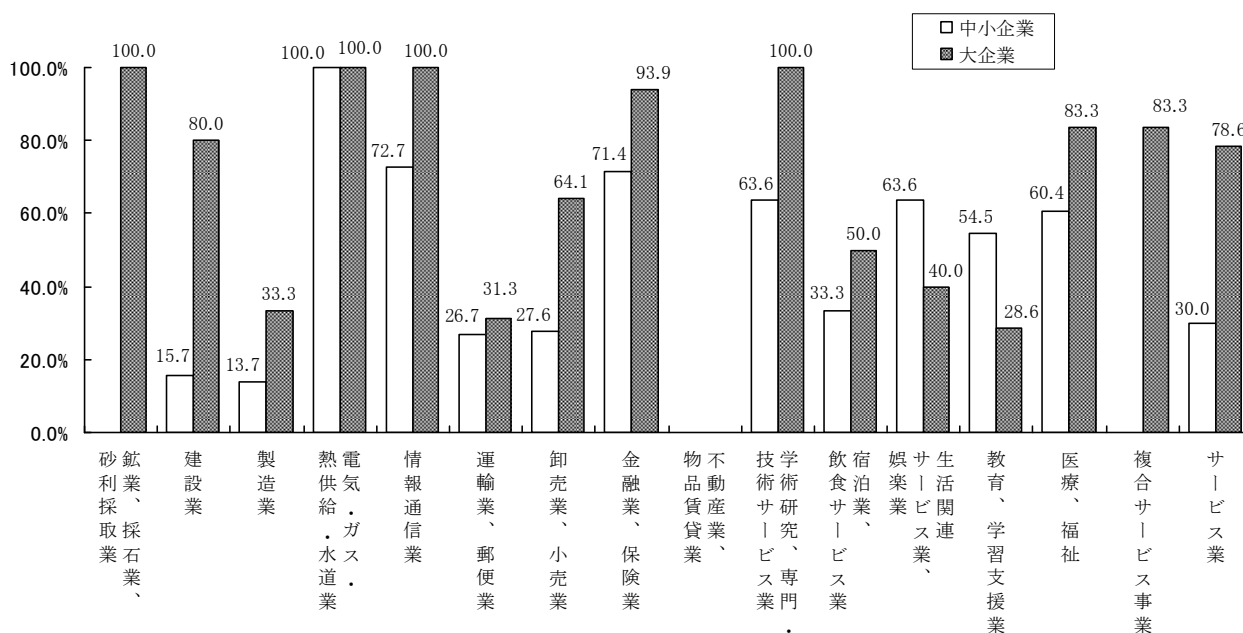
(注) 1 平成18年度以降は「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日日数を基に週休制の形態を区別している。  
(例：「年間休日日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第26表 週休制の形態別採用状況（適用労働者割合）

単位：%

区分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
適用労働者								
前年規模計	100.0	94.9	41.5	25.1	15.1	5.3	7.9	5.1
規模計	100.0	89.8	41.5	22.0	14.4	5.1	6.8	5.4
中小企業	100.0	86.8	27.4	22.2	20.1	7.4	9.7	7.0
大企業	100.0	95.6	68.9	21.7	3.2	0.5	1.2	2.3

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況（産業別事業所割合）



第27表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況（事業所割合）

単位：％

区 分		事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
中小企業	労組有	100.0	94.7	29.3	29.3	20.0	2.7	13.3	5.3
	労組無	100.0	91.0	29.5	17.8	20.4	8.3	14.9	9.0
大企業	労組有	100.0	95.3	72.7	18.0	3.1	—	1.6	4.7
	労組無	100.0	95.7	62.8	21.3	9.6	1.1	1.1	4.3

### 3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は、全体で16.4日となっている。産業別では、金融業、保険業、複合サービス事業がともに18.2日と最も多く、鉱業、採石業、砂利採取業の17.8日が続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で6.1日、取得率は37.4%となっている。取得率を産業別にみると不動産業、物品賃貸業の65.3%が最も高く、電気・ガス・熱供給・水道業の50.9%が続き、宿泊業、飲食サービス業の11.8%が最も低くなっている。（第28表）

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業で16.8日、大企業で17.8日、取得率は中小企業で43.5%、大企業で43.7%となっており、いずれも労働組合のない事業所に比べ高くなっている。（第29表）

第28表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	％	日	日	％	日	日	％
前年産業計	16.6	6.0	36.0	16.2	5.8	35.7	17.8	6.5	36.6
産業計	16.4	6.1	37.4	16.2	6.0	37.2	16.7	6.4	38.1
鉱業、採石業、砂利採取業	17.8	8.0	45.1	—	—	—	17.8	8.0	45.1
建設業	17.1	5.4	31.6	16.9	5.4	31.7	20.6	6.3	30.4
製造業	17.0	7.0	40.9	16.9	6.8	40.3	19.1	9.8	51.4
電気・ガス・熱供給・水道業	17.6	8.9	50.9	17.4	9.0	51.5	17.8	8.9	49.9
情報通信業	15.8	5.2	32.7	14.5	4.5	31.1	19.9	7.2	36.2
運輸業、郵便業	16.8	6.0	35.5	16.9	4.8	28.5	16.7	10.3	61.6
卸売業、小売業	16.1	4.7	29.3	15.8	4.6	29.4	16.5	4.8	29.2
金融業、保険業	18.2	7.8	42.7	15.6	5.4	34.3	18.6	8.2	44.0
不動産業、物品賃貸業	15.1	9.9	65.3	15.1	14.1	93.8	15.2	1.6	10.3
学術研究、専門・技術サービス業	16.8	8.0	47.5	16.1	6.3	39.3	17.9	10.8	60.6
宿泊業、飲食サービス業	14.7	1.7	11.8	14.5	2.0	14.0	15.0	1.3	8.9
生活関連サービス業、娯楽業	13.9	4.9	35.5	12.9	4.5	34.8	16.6	6.2	37.1
教育、学習支援業	15.4	4.8	30.9	18.1	8.3	45.6	14.1	3.0	21.2
医療、福祉	15.3	7.4	48.6	15.2	7.8	51.2	15.3	6.4	42.1
複合サービス事業	18.2	8.0	44.1	—	—	—	18.2	8.0	44.1
サービス業	15.6	6.1	39.1	15.4	5.6	36.5	16.2	7.5	46.3

第29表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	中 小 企 業						大 企 業					
	付与日数		取得日数		取得率		付与日数		取得日数		取得率	
	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無
	日	日	日	日	%	%	日	日	日	日	%	%
前年産業計	17.8	16.0	7.4	5.5	41.6	34.4	18.9	15.9	7.7	4.4	40.7	27.7
産 業 計	16.8	16.1	7.3	5.8	43.5	36.0	17.8	15.2	7.8	4.5	43.7	29.4

#### 4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で29.9%、病気休暇で21.4%、リフレッシュ休暇で13.6%、ボランティア休暇で7.6%、教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）で3.9%となっている。

産業別では、夏季休暇は複合サービス事業で、病気休暇は学術研究、専門・技術サービス業で、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇は鉱業、採石業、砂利採取業で、教育訓練休暇は金融業、保険業と生活関連サービス業、娯楽業で、それぞれ他の産業に比べて高くなっている。（第30表）

第30表 特別休暇の採用状況

単位：%

区 分	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	教育訓練 休 暇	骨髄ドナー 休 暇	その他
前 年 産 業 計	29.6	21.5	13.1	8.8	2.8	2.0	81.8
規 模 計							
中 小 企 業	28.2	17.6	5.9	2.9	2.9	1.3	78.9
大 企 業	34.1	33.6	35.5	27.2	2.3	4.1	90.8
産 業 計	<b>29.9</b>	<b>21.4</b>	<b>13.6</b>	<b>7.6</b>	<b>3.9</b>	<b>2.8</b>	<b>85.4</b>
中 小 企 業	29.4	19.1	7.3	2.6	4.1	1.9	82.2
大 企 業	31.7	29.1	33.9	23.8	3.1	5.7	95.6
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	100.0	100.0	—	—	100.0
規 模 計							
中 小 企 業	—	—	—	—	—	—	—
大 企 業	—	—	100.0	100.0	—	—	100.0
建 設 業	<b>30.2</b>	<b>19.4</b>	<b>7.9</b>	<b>1.4</b>	<b>7.2</b>	—	<b>82.7</b>
規 模 計							
中 小 企 業	28.4	18.7	6.7	—	7.5	—	82.1
大 企 業	80.0	40.0	40.0	40.0	—	—	100.0
製 造 業	<b>28.5</b>	<b>13.0</b>	<b>6.0</b>	<b>3.0</b>	<b>3.5</b>	—	<b>79.5</b>
規 模 計							
中 小 企 業	28.9	12.9	5.7	2.6	3.6	—	78.9
大 企 業	16.7	16.7	16.7	16.7	—	—	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業	<b>20.0</b>	<b>20.0</b>	<b>40.0</b>	<b>20.0</b>	—	—	<b>100.0</b>
規 模 計							
中 小 企 業	25.0	—	50.0	—	—	—	100.0
大 企 業	—	100.0	—	100.0	—	—	100.0
情 報 通 信 業	<b>50.0</b>	<b>8.3</b>	—	—	—	—	<b>100.0</b>
規 模 計							
中 小 企 業	45.5	9.1	—	—	—	—	100.0
大 企 業	100.0	—	—	—	—	—	100.0
運 輸 業、郵便業	<b>30.8</b>	<b>29.2</b>	<b>15.4</b>	<b>15.4</b>	<b>3.1</b>	<b>6.2</b>	<b>83.1</b>
規 模 計							
中 小 企 業	26.5	18.4	6.1	2.0	4.1	2.0	77.6
大 企 業	43.8	62.5	43.8	56.3	—	18.8	100.0
卸 売 業、小 売 業	<b>24.3</b>	<b>18.1</b>	<b>14.1</b>	<b>2.3</b>	<b>1.7</b>	<b>1.1</b>	<b>81.4</b>
規 模 計							
中 小 企 業	26.8	17.0	3.6	0.9	2.7	0.9	75.0
大 企 業	20.0	20.0	32.3	4.6	—	1.5	92.3
金 融 業、保 険 業	<b>32.5</b>	<b>40.0</b>	<b>47.5</b>	<b>57.5</b>	<b>10.0</b>	<b>7.5</b>	<b>92.5</b>
規 模 計							
中 小 企 業	57.1	42.9	14.3	—	—	—	85.7
大 企 業	27.3	39.4	54.5	69.7	12.1	9.1	93.9
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	<b>50.0</b>	<b>25.0</b>	—	—	—	—	<b>100.0</b>
規 模 計							
中 小 企 業	33.3	33.3	—	—	—	—	100.0
大 企 業	100.0	—	—	—	—	—	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	<b>50.0</b>	<b>50.0</b>	<b>31.3</b>	<b>18.8</b>	—	<b>12.5</b>	<b>87.5</b>
規 模 計							
中 小 企 業	36.4	36.4	18.2	18.2	—	18.2	90.9
大 企 業	80.0	80.0	60.0	20.0	—	—	80.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	<b>7.3</b>	<b>12.2</b>	<b>9.8</b>	—	<b>2.4</b>	—	<b>92.7</b>
規 模 計							
中 小 企 業	10.0	10.0	—	—	3.3	—	90.0
大 企 業	—	18.2	36.4	—	—	—	100.0
生活関連サービス業、娯楽業	<b>20.0</b>	<b>30.0</b>	<b>20.0</b>	<b>20.0</b>	<b>10.0</b>	<b>10.0</b>	<b>95.0</b>
規 模 計							
中 小 企 業	13.3	33.3	13.3	6.7	13.3	6.7	93.3
大 企 業	40.0	20.0	40.0	60.0	—	20.0	100.0
教 育、学 習 支 援 業	<b>40.0</b>	<b>28.0</b>	<b>20.0</b>	<b>12.0</b>	<b>4.0</b>	<b>12.0</b>	<b>88.0</b>
規 模 計							
中 小 企 業	45.5	54.5	18.2	18.2	9.1	18.2	72.7
大 企 業	35.7	7.1	21.4	7.1	—	7.1	100.0
医 療、福 祉	<b>33.8</b>	<b>22.5</b>	<b>15.5</b>	<b>4.2</b>	<b>2.8</b>	<b>4.2</b>	<b>91.5</b>
規 模 計							
中 小 企 業	35.2	23.8	14.3	5.7	2.9	5.7	90.5
大 企 業	29.7	18.9	18.9	—	2.7	—	94.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業	<b>66.7</b>	<b>33.3</b>	<b>16.7</b>	<b>58.3</b>	<b>8.3</b>	<b>16.7</b>	<b>100.0</b>
規 模 計							
中 小 企 業	—	—	—	—	—	—	—
大 企 業	66.7	33.3	16.7	58.3	8.3	16.7	100.0
サ ー ビ ス 業	<b>36.8</b>	<b>35.1</b>	<b>14.0</b>	<b>5.3</b>	<b>3.5</b>	<b>5.3</b>	<b>87.7</b>
規 模 計							
中 小 企 業	34.9	30.2	4.7	2.3	2.3	2.3	83.7
大 企 業	42.9	50.0	42.9	14.3	7.1	14.3	100.0

(注)1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。

2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。

3 自己啓発のための休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。



## 第6 育児休業制度

### 1 育児休業制度の規定状況

回答のあった956事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は89.9%となっている。規模別では、中小企業で87.1%、大企業で98.7%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、教育、学習支援業、複合サービス事業が100.0%と最も高くなっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳6か月に達するまで」が77.3%となっている。一方、「子が2歳に達するまで」が2.3%、「子が3歳に達するまで」が5.5%、「子の小学校就学まで」が0.5%となっている。（第31表）

また、平成18年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、平成19年度以降横ばい傾向にあったが、平成25年度から上昇がみられる。（第21図）

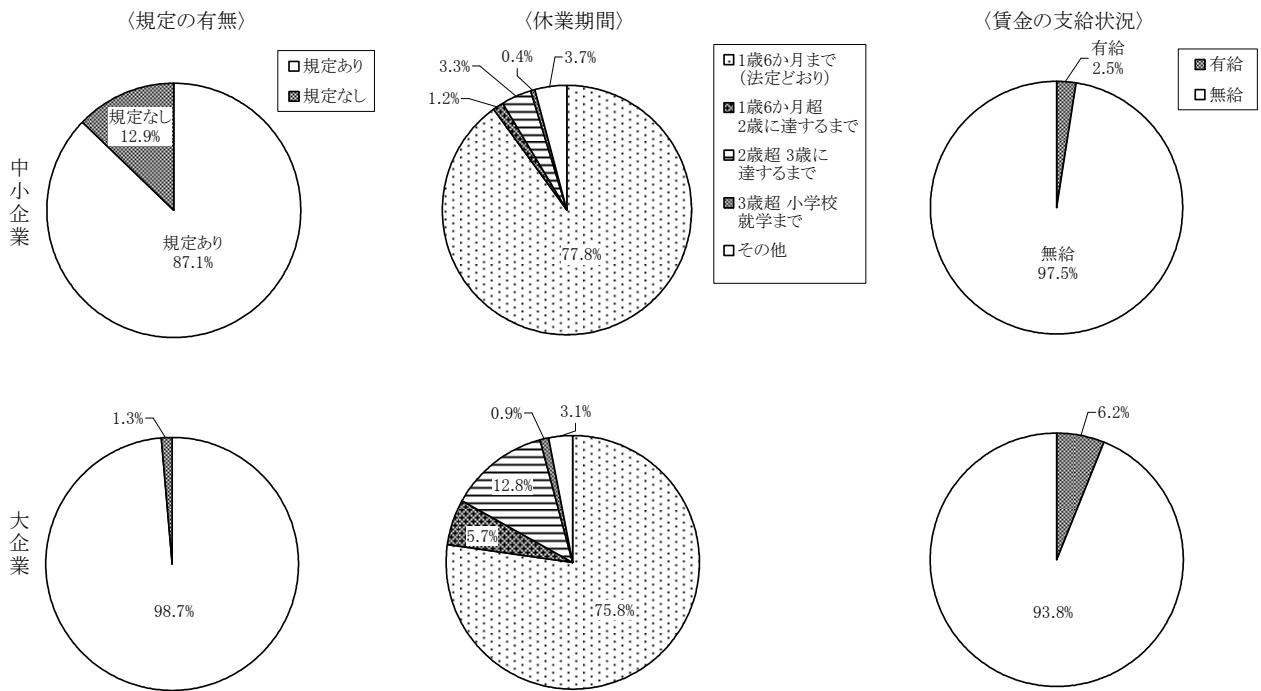
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：％

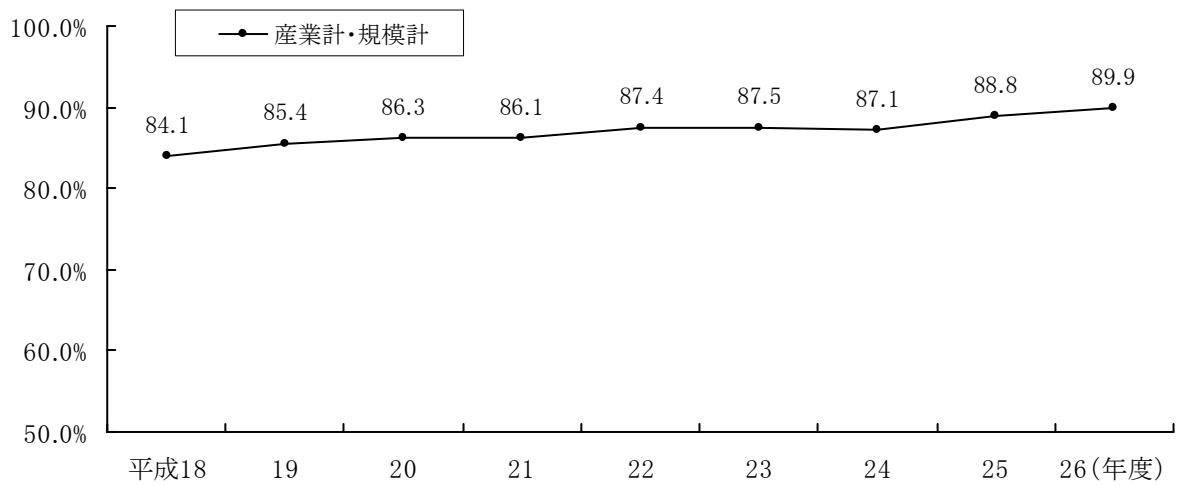
区 分	育児休業制度を定めている事業所	休 業 期 間					有給事業所
		1歳6か月まで (法定どおり)	1歳6か月超 2歳に達する まで	2歳超 3歳に 達するまで	3歳超 小学校 就学まで	その他	
前 年 産 業 計 規 模 計	88.8	87.3	3.0	4.2	1.1	4.4	4.0
中 小 企 業	85.7	90.4	1.9	2.2	0.5	5.0	3.1
大 企 業	98.6	79.0	6.1	9.3	2.8	2.8	6.5
産 業 計 規 模 計	89.9	77.3	2.3	5.5	0.5	3.6	3.3
中 小 企 業	87.1	77.8	1.2	3.3	0.4	3.7	2.5
大 企 業	98.7	75.8	5.7	12.8	0.9	3.1	6.2
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0
中 小 企 業	—	—	—	—	—	—	—
大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0
建 設 業 規 模 計	82.0	76.3	2.2	—	0.7	2.2	2.9
中 小 企 業	81.3	75.4	2.2	—	0.7	2.2	3.0
大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
製 造 業 規 模 計	86.5	79.0	1.0	3.0	—	3.5	2.5
中 小 企 業	86.1	79.9	0.5	2.6	—	3.1	2.1
大 企 業	100.0	50.0	16.7	16.7	—	16.7	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	100.0	—	—	—	—	—
中 小 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業 規 模 計	91.7	83.3	—	8.3	—	—	—
中 小 企 業	90.9	90.9	—	—	—	—	—
大 企 業	100.0	—	—	100.0	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	87.7	61.5	—	15.4	1.5	7.7	3.1
中 小 企 業	83.7	71.4	—	2.0	—	8.2	4.1
大 企 業	100.0	31.3	—	56.3	6.3	6.3	—
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	89.3	77.4	1.7	6.2	0.6	1.7	4.0
中 小 企 業	84.8	75.9	0.9	3.6	0.9	1.8	2.7
大 企 業	96.9	80.0	3.1	10.8	—	1.5	6.2
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	67.5	22.5	7.5	—	2.5	15.0
中 小 企 業	100.0	85.7	14.3	—	—	—	14.3
大 企 業	100.0	63.6	24.2	9.1	—	3.0	15.2
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	75.0	75.0	—	—	—	—	—
中 小 企 業	66.7	66.7	—	—	—	—	—
大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	93.8	62.5	12.5	12.5	6.3	—	—
中 小 企 業	90.9	63.6	9.1	9.1	9.1	—	—
大 企 業	100.0	60.0	20.0	20.0	—	—	—
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	87.8	80.5	—	2.4	—	4.9	—
中 小 企 業	86.7	80.0	—	3.3	—	3.3	—
大 企 業	90.9	81.8	—	—	—	9.1	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	95.0	70.0	5.0	5.0	—	15.0	—
中 小 企 業	93.3	66.7	6.7	—	—	20.0	—
大 企 業	100.0	80.0	—	20.0	—	—	—
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	100.0	68.0	—	28.0	—	4.0	8.0
中 小 企 業	100.0	45.5	—	45.5	—	9.1	9.1
大 企 業	100.0	85.7	—	14.3	—	—	7.1
医 療 、 福 祉 規 模 計	97.9	86.6	0.7	4.9	—	5.6	—
中 小 企 業	97.1	83.8	1.0	6.7	—	5.7	—
大 企 業	100.0	94.6	—	—	—	5.4	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	75.0	—	16.7	8.3	—	8.3
中 小 企 業	—	—	—	—	—	—	—
大 企 業	100.0	75.0	—	16.7	8.3	—	8.3
サ ー ビ ス 業 規 模 計	89.5	80.7	1.8	3.5	—	1.8	7.0
中 小 企 業	86.0	81.4	—	—	—	2.3	7.0
大 企 業	100.0	78.6	7.1	14.3	—	—	7.1

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

## 第20図 育児休業制度



## 第21図 育児休業制度の規定状況の推移



## 2 育児休業制度の利用状況

### (1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成25年7月1日から平成26年6月30日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）がいた事業所について、育児休業制度の利用者（予定含む）がいた事業所の割合は56.6%となっている。規模別では中小企業で53.4%、大企業で64.3%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。（第32表）

第32表 育児休業制度利用の事業所数

区 分	単位：事業所、( )内は%		
	出産者がいた(配偶者が出産した男性を含む)事業所計	育児休業制度の利用者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度の利用者がいなかった事業所
前 年 規 模 計	289 (100.0)	176 (60.9)	113 (39.1)
規 模 計	332 (100.0)	188 (56.6)	144 (43.4)
中 小 企 業	234 (100.0)	125 (53.4)	109 (46.6)
大 企 業	98 (100.0)	63 (64.3)	35 (35.7)

### (2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成25年7月1日から平成26年6月30日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は9人で、2.1%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は321人で、96.7%となっている。（第33表）

平成18年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、利用状況が平成19年度より増加し、1.0%を超える。ほぼ横ばい傾向が続いていたが、24年度は前年より0.9ポイントの増加となり、2.0%を超えた。その後1.0%台に減少したが、平成26年度に増加し、再び2.0%を超えている。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成21年度、25年度に減少した他は、増加傾向となっており、平成26年度は前年より1.4ポイントの増加となっている。（第22図）

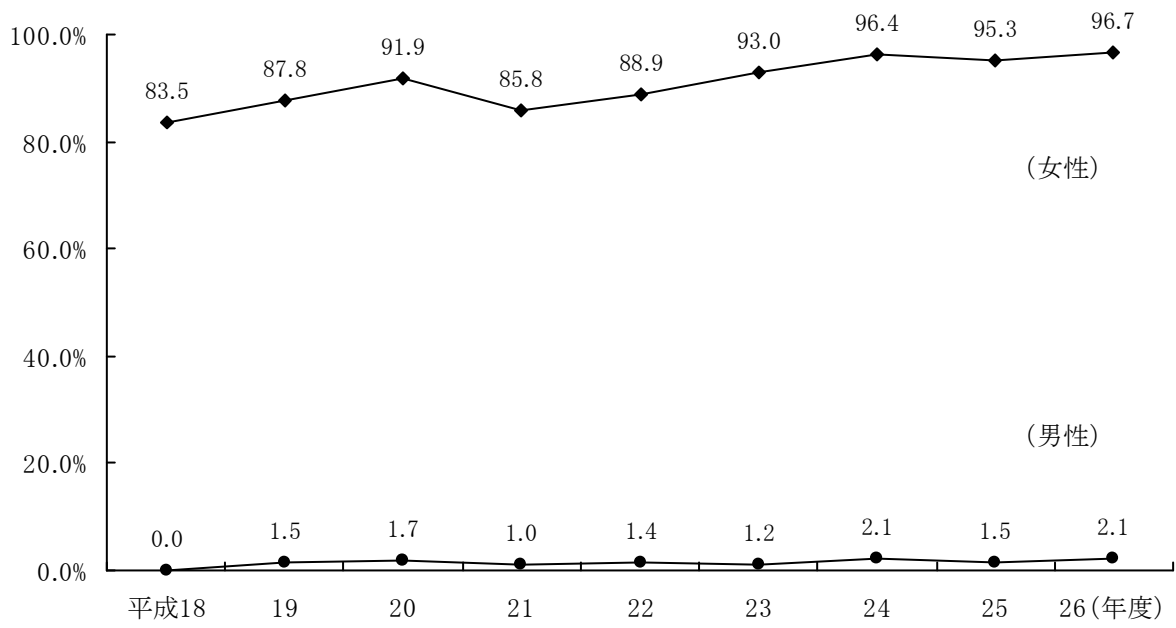
第33表 育児休業制度利用の労働者数

単位：人、( )内は%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が 出産した男性 労働者計	育児休業制度を 利用した男性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した女性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
前 年 産 業 計	389 (100.0)	6 (1.5)	383 (98.5)	301 (100.0)	287 (95.3)	14 (4.7)
規 模 計						
中小企業	274 (100.0)	5 (1.8)	269 (98.2)	194 (100.0)	185 (95.4)	9 (4.6)
大企業	115 (100.0)	1 (0.9)	114 (99.1)	107 (100.0)	102 (95.3)	5 (4.7)
産 業 計	427 (100.0)	9 (2.1)	418 (97.9)	332 (100.0)	321 (96.7)	11 (3.3)
規 模 計						
中小企業	302 (100.0)	6 (2.0)	296 (98.0)	211 (100.0)	203 (96.2)	8 (3.8)
大企業	125 (100.0)	3 (2.4)	122 (97.6)	121 (100.0)	118 (97.5)	3 (2.5)
鉱業、採石業、 砂利採取業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
規 模 計						
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
建設業	57 (100.0)	1 (1.8)	56 (98.2)	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)
規 模 計						
中小企業	48 (100.0)	1 (2.1)	47 (97.9)	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)
大企業	9 (100.0)	— (—)	9 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
製造業	127 (100.0)	3 (2.4)	124 (97.6)	37 (100.0)	35 (94.6)	2 (5.4)
規 模 計						
中小企業	113 (100.0)	2 (1.8)	111 (98.2)	33 (100.0)	31 (93.9)	2 (6.1)
大企業	14 (100.0)	1 (7.1)	13 (92.9)	4 (100.0)	4 (100.0)	— (—)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	10 (100.0)	— (—)	10 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
大企業	7 (100.0)	— (—)	7 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
情報通信業	5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	— (—)
大企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
運輸業、郵便業	21 (100.0)	— (—)	21 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
規 模 計						
中小企業	15 (100.0)	— (—)	15 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	6 (100.0)	— (—)	6 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
卸売業、小売業	61 (100.0)	2 (3.3)	59 (96.7)	49 (100.0)	45 (91.8)	4 (8.2)
規 模 計						
中小企業	38 (100.0)	2 (5.3)	36 (94.7)	32 (100.0)	30 (93.8)	2 (6.3)
大企業	23 (100.0)	— (—)	23 (100.0)	17 (100.0)	15 (88.2)	2 (11.8)
金融業、保険業	9 (100.0)	1 (11.1)	8 (88.9)	11 (100.0)	11 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
大企業	8 (100.0)	1 (12.5)	7 (87.5)	8 (100.0)	8 (100.0)	— (—)
不動産業、物品賃貸業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
規 模 計						
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
学術研究、 専門・技術サービス業	11 (100.0)	— (—)	11 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	7 (100.0)	— (—)	7 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
大企業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
宿泊業、 飲食サービス業	5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	7 (100.0)	7 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
大企業	5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	6 (100.0)	6 (100.0)	— (—)
生活関連サービス業、 娯楽業	6 (100.0)	— (—)	6 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
大企業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
教育、学習支援業	16 (100.0)	1 (6.3)	15 (93.8)	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)
規 模 計						
中小企業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)
大企業	12 (100.0)	1 (8.3)	11 (91.7)	4 (100.0)	4 (100.0)	— (—)
医療、福祉	68 (100.0)	1 (1.5)	67 (98.5)	179 (100.0)	176 (98.3)	3 (1.7)
規 模 計						
中小企業	48 (100.0)	1 (2.1)	47 (97.9)	114 (100.0)	112 (98.2)	2 (1.8)
大企業	20 (100.0)	— (—)	20 (100.0)	65 (100.0)	64 (98.5)	1 (1.5)
複合サービス事業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
大企業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	— (—)
サービス業	24 (100.0)	— (—)	24 (100.0)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
規 模 計						
中小企業	21 (100.0)	— (—)	21 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	— (—)
大企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)

(注) 「育児休業制度を利用した労働者」については、利用予定者を含むため、「出産した労働者」に占める割合が100.0%を超える場合がある。

第22図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



## 第7 介護休業制度

### 1 介護休業制度の規定状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、85.4%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「通算93日まで」である事業所は72.9%、「93日を超える」事業所は9.1%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業が100.0%、金融業、保険業が57.5%で高くなっている。

なお、休業中、中小企業では1.6%、大企業では4.4%が有給となっている。（第34表）

また、平成18年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加しており、平成20年度からは8割を超えている。（第24図）

第34表 介護休業制度の規定状況

単位：％

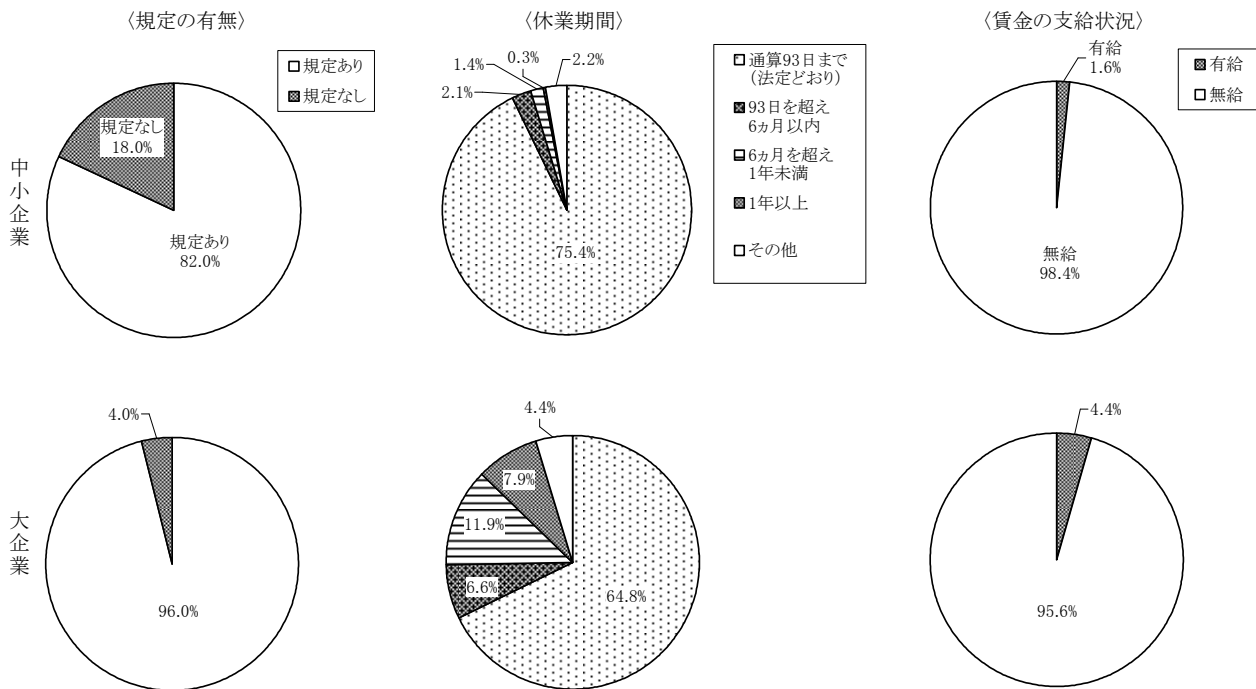
区 分	介護休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所	
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6ヵ月以内	6ヵ月を超え 1年未満	1年以上	その他		
前 年 産 業 計	規 模 計	83.8	87.2	2.7	4.7	2.4	3.1	2.8
	中小企業	79.5	92.8	2.0	1.9	0.9	2.4	2.0
	大企業	97.2	73.0	4.3	11.8	6.2	4.7	4.7
産 業 計	規 模 計	85.4	72.9	3.1	3.9	2.1	2.7	2.3
	中小企業	82.0	75.4	2.1	1.4	0.3	2.2	1.6
	大企業	96.0	64.8	6.6	11.9	7.9	4.4	4.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	100.0	—	—	—	100.0	—	100.0
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	—	—	—	100.0	—	100.0
建 設 業	規 模 計	78.4	73.4	0.7	1.4	0.7	1.4	1.4
	中小企業	77.6	73.1	0.7	1.5	—	1.5	1.5
	大企業	100.0	80.0	—	—	20.0	—	—
製 造 業	規 模 計	81.0	73.5	1.5	1.0	2.0	2.5	1.5
	中小企業	80.4	74.7	1.5	0.5	0.5	2.6	1.5
	大企業	100.0	33.3	—	16.7	50.0	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	100.0	60.0	—	20.0	20.0	—	—
	中小企業	100.0	75.0	—	—	25.0	—	—
	大企業	100.0	—	—	100.0	—	—	—
情 報 通 信 業	規 模 計	66.7	58.3	—	—	8.3	—	—
	中小企業	63.6	63.6	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	—	—	—	100.0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	86.2	61.5	4.6	16.9	—	3.1	1.5
	中小企業	81.6	69.4	2.0	6.1	—	4.1	2.0
	大企業	100.0	37.5	12.5	50.0	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	84.7	75.7	1.1	2.8	2.3	1.7	2.8
	中小企業	80.4	78.6	—	0.9	—	—	1.8
	大企業	92.3	70.8	3.1	6.2	6.2	4.6	4.6
金 融 業、保 険 業	規 模 計	97.5	27.5	12.5	25.0	20.0	12.5	10.0
	中小企業	85.7	71.4	—	14.3	—	—	14.3
	大企業	100.0	18.2	15.2	27.3	24.2	15.2	9.1
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	75.0	75.0	—	—	—	—	—
	中小企業	66.7	66.7	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	87.5	75.0	6.3	6.3	—	—	—
	中小企業	90.9	81.8	9.1	—	—	—	—
	大企業	80.0	60.0	—	20.0	—	—	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	80.5	80.5	—	—	—	—	2.4
	中小企業	76.7	76.7	—	—	—	—	3.3
	大企業	90.9	90.9	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規 模 計	85.0	70.0	—	5.0	—	10.0	—
	中小企業	80.0	60.0	—	6.7	—	13.3	—
	大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	88.0	72.0	12.0	4.0	—	—	—
	中小企業	81.8	63.6	18.2	—	—	—	—
	大企業	92.9	78.6	7.1	7.1	—	—	—
医 療、福 祉	規 模 計	95.1	85.9	4.9	0.7	—	2.8	0.7
	中小企業	94.3	81.9	6.7	1.0	—	3.8	1.0
	大企業	97.3	97.3	—	—	—	—	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	100.0	66.7	25.0	—	—	8.3	8.3
	中小企業	—	—	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	66.7	25.0	—	—	8.3	8.3
サ ー ビ ス 業	規 模 計	87.7	75.4	3.5	3.5	—	3.5	5.3
	中小企業	83.7	79.1	—	—	—	2.3	2.3
	大企業	100.0	64.3	14.3	14.3	—	7.1	14.3

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

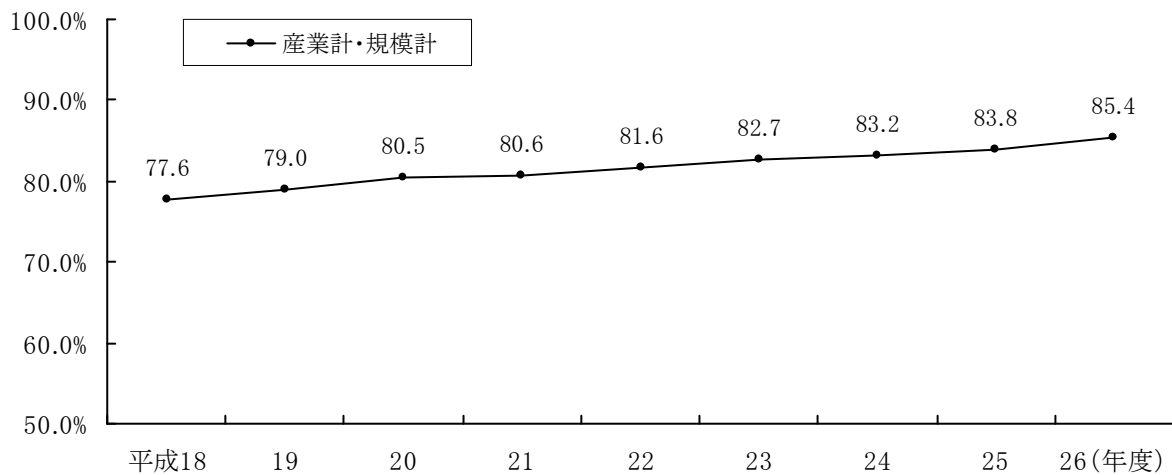
2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「連続した3か月」「その他」を追加している。



### 第23図 介護休業制度



### 第24図 介護休業制度の規定状況の推移



## 2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成25年7月1日から平成26年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は1.6%となっている。規模別では中小企業で1.3%、大企業で2.3%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。（第35表）

また、平成18年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、概ね増加傾向であったが、平成20年度の2.6%をピークに、その後は減少となった。しかし、平成25年度は前年を0.6ポイント増加し、その後横ばいとなっている。（第25図）

第35表 介護休業制度利用の事業所数

単位：事業所, ( )内は%

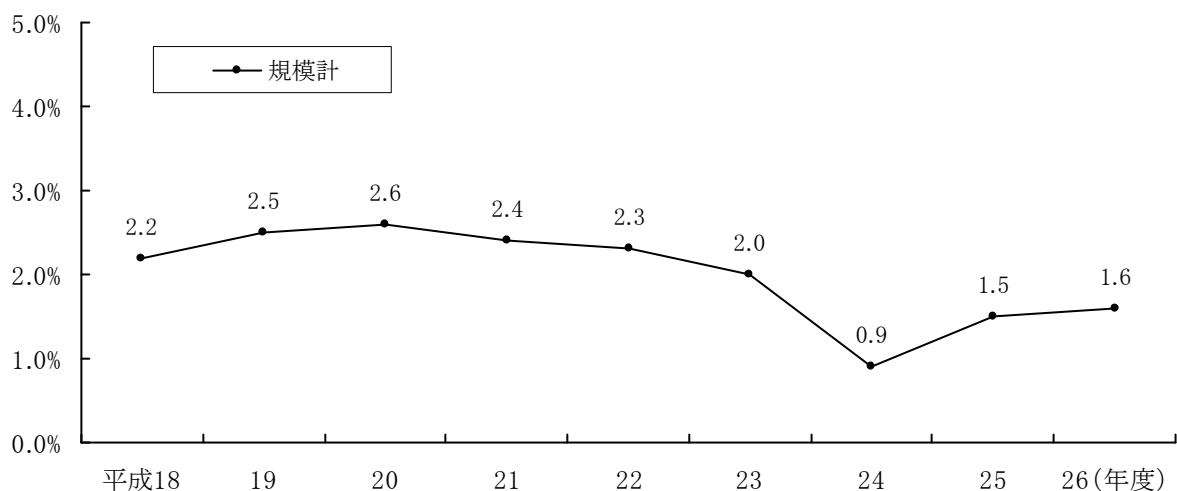
区 分	介護休業制度の 規定がある事業所計	介護休業制度の 利用者がいた事業所	介護休業制度の 利用者がいなかった事業所
前年規模計	750 (100.0)	11 (1.5)	739 (98.5)
規模計	<b>816 (100.0)</b>	<b>13 (1.6)</b>	<b>803 (98.4)</b>
中小企業	598 (100.0)	8 (1.3)	590 (98.7)
大企業	218 (100.0)	5 (2.3)	213 (97.7)

第36表 介護休業制度利用の利用者数

単位：人, ( )内は%

区 分	利 用 者	男 性	女 性
前年規模計	13 (100.0)	10 (76.9)	3 (23.1)
規模計	<b>16 (100.0)</b>	<b>5 (31.3)</b>	<b>11 (68.8)</b>
中小企業	9 (100.0)	4 (44.4)	5 (55.6)
大企業	7 (100.0)	1 (14.3)	6 (85.7)

第25図 介護休業制度の利用状況の推移



## 第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、69.2%となっている。規模別では中小企業で62.0%、大企業で92.5%となっている。産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業が100.0%で、金融業、保険業が92.5%で続いている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で60.9%、続いて「所定外労働の免除」の45.6%、「子の看護休暇制度」の45.4%となっている。一方、「経費の援助措置」は1.3%、「事業所内託児所」は1.0%と少なくなっている。「男性の育児参加のための休暇」を採用している事業所のうち、利用者がいた事業所は13事業所（14.0%）となっており、20人が利用している。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で54.5%、続いて「介護休暇制度」の41.9%、「所定外労働の免除」の35.1%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の24.1%となっている。一方、「フレックスタイム制」は4.8%、「経費の援助措置」は0.8%と少なくなっている。（第37表、第38表）

第37表 仕事と家庭の両立のための支援制度

【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援制度あり	うち採用している制度(複数回答)									
		短時間勤務制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮	子の看護休暇制度	男性の育児参加のための休暇	事業所内託児所
前年産業計	67.2	85.4	6.5	36.3	3.0	9.2	66.6	23.3	70.9	14.5	1.3
産業計	69.2	60.9	5.0	27.6	1.3	6.9	45.6	13.0	45.4	9.7	1.0
規模計	62.0	53.1	4.1	24.4	0.4	5.9	38.4	9.1	36.1	7.0	0.5
中小企業	92.5	85.9	7.9	37.9	4.0	10.1	68.7	25.6	75.3	18.5	2.6
大企業	67.2	85.4	6.5	36.3	3.0	9.2	66.6	23.3	70.9	14.5	1.3
中小企業	60.2	82.4	4.7	35.3	2.7	9.8	60.5	18.4	63.2	13.7	1.2
大企業	88.9	91.7	10.4	38.3	3.6	7.8	79.3	33.7	87.0	16.1	1.6
建設業	56.1	45.3	2.9	20.1	—	5.0	33.1	4.3	29.5	3.6	—
規模計	54.5	43.3	3.0	18.7	—	4.5	31.3	3.0	26.9	3.0	—
中小企業	100.0	100.0	—	60.0	—	20.0	80.0	40.0	100.0	20.0	—
大企業	100.0	100.0	—	60.0	—	20.0	80.0	40.0	100.0	20.0	—
製造業	60.5	51.0	7.0	22.0	—	2.5	37.0	8.5	34.5	7.0	—
規模計	59.3	49.5	5.7	21.1	—	2.6	35.6	8.8	32.5	6.2	—
中小企業	100.0	100.0	50.0	50.0	—	—	83.3	—	100.0	33.3	—
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	40.0	80.0	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80.0	40.0	—	—	—	100.0	40.0	80.0	—	—
規模計	100.0	75.0	50.0	—	—	—	100.0	50.0	75.0	—	—
中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—
情報通信業	75.0	75.0	—	16.7	—	—	58.3	8.3	58.3	—	—
規模計	72.7	72.7	—	18.2	—	—	54.5	9.1	54.5	—	—
中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—
運輸業、郵便業	61.5	52.3	4.6	23.1	4.6	12.3	33.8	7.7	35.4	6.2	—
規模計	51.0	40.8	4.1	18.4	—	8.2	26.5	6.1	26.5	6.1	—
中小企業	93.8	87.5	6.3	37.5	18.8	25.0	56.3	12.5	62.5	6.3	—
大企業	66.7	58.8	4.5	27.1	1.7	10.7	44.6	17.5	41.2	12.4	0.6
卸売業、小売業	66.7	58.8	4.5	27.1	1.7	10.7	44.6	17.5	41.2	12.4	0.6
規模計	55.4	46.4	3.6	24.1	0.9	5.4	35.7	8.9	28.6	6.3	—
中小企業	86.2	80.0	6.2	32.3	3.1	20.0	60.0	32.3	63.1	23.1	1.5
大企業	92.5	90.0	5.0	45.0	7.5	2.5	72.5	25.0	85.0	20.0	—
金融業、保険業	92.5	90.0	5.0	45.0	7.5	2.5	72.5	25.0	85.0	20.0	—
規模計	71.4	71.4	14.3	42.9	—	—	42.9	28.6	57.1	—	—
中小企業	97.0	93.9	3.0	45.5	9.1	3.0	78.8	24.2	90.9	24.2	—
大企業	75.0	75.0	—	50.0	—	—	50.0	25.0	25.0	—	—
不動産業、物品賃貸業	75.0	75.0	—	50.0	—	—	50.0	25.0	25.0	—	—
規模計	66.7	66.7	—	33.3	—	—	33.3	—	33.3	—	—
中小企業	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	100.0	—	—	—
大企業	87.5	68.8	6.3	18.8	—	6.3	62.5	18.8	62.5	6.3	—
学術研究、専門・技術サービス業	87.5	68.8	6.3	18.8	—	6.3	62.5	18.8	62.5	6.3	—
規模計	81.8	63.6	—	9.1	—	—	63.6	9.1	63.6	9.1	—
中小企業	100.0	80.0	20.0	40.0	—	20.0	60.0	40.0	60.0	—	—
大企業	43.9	41.5	4.9	12.2	—	7.3	22.0	4.9	26.8	4.9	—
宿泊業、飲食サービス業	43.9	41.5	4.9	12.2	—	7.3	22.0	4.9	26.8	4.9	—
規模計	36.7	33.3	—	6.7	—	10.0	16.7	3.3	20.0	3.3	—
中小企業	63.6	63.6	18.2	27.3	—	—	36.4	9.1	45.5	9.1	—
大企業	75.0	60.0	10.0	40.0	—	5.0	40.0	5.0	30.0	5.0	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	75.0	60.0	10.0	40.0	—	5.0	40.0	5.0	30.0	5.0	5.0
規模計	66.7	53.3	13.3	40.0	—	6.7	26.7	6.7	13.3	—	—
中小企業	100.0	80.0	—	40.0	—	—	80.0	—	80.0	20.0	20.0
大企業	88.0	88.0	8.0	28.0	—	8.0	88.0	12.0	76.0	16.0	4.0
教育、学習支援業	88.0	88.0	8.0	28.0	—	8.0	88.0	12.0	76.0	16.0	4.0
規模計	81.8	81.8	9.1	45.5	—	18.2	81.8	18.2	54.5	18.2	9.1
中小企業	92.9	92.9	7.1	14.3	—	—	92.9	7.1	92.9	14.3	—
大企業	85.9	81.0	2.1	41.5	0.7	9.2	54.2	23.2	65.5	16.2	4.9
医療、福祉	85.9	81.0	2.1	41.5	0.7	9.2	54.2	23.2	65.5	16.2	4.9
規模計	81.9	77.1	2.9	39.0	1.0	11.4	46.7	15.2	60.0	15.2	2.9
中小企業	97.3	91.9	—	48.6	—	2.7	75.7	45.9	81.1	18.9	10.8
大企業	100.0	66.7	—	16.7	—	8.3	58.3	16.7	100.0	16.7	—
複合サービス事業	100.0	66.7	—	16.7	—	8.3	58.3	16.7	100.0	16.7	—
規模計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中小企業	100.0	66.7	—	16.7	—	8.3	58.3	16.7	100.0	16.7	—
大企業	82.5	71.9	7.0	38.6	1.8	8.8	66.7	10.5	52.6	12.3	—
サービス業	82.5	71.9	7.0	38.6	1.8	8.8	66.7	10.5	52.6	12.3	—
規模計	76.7	65.1	—	34.9	2.3	9.3	65.1	14.0	48.8	11.6	—
中小企業	100.0	92.9	28.6	50.0	—	7.1	71.4	—	64.3	14.3	—
大企業	100.0	92.9	28.6	50.0	—	7.1	71.4	—	64.3	14.3	—

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「男性の育児参加のための休暇」を追加している。

## 【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)							
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	介護休暇 制度
前年産業計規模計	67.2	76.5	6.5	32.1	2.2	8.3	48.9	21.0	64.2
中小企業	60.2	76.7	4.7	32.1	2.2	9.3	44.6	17.6	56.6
大企業	88.9	76.2	10.4	32.1	2.1	6.2	58.0	28.0	80.3
産 業 計規模計	66.1	54.5	4.8	24.1	0.8	5.5	35.1	11.9	41.9
中小企業	58.6	48.4	4.1	22.2	0.5	5.3	28.3	8.2	33.2
大企業	90.3	74.0	7.0	30.0	1.8	6.2	57.3	23.8	70.0
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大企業	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0
建 設 業規模計	53.2	41.0	3.6	18.7	—	4.3	23.0	3.6	28.1
中小企業	51.5	38.8	3.7	17.2	—	3.7	21.6	2.2	25.4
大企業	100.0	100.0	—	60.0	—	20.0	60.0	40.0	100.0
製 造 業規模計	58.0	47.0	6.0	21.0	—	3.0	26.0	8.0	31.5
中小企業	57.2	46.4	5.2	20.6	—	3.1	24.7	8.2	30.9
大企業	83.3	66.7	33.3	33.3	—	—	66.7	—	50.0
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	80.0	40.0	—	—	—	80.0	40.0	60.0
中小企業	100.0	75.0	50.0	—	—	—	75.0	50.0	50.0
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0
情 報 通 信 業規模計	66.7	66.7	—	16.7	—	—	41.7	8.3	41.7
中小企業	63.6	63.6	—	18.2	—	—	36.4	9.1	36.4
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0
運 輸 業、郵 便 業規模計	58.5	46.2	3.1	18.5	4.6	7.7	24.6	7.7	33.8
中小企業	49.0	36.7	2.0	14.3	—	8.2	20.4	6.1	24.5
大企業	87.5	75.0	6.3	31.3	18.8	6.3	37.5	12.5	62.5
卸 売 業、小 売 業規模計	61.6	52.0	4.0	26.6	1.1	7.9	39.0	15.8	40.1
中小企業	49.1	42.0	2.7	23.2	0.9	3.6	30.4	8.0	26.8
大企業	83.1	69.2	6.2	32.3	1.5	15.4	53.8	29.2	63.1
金 融 業、保 険 業規模計	92.5	65.0	2.5	30.0	—	—	65.0	22.5	72.5
中小企業	71.4	71.4	14.3	42.9	—	—	28.6	28.6	57.1
大企業	97.0	63.6	—	27.3	—	—	72.7	21.2	75.8
不 動 産 業、物 品 質 貸 業規模計	75.0	75.0	—	25.0	—	—	50.0	25.0	25.0
中小企業	66.7	66.7	—	—	—	—	33.3	—	33.3
大企業	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	100.0	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業規模計	87.5	68.8	6.3	12.5	—	6.3	62.5	18.8	56.3
中小企業	81.8	63.6	—	—	—	—	63.6	9.1	54.5
大企業	100.0	80.0	20.0	40.0	—	20.0	60.0	40.0	60.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業規模計	43.9	41.5	4.9	9.8	—	7.3	19.5	4.9	22.0
中小企業	36.7	33.3	—	6.7	—	10.0	16.7	3.3	16.7
大企業	63.6	63.6	18.2	18.2	—	—	27.3	9.1	36.4
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業規模計	70.0	50.0	10.0	30.0	5.0	5.0	30.0	5.0	35.0
中小企業	60.0	46.7	13.3	33.3	6.7	6.7	20.0	6.7	20.0
大企業	100.0	60.0	—	20.0	—	—	60.0	—	80.0
教 育、学 習 支 援 業規模計	88.0	80.0	8.0	28.0	—	8.0	68.0	12.0	72.0
中小企業	81.8	72.7	9.1	45.5	—	18.2	45.5	18.2	54.5
大企業	92.9	85.7	7.1	14.3	—	—	85.7	7.1	85.7
医 療、福 祉 業規模計	80.3	69.0	2.1	33.1	0.7	7.0	40.8	20.4	59.2
中小企業	75.2	65.7	2.9	32.4	1.0	9.5	33.3	12.4	53.3
大企業	94.6	78.4	—	35.1	—	—	62.2	43.2	75.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業規模計	100.0	83.3	—	8.3	—	—	25.0	16.7	100.0
中小企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大企業	100.0	83.3	—	8.3	—	—	25.0	16.7	100.0
サ ー ビ ス 業規模計	82.5	70.2	10.5	35.1	1.8	8.8	47.4	10.5	49.1
中小企業	76.7	65.1	4.7	34.9	2.3	9.3	46.5	14.0	44.2
大企業	100.0	85.7	28.6	35.7	—	7.1	50.0	—	64.3

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「介護休暇制度」を追加している。

第38表 男性の育児参加のための休暇の利用状況

区 分	男性の育児参加のための 休暇制度がある事業所計	男性の育児参加のための 休暇制度の利用者がいた事業所	男性の育児参加のための休 暇制度の利用者数 人
前 年 規 模 計	87 (100.0%)	7 (8.0%)	14
規 模 計	93 (100.0%)	13 (14.0%)	20
中 小 企 業	51 (100.0%)	10 (19.6%)	15
大 企 業	42 (100.0%)	3 (7.1%)	5

## 第9 賃金の支払い形態

### 1 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が62.8%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が27.7%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。（第39表）

第39表 賃金の支払い形態（労働者割合）

区 分		時給制	日給制	月給制	年棒制	その他
前 年 産 業 計	規 模 計	25.6	5.2	67.8	0.7	0.7
	中 小 企 業	24.7	6.8	67.0	0.5	0.9
	大 企 業	27.3	2.1	69.2	1.1	0.3
	規 模 計	<b>27.7</b>	<b>6.4</b>	<b>62.8</b>	<b>1.4</b>	<b>0.9</b>
	中 小 企 業	22.9	8.4	65.7	1.0	1.3
	大 企 業	37.1	2.5	57.1	2.1	0.3
産 業 計	規 模 計	—	0.7	99.3	—	—
	中 小 企 業	—	—	—	—	—
	大 企 業	—	0.7	99.3	—	—
建 設 業	規 模 計	1.8	12.6	83.9	1.3	0.4
	中 小 企 業	2.0	14.5	81.6	1.5	0.5
	大 企 業	0.8	1.5	97.7	—	—
製 造 業	規 模 計	21.9	8.2	67.5	0.7	0.7
	中 小 企 業	21.4	7.7	68.4	0.8	0.5
	大 企 業	24.8	10.8	62.2	0.1	2.1
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	規 模 計	0.7	—	98.2	1.1	—
	中 小 企 業	1.9	—	95.4	2.8	—
	大 企 業	—	—	100.0	—	—
情 報 通 信 業	規 模 計	2.2	—	97.8	—	—
	中 小 企 業	2.8	—	97.2	—	—
	大 企 業	—	—	100.0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	24.4	8.6	58.4	0.1	8.1
	中 小 企 業	13.6	13.1	60.1	0.2	12.4
	大 企 業	44.9	—	55.1	—	—
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	42.7	0.9	51.9	2.3	0.1
	中 小 企 業	33.7	1.2	59.3	2.8	0.2
	大 企 業	53.7	0.6	43.0	1.8	—
金 融 業、保 険 業	規 模 計	27.3	—	64.1	0.7	1.2
	中 小 企 業	9.9	—	76.3	0.8	13.0
	大 企 業	28.9	—	63.0	0.7	0.1
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	14.8	—	85.2	—	—
	中 小 企 業	22.2	—	77.8	—	—
	大 企 業	—	—	100.0	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	6.6	4.5	86.2	1.9	0.8
	中 小 企 業	3.5	0.8	95.7	—	—
	大 企 業	17.5	17.5	52.4	8.7	3.9
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	62.6	2.7	34.6	0.1	—
	中 小 企 業	66.9	3.9	29.2	—	—
	大 企 業	55.7	0.8	43.3	0.2	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	39.2	7.1	53.4	0.4	—
	中 小 企 業	40.5	7.5	51.7	0.2	—
	大 企 業	34.5	5.9	58.8	0.8	—
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	32.7	0.5	51.2	15.6	—
	中 小 企 業	21.1	1.6	76.3	0.9	—
	大 企 業	37.5	—	40.6	21.8	—
医 療、福 祉	規 模 計	22.2	1.7	75.4	0.6	0.1
	中 小 企 業	21.4	2.3	75.4	0.6	0.2
	大 企 業	23.6	0.4	75.5	0.4	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	39.9	2.0	58.1	—	—
	中 小 企 業	—	—	—	—	—
	大 企 業	39.9	2.0	58.1	—	—
サ ー ビ ス 業	規 模 計	47.4	16.9	34.7	0.4	0.5
	中 小 企 業	40.2	20.7	37.9	0.4	0.7
	大 企 業	64.2	8.2	27.5	0.1	—

## 第10 パートタイム労働者の賃金等

### 1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は3,058人で、うち男性は515人(16.8%)、女性は2,543人(83.2%)と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で48.9歳、女性が47.3歳であり、平均勤続年数は男性で5.2年、女性が6.1年となっている。

平成26年7月の総実労働時間数は男性が118.1時間で、うち所定外労働時間数は3.5時間となっている。また、女性は110.1時間で、うち所定外労働時間数は1.3時間となっている。(第40表)

産業別での月間総実労働時間数は複合サービス事業で130.4時間と最も長く、金融業、保険業の124.6時間が続いている。また、所定外労働時間数では情報通信業の14.2時間が最も長く、運輸業、郵便業の8.0時間が続いている。(第41表)

第40表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等(男女別)

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間)			月間総実労働時間数(時間)		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男 性			女 性		
							計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	537	2,480	4.2	5.9	19.4	19.8	110.9	107.8	3.1	109.6	108.1	1.5
産 業 計	515	2,543	5.2	6.1	19.1	20.2	118.1	114.6	3.5	110.1	108.8	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	8	46	9.1	5.2	19.9	20.2	135.0	126.9	8.1	114.7	114.5	0.2
製造業	67	435	10.7	8.2	19.7	20.9	126.6	122.9	3.8	119.7	117.8	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2	—	5.0	—	13.0	—	97.0	97.0	—	—	—	—
情報通信業	1	5	1	8.0	22	17.4	66	66	—	125.6	108.6	17.0
運輸業、郵便業	53	63	8.0	5.7	18.8	20.1	123.2	113.3	10.0	119.8	113.4	6.4
卸売業、小売業	143	660	3.0	6.5	19.5	20.2	122.9	120.2	2.7	115.8	114.7	1.1
金融業、保険業	3	50	13.7	6.4	16.3	19.9	110.3	108.3	2.0	125.4	120.4	5.0
不動産業、物品賃貸業	1	—	1.0	—	12.0	—	84.0	84.0	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	6	0.7	3.3	13.7	20.3	100.7	100.7	—	111.5	111.5	0.0
宿泊業、飲食サービス業	72	313	3.8	5.2	19.5	19.7	122.8	118.1	4.7	103.8	102.6	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	14	68	2.1	5.8	16.6	21.2	104.9	104.9	0.0	108.3	108.0	0.4
教育、学習支援業	7	31	4.0	4.3	18.7	19.2	79.3	79.0	0.3	96.9	95.7	1.2
医療、福祉	79	599	3.5	4.9	18.8	19.7	101.5	100.8	0.7	105.5	105.1	0.4
複合サービス事業	2	8	3.0	4.6	20.0	18.0	140.0	132.0	8.0	128.0	127.1	0.9
サービス業	60	259	6.1	5.6	19.1	20.5	116.9	114.0	3.0	92.6	91.6	1.0



第41表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前年産業計	109.8	108.1	1.8
産 業 計	111.4	109.8	1.7
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	117.7	116.4	1.4
製造業	120.7	118.5	2.2
電気・ガス・熱供給・水道業	97.0	97.0	—
情報通信業	115.7	101.5	14.2
運輸業、郵便業	121.4	113.3	8.0
卸売業、小売業	117.0	115.7	1.4
金融業、保険業	124.6	119.7	4.9
不動産業、物品賃貸業	84.0	84.0	—
学術研究、専門・技術サービス業	107.9	107.9	—
宿泊業、飲食サービス業	107.4	105.5	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	107.7	107.5	0.3
教育、学習支援業	93.7	92.7	1.0
医療、福祉	105.0	104.6	0.5
複合サービス事業	130.4	128.1	2.3
サービス業	97.1	95.8	1.3

## 2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の平成26年7月の賃金支給総額は男性が110,393円で、うち所定内賃金は106,493円、所定外賃金は3,900円となっている。女性は99,138円で、うち所定内賃金は97,750円、所定外賃金は1,388円となっている。（第42表）

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は904円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると、教育、学習支援業が1,329円と最も高く、不動産業、物品賃貸業が1,179円と続く。一方、生活関連サービス業、娯楽業の811円が最も低くなっている。（第43表）

第42表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額（男女別）

区 分	月間賃金支給総額(円)			月間賃金支給総額(円)		
	計	男性 所定内	所定外	計	女性 所定内	所定外
前年産業計	111,563	108,576	2,987	96,350	94,793	1,557
産 業 計	<b>110,393</b>	<b>106,493</b>	<b>3,900</b>	<b>99,138</b>	<b>97,750</b>	<b>1,388</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	126,383	118,110	8,273	101,673	101,493	180
製造業	119,377	114,684	4,693	98,889	96,742	2,147
電気・ガス・熱供給・水道業	92,867	92,867	—	—	—	—
情報通信業	83,000	83,000	—	135,420	109,156	26,264
運輸業、郵便業	115,510	104,540	10,970	96,570	90,394	6,176
卸売業、小売業	112,398	109,697	2,701	100,971	99,982	988
金融業、保険業	132,295	129,645	2,651	133,220	127,218	6,002
不動産業、物品賃貸業	99,000	99,000	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	139,462	139,462	—	101,588	101,588	—
宿泊業、飲食サービス業	108,361	103,304	5,057	85,843	84,438	1,405
生活関連サービス業、娯楽業	92,848	92,848	—	86,285	85,953	332
教育、学習支援業	159,147	158,844	304	116,617	115,120	1,497
医療、福祉	99,314	98,522	792	112,045	111,410	635
複合サービス事業	173,213	161,086	12,127	117,785	116,919	866
サービス業	100,949	97,626	3,324	74,645	73,805	840

(注) 1 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

2 産業によっては、「所定外労働賃金」の回答者が少ないため、当該賃金の平均額が極端に低い場合もある。

第43表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間当たりの所定内賃金(円)	産業間格差
前年産業計	914	—
産 業 計	<b>904</b>	<b>100.0</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	893	98.8
製造業	837	92.6
電気・ガス・熱供給・水道業	957	105.9
情報通信業	1,032	114.2
運輸業、郵便業	855	94.6
卸売業、小売業	879	97.3
金融業、保険業	1,064	117.7
不動産業、物品賃貸業	1,179	130.4
学術研究、専門・技術サービス業	1,059	117.1
宿泊業、飲食サービス業	834	92.2
生活関連サービス業、娯楽業	811	89.7
教育、学習支援業	1,329	147.1
医療、福祉	1,051	116.3
複合サービス事業	982	108.6
サービス業	817	90.4

# 付 属 調 査 票



## 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告  
登録第26-1号

(平成26年7月31日現在)

(※ この欄には記入しないでください。)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報を守られます。

事業所番号				市町村コード <sup>*</sup>			産業分類			企業規模
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

**「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。**

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。

お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックして、同封の返信用封筒で返送してください。  
なお、その旨各お問い合わせ先まで電話でご連絡いただいても結構です。

9人以下

◆ 調査票記入にあたってのお願い

- ・ 太枠で囲まれた部分が回答欄です。選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日現在の状況**を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月29日(金)までに**投函してください。

### 1 企業全体の現況

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 人	30 人	50 人	100 人	300 人
29人	49人	99人	299人	

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円未満	1,000万円 5,000万円未満	5,000万円 1億円未満	1億円 3億円未満	3億円以上

※ 社会福祉法人等の場合は基本財産（貸借対照表に記載があるもの）

《設問2以下は、企業全体ではなく**貴事業所**について記入してください。》

本社等で一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

### 2 事業所の現況

事業所名			
所在地	(〒 - )		
業種又は主要製品名			
記入担当者	所 属	TEL	
	フリガナ	FAX	

労働組合の有無  1 ある  2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他		③	うち障害者数	
		①	うち障害者数	②	うち障害者数			
男 性	人	人	人	人	人	人	人	
女 性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ記入してください。

### 3 初任給

平成26年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- ・平成26年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄のままにしてください。
- ・金額は、所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産							
高校卒				円				円				人
専門学校卒				円				円				人
短大卒 高専卒				円				円				人
	うち県外短大・高専出身者数→								うち県外短大・高専出身者数→			
大学卒				円				円				人
	うち県外大学出身者数→								うち県外大学出身者数→			
大学院卒 (修士課程修了)				円				円				人
	うち県外大学院出身者数→								うち県外大学院出身者数→			

### 4 労働時間制度

#### (1) 1日・1週あたりの所定労働時間

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

① 1日 時間  分      ② 1週 時間  分

#### (2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

#### (3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月（4週間）単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型の変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

#### (4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。（1つだけ○）

1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「7 休日カレンダー」を選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休2日制 (104日)	月3回週休2日制 (88日)	隔週週休2日制 (78日)	月2回週休2日制 (76日)	月1回週休2日制 (64日)	その他（週休1日半制、週休1日制等何らかの形での週休2日制でない場合）	休日カレンダー

※（ ）内は、年間週休数の目安です。

### 5 年間休日数

平成26年1月から12月までの1年間における休日数を記入してください。

- ・調査期間のカレンダーは、記入要領（13ページ）を参照してください。
- ・労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分		日数
週 休 日		<input type="text"/>
特別休日 (うち週休日、国民の祝日を除く。)	国民の祝日	<input type="text"/>
	年始期間の休日	<input type="text"/>
	ゴールデンウィーク期間の休日	<input type="text"/>
	夏季期間の休日	<input type="text"/>
	年末期間の休日	<input type="text"/>
その他の休日		<input type="text"/>
年間休日数合計		<input type="text"/>

← 土日週休2日制を採用している場合 H26年は104日  
 ← 土日週休2日制を採用している場合 H26年は14日(振替休日含む)  
 ← 元日を祝日(休日)としている場合は、元日を除きます。  
 ← ゴールデンウィーク期間の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)  
 ← 盆休み、夏季休業等の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)  
 ← 会社創立記念日等上記以外の休日数をご記入ください。

## 6 年次有給休暇

平成25年または平成25年度について記入してください。

〔記入方法〕

- ① 年休簿から労働者を抽出します。  
抽出の方法は、記入要領（5ページ）をご参照ください。
- ② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数（前年の繰越分を除く）、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

年休を付与されている 常用労働者数（抽出後）				人
年休付与日数の総計 （前年繰越分を除く）				日
年休取得日数の総計				日

## 7 特別休暇制度

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○印をつけてください。  
・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	4	ボランティア休暇
2	病気休暇	5	教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）
3	リフレッシュ休暇	6	骨髄ドナー休暇
7	その他	具体例	慶弔休暇（結婚、妻の出産、忌引） ・ 誕生日、記念日 子どものイベント ・ （ ）

↑ 該当するものに○印を付けてください。

## 8 育児休業制度

(1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 介護休業制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	1歳6か月まで（法定どおり）
2	1歳6か月超 2歳に達するまで
3	2歳超 3歳に達するまで
4	3歳超 小学校就学まで
5	その他（ ）

(3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。  
※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

(4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。（いない場合は「0」と記入してください。）

- ① 「出産者」 平成25年7月1日から平成26年6月30日までに子どもが生まれた労働者（男性の場合は配偶者が出産した場合）の数を記入してください。
- ② 「取得者」 ①のうち、平成25年7月1日から平成26年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。（育児休業の申し出をしている者を含む）

出 産 者	女 性		男 性	
		人		人
取 得 者	女 性		男 性	
		人		人

## 9 介護休業制度

(1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで（法定どおり）
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他（ ）

(3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。  
※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【個人票】  
(平成26年7月31日現在)

(※この欄には記入しないでください。)

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

1 事業所番号				2 市町村コード			3 産業分類			4 企業規模		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	

・記入の対象は、企業全体ではなく、貴事業所分のみです。

【この個人票に記入する常用労働者の選び方】

貴事業所の賃金台帳等の常用労働者の中から右の表の基準に従って選んでください。  
ただし、次に該当する者は除きます。  
・重役、理事等(一般の労働者と同じ規定により給与を受けている者は除かない)  
・医師、歯科医師、獣医師  
・出勤日数18日未満の一般労働者  
(パートタイム労働者は10日未満)

常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
10~29人	1/1	全員記入
30~59人	1/2	2人目ごとに記入
60~99人	1/3	3人目ごとに記入
100~199人	1/4	4人目ごとに記入
200~299人	1/6	6人目ごとに記入
300~499人	1/8	8人目ごとに記入(最高60人まで)
500人以上	1/10	10人目ごとに記入(最高90人まで)

5 労働者番号 (記入しないでください)	6 性別 (どちらか一方に○)	7 年齢 (1年未満切り捨て)	8 勤続年数 (3年未満切り捨て)	9 就業形態 (該当する番号に○)	10 最終学歴 (該当する番号に○)	11 労働者の職種 (該当する番号に○)	12 7月分の実労働日数	13 7月分の純実労働時間数						15 7月分の賃金支給総額																																	
								13 所定内労働時間数			14 所定外労働時間数			15 所定内賃金額 【各種控除前の金額】						16 所定外賃金額 (超過勤務手当)																											
								23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43				
	1	2			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	2	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	3	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	4	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	5	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	6	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	7	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	8	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	9	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	10	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	11	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	12	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	13	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	14	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	15	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	16	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	17	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	18	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	19	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	20	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	21	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	22	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	23	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	24	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	25	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	26	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	27	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	28	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	29	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	30	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	31	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	32	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	33	1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	34	1			1	2	3	4	5	6																																					

# 付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤務年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額（就業形態別）

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 勞働者 数	勤 年 続 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	13,834	11.9	22.1	180.1	169.4	10.7	280,689	262,286	18,403
～ 17歳	2	0.5	23.0	173.0	173.0	0.0	157,000	157,000	0
18～19	83	0.3	21.9	176.3	168.5	7.8	172,551	162,931	9,621
20～24	887	1.6	22.2	181.4	170.9	10.5	198,661	184,471	14,190
25～29	1,375	4.0	22.0	181.8	169.3	12.5	230,486	211,011	19,475
30～34	1,616	6.6	22.1	183.0	169.9	13.1	255,174	233,775	21,400
35～39	1,933	9.9	22.2	182.7	169.9	12.8	280,444	257,909	22,536
40～44	2,074	12.6	22.1	181.8	169.8	12.1	300,285	278,008	22,277
45～49	1,733	14.9	22.1	181.7	170.7	11.0	322,817	302,055	20,762
50～54	1,528	18.1	22.1	177.7	168.9	8.7	323,086	306,885	16,201
55～59	1,387	20.0	22.1	176.3	168.6	7.7	322,924	308,634	14,291
60～64	914	16.9	22.0	172.7	166.9	5.8	248,598	240,342	8,256
65～	302	18.1	21.9	167.5	162.5	5.0	231,128	224,588	6,540
男 性 計	9,546	12.6	22.2	183.6	170.5	13.0	306,074	283,291	22,783
～ 17歳	2	0.5	23.0	173.0	173.0	0.0	157,000	157,000	0
18～19	62	0.2	22.1	177.1	169.4	7.7	175,653	165,900	9,753
20～24	476	1.7	22.3	184.7	170.4	14.3	211,737	192,195	19,542
25～29	893	4.0	22.1	186.0	169.7	16.3	246,470	221,056	25,414
30～34	1,119	6.7	22.3	187.4	170.9	16.5	272,943	245,810	27,133
35～39	1,353	10.3	22.3	187.4	171.4	16.0	303,704	275,301	28,403
40～44	1,425	13.0	22.2	186.4	171.3	15.1	327,827	299,685	28,141
45～49	1,219	15.5	22.3	184.9	172.1	12.8	356,286	331,312	24,974
50～54	1,061	19.4	22.3	180.6	170.5	10.1	356,154	337,032	19,122
55～59	981	20.7	22.2	179.5	170.4	9.1	357,642	340,450	17,192
60～64	705	17.2	22.0	174.2	167.6	6.6	262,502	252,994	9,508
65～	250	17.9	21.8	168.5	163.3	5.2	232,413	225,641	6,772
女 性 計	4,288	10.4	21.8	172.4	166.8	5.5	224,176	215,524	8,652
～ 17歳				0.0			0		
18～19	21	0.3	21.1	174.1	165.9	8.2	163,394	154,164	9,230
20～24	411	1.5	22.1	177.7	171.5	6.2	183,517	175,526	7,991
25～29	482	4.0	21.9	174.0	168.4	5.6	200,872	192,401	8,471
30～34	497	6.5	21.8	173.3	167.6	5.7	215,169	206,677	8,492
35～39	580	9.1	21.7	171.8	166.3	5.5	226,185	217,337	8,848
40～44	649	11.7	21.8	171.8	166.3	5.5	239,813	230,411	9,402
45～49	514	13.5	21.8	174.1	167.5	6.6	243,441	232,667	10,774
50～54	467	15.2	21.7	171.1	165.4	5.7	247,959	238,394	9,564
55～59	406	18.3	21.7	168.4	164.2	4.1	239,037	231,757	7,280
60～64	209	16.1	21.8	167.7	164.4	3.3	201,696	197,663	4,033
65～	52	19.1	22.2	163.0	158.8	4.2	224,948	219,525	5,423



## パートタイム労働者

## 調査産業 計

区 分	集 計 労働者 数	勤 年 続 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	3,058	5.9	20.0	111.4	109.8	1.7	101,360	99,222	2,137
～17歳	7	0.3	15.6	68.7	68.7	0.0	52,527	52,527	0
18～19	41	0.3	17.1	84.1	83.8	0.4	68,468	68,083	385
20～24	136	1.1	17.9	107.0	104.9	2.1	91,251	89,172	2,079
25～29	203	2.4	20.1	125.4	123.1	2.3	112,167	110,003	2,164
30～34	186	3.7	20.1	118.3	116.7	1.6	105,824	104,162	1,661
35～39	313	4.0	20.0	114.0	112.8	1.1	106,220	104,749	1,471
40～44	373	4.8	20.0	111.0	108.9	2.1	100,440	97,989	2,451
45～49	356	5.5	20.1	110.4	109.1	1.2	101,025	99,707	1,319
50～54	361	7.0	20.5	115.3	113.5	1.8	106,279	104,089	2,190
55～59	362	7.8	20.6	115.5	113.6	1.9	105,221	103,128	2,093
60～64	395	9.0	20.4	109.1	107.1	1.9	97,614	95,686	1,928
65～	325	8.9	19.2	98.4	97.3	1.1	89,943	88,906	1,037
男 性 計	515	5.2	19.1	118.1	114.6	3.5	110,393	106,493	3,900
～17歳	3	0.3	12.7	54.0	54.0	0.0	40,041	40,041	0
18～19	20	0.3	16.4	82.0	82.0	0.0	65,700	65,700	0
20～24	46	0.8	18.2	111.0	109.2	1.8	94,100	92,409	1,691
25～29	52	2.5	20.0	130.9	127.0	3.9	115,850	111,986	3,864
30～34	29	3.6	19.4	129.1	124.5	4.6	116,222	111,077	5,146
35～39	25	2.1	20.3	123.4	120.2	3.2	112,649	109,063	3,586
40～44	28	5.1	20.2	130.9	122.1	8.8	124,732	115,278	9,454
45～49	25	4.4	20.8	111.2	109.8	1.4	118,379	116,372	2,008
50～54	27	3.3	19.1	128.3	119.8	8.5	127,278	117,587	9,691
55～59	36	5.9	20.1	137.4	132.2	5.3	137,451	131,467	5,984
60～64	92	7.0	19.5	118.5	114.5	4.0	114,137	109,487	4,649
65～	132	8.7	18.3	110.0	108.1	1.9	102,586	100,531	2,056
女 性 計	2,543	6.1	20.2	110.1	108.8	1.3	99,138	97,750	1,388
～17歳	4	0.3	17.8	79.8	79.8	0.0	61,892	61,892	0
18～19	21	0.3	17.8	86.2	85.5	0.7	71,103	70,352	751
20～24	90	1.2	17.8	105.0	102.8	2.2	89,795	87,518	2,277
25～29	151	2.4	20.2	123.5	121.8	1.7	110,898	109,319	1,579
30～34	157	3.7	20.2	116.3	115.3	1.0	103,903	102,885	1,018
35～39	288	4.1	20.0	113.1	112.2	1.0	105,662	104,374	1,288
40～44	345	4.8	20.0	109.4	107.8	1.6	98,469	96,586	1,883
45～49	331	5.6	20.1	110.3	109.1	1.2	99,714	98,448	1,267
50～54	334	7.3	20.6	114.2	113.0	1.3	104,581	102,998	1,583
55～59	326	8.0	20.6	113.0	111.5	1.5	101,662	99,999	1,663
60～64	303	9.6	20.6	106.2	104.9	1.3	92,597	91,496	1,101
65～	193	9.0	19.9	90.5	90.0	0.5	81,296	80,956	340

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために…

事業主の  
みなさまへ

# 雇用奨励助成金

のご案内

## 新潟市障がい者雇用奨励金制度

新潟市民である障がい者を、公共職業安定所等の紹介により雇用し、国等の助成金制度（特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練費）の支給対象となり、その支給対象期間経過後も引き続き常用労働者（注）として雇用する場合に、市が事業主に対して助成金を支給する制度です。

（注）「1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の短時間労働者」を含む。

### お気軽に障がい者職業アドバイザーをご利用ください

- 障がい者を雇用している事業所を訪問して、障がい者の職場定着への諸問題について相談をお受けします。
- 障がい者の就職にあたっての諸問題の解決や、求職手続き（国の機関への取次ぎ）等について相談をお受けします。  
なお、障がい者のご家族の代理相談もお受けします。
- 雇用主等に対して障がい者の雇用の方法、助成金等について相談をお受けします。

### お問い合わせ先

新潟市 福祉部 障がい福祉課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 第1分館2階

電話 025-226-1249（障がい福祉課） 内線 31249

新潟市役所

## 雇用奨励助成金の交付

### 交付申請の手続きは

国等の助成金の支給対象期間経過後も引き続き常用労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇用した場合、対象となります。

手続きについては、引き続き雇用した日から6ヶ月経過後に申請してください。

### 交付対象期間の始期は

国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月からです。

### 金額・交付期間

(1) 重度障がい者及び、その他の障がい者のうち45歳以上の者

1人月額 10,000円を 12ヶ月

(2) その他の障がい者及び(1)に該当する者のうち短時間労働者

1人月額 5,000円を 6ヶ月

### 提出書類

(1) 新潟市障がい者雇用奨励助成金交付申請書

(2) 国等の助成金の支給決定通知書(写)

又は、職場適応訓練実施決定通知書(写)

### 提出期限

国等の助成金の支給対象期間経過後、最初の月から6ヶ月経過後の1ヶ月以内です。

なお、上記、金額・交付期間の(1)に該当する者は6ヶ月ごとに2回提出してください。

### 交付方法

交付決定通知書でお知らせするとともに、申請者が指定した金融機関の預金口座に振り込みます。





# 新潟市障がい者 多数雇用事業者優遇制度

新潟市では、障がいのある方の雇用の促進とその職業の安定のために、障がい者多数雇用事業者からの物品等の調達を積極的に進めていきます。



障がいのある人もない人も  
共に働き、生きがいを感じあえる  
**企業**を応援します。





# 新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度



## 1 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは？

市が行う物品等の調達について、登録された市内の障がい者多数雇用事業者から物品又は役務を積極的に調達する制度です。



## 2 登録企業のメリットは？

- ①随意契約においては、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。
- ②指名競争入札においては、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。(ただし、①・②いずれの場合も工事関係のものは含まれません。)
- ③市のホームページで、障がい者雇用を推進している事業者として紹介します。



## 3 登録条件は？

- ①市内に事業所を有する中小企業者であること。
- ②新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること。
- ③障がい者の法定雇用率に違反していないこと。
- ④過去1年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則4.0%以上、かつ2人以上の雇用があること。



## 4 登録物品数

原則1企業、1物品又は1役務です。ただし、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が8.0%以上の場合、以下のメリットがあります。

障害者雇用促進法に基づく障がい者数の割合	うち重度障がい者及び精神障がい者の占める割合	登録できる品目数(物品・役務)
4.0%以上8.0%未満		いずれか1品目まで
8.0%以上16.0%未満	1/2未満	いずれか1品目まで
	1/2以上	合わせて2品目まで
16.0%以上	1/2未満	合わせて2品目まで
	1/2以上	合わせて3品目まで



## 5 登録の有効期間は？

登録日の属する年度の3月31日までです。

### お問い合わせ

登録申請  
については

新潟市障がい福祉課

TEL 025-226-1249

契約関係  
については

新潟市契約課

TEL 025-226-2213

ホームページでもお知らせしています →

新潟市 多数雇用 |

検索

障がい者雇用を応援する制度融資です

# ニコ二雇 サポート

@Niigata City

障がい者を雇用している新潟市内の中小企業者に対して、  
融資利用時の信用保証料補助や利子補給を行います。

**\*信用保証料補助\***

融資額300万円以内  
**全額補助!**  
融資額300万円超  
**半額補助!**

**\*利子補給\***

融資額1,000万円以内  
**全額補給!**  
融資額1,000万円超  
**年1.0%分補給!**

【お問い合わせ】

●融資・保証料補助について

**新潟市商業振興課**

TEL. **025-226-1629**

●利子補給について

**新潟市障がい福祉課**

TEL. **025-226-1249**

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

<http://http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/seidoyushi/syougaisya.html>



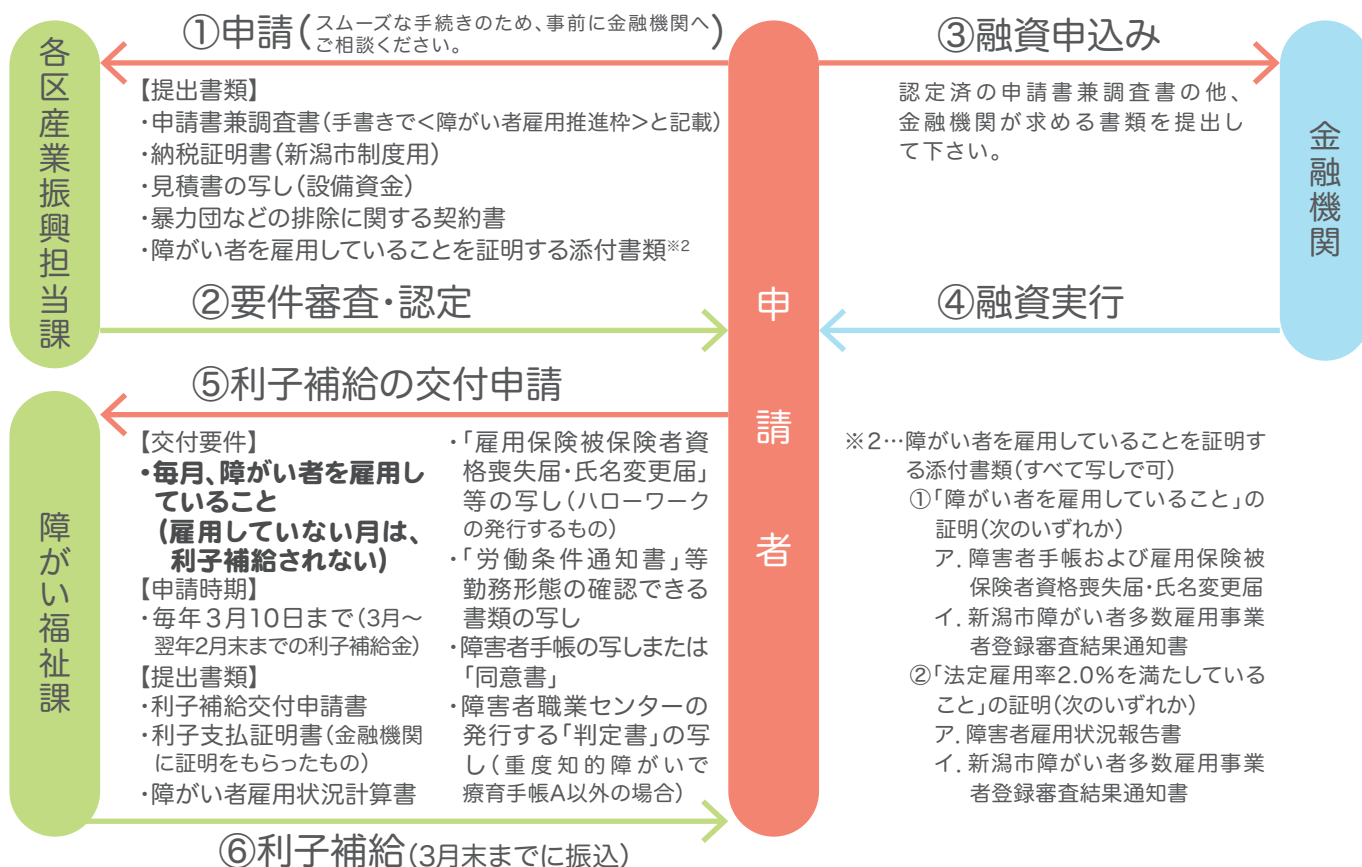
# ☺ 事業の概要

融資名	一般融資 ＜障がい者雇用推進枠＞	小規模企業振興資金 ＜障がい者雇用推進枠＞
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員50人未満の中小企業者：障がい者を雇用していること。</li> <li>○ 従業員50人以上の中小企業者：法定雇用率2.0%を満たしていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者を雇用していること。</li> </ul>
信用保証料補助	<p><b>融資額300万円以内は信用保証料が無料に！</b>  <b>融資額300万円超は信用保証料が半額に！</b></p>	
利子補給	<p><b>融資額1,000万円以内は利子全額を補給！</b>  <b>融資額1,000万円超は利子年1.0%相当分を補給！</b></p>	
限度額	2,000万円以内	1,250万円以内
貸付利率（年利）	<p>【5年以内】信保付1.85%, その他2.35%                      【5年超】信保付2.05%, その他2.55%</p>	<p>【5年以内】信保付1.75%                      【5年超】信保付1.95%</p>
償還期間	<p>【1,000万円以内】7年以内(うち据置6か月以内)                      【1,000万円超】8年以内(うち据置6か月以内)</p>	<p>【運転資金】7年以内(うち据置1年以内)                      【設備資金】10年以内(うち据置1年以内)</p>

※1 信用保証対象業種…次の業種以外のもの。

農業（一部）、林業（一部）、漁業、風俗営業飲食業、金融業、娯楽業、取立業、土地売買業、宗教、その他の政治・経済・文化団体など。

## ☺ 申請の流れおよび提出書類





障がい者を雇用している中小企業のみなさんへ

# 障がい者雇用推進融資事業

市内の障がい者雇用に意欲のある中小企業者に対して、既存融資制度に障がい者雇用推進枠を設け、信用保証料補助や利子補給をすることにより、さらなる障がい者雇用の促進と資金調達の円滑化を図ります。

## 障がい者を雇用している場合

融資額 300 万円まで信用保証料<sup>※1</sup> 無料  
 融資額 1,000 万円まで無利子<sup>※2</sup>

### 事業の概要

融資名	一般融資 ＜障がい者雇用推進枠＞	小規模企業振興資金 ＜障がい者雇用推進枠＞
要件	①従業員 50 人未満の中小企業者： 障がい者を雇用していること ②従業員 50 人以上の中小企業者： 法定雇用率 2.0%を満たしていること	
信用保証料 補助 <sup>※1</sup>	300 万円以内 300 万円超	100% 50% <sup>※3</sup>
利子補給 <sup>※2</sup>	1,000 万円以内 1,000 万円超	利子全額 利子年 1.0%相当分
資金用途	運転資金・設備資金	
限度額	2,000 万円以内	1,250 万円以内
貸付利率 (年利)	【5年以内】信保付 1.85%, その他 2.35% 【5年超】 信保付 2.05%, その他 2.55%	【5年以内】 信保付 1.75% 【5年超】 信保付 1.95%
償還期間	1,000 万円以内 7年以内 1,000 万円超 8年以内 (うち据置 6 か月以内)	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (うち据置 1 年以内)

※3・・・緊急経済対策により H26.6.30 (予定) 融資実行分までの小規模企業振興資金＜障がい者雇用推進枠＞の保証料補助については、以下の通り。  
 ・融資額 300 万円～1,000 万円 75% ・融資額 1,000 万円～限度額 (1,250 万円) 50%

#### 【お問い合わせ】

●融資・保証料補助：新潟市商業振興課 金融係 025-226-1629

●利子補給（助成金）：新潟市障がい福祉課 025-226-1249

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/index.html>



バリアフリーに対応する施設整備をする中小企業のみなさんへ

# バリアフリー推進支援資金

障がい者や高齢者を含め全ての方が、快適かつ安全な活動を確保するための施設の整備等を図るため、中小企業者を資金面から支援します。

バリアフリーに対応する施設整備をする場合

## 信用保証料 50%補助

### 事業の概要

融資名	<b>バリアフリー推進支援資金</b>
要件	バリアフリーに対応する施設整備をするもの 【具体例】段差の解消, スロープ設置, 車いす対応昇降機・運搬機, 手すり設置など
信用保証料補助	50%
資金用途	設備資金
限度額	5,000万円以内
貸付利率 (年利)	【5年以内】 信保付 1.60%, その他 2.10% 【5年超】 信保付 1.80%, その他 2.30%
償還期間	1,000万円以内 10年以内 1,000万円超 15年以内 (うち据置1年以内)

#### 【お問い合わせ】

新潟市商業振興課 金融係 025-226-1629  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/yushi/kashituske/index.html>



# 男の育休に奨励金

お父さんも育児休業を！！

男性が子育てに積極的に関われる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

## 対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

**10万円**

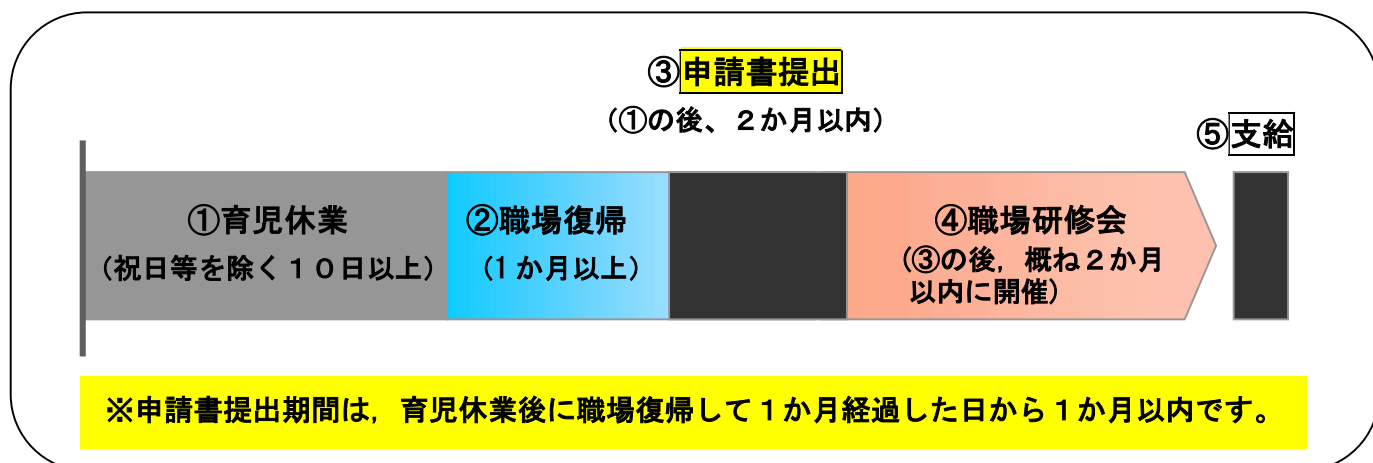
上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

**30万円**

## 条件

- 1 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること  
(国・地方公共団体及び国，地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く)
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して連続する10日以上育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

## 支給までの流れ



## 必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
- 育児休業体験記（800字程度）
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの（対象となる男性労働者の出勤簿の写し等）
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 制度融資用納税証明書（本人及び事業主）※証明書を請求する際は、下記にご注意ください。

・法人の証明が必要な方は、代表者印を押印した申請書または委任状が必要です。

・同居親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状が必要です。

### 問合せ・申請先

#### 新潟市男女共同参画課

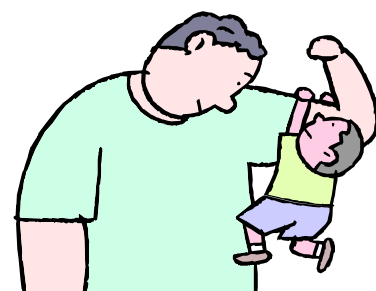
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

Tel: 025-226-1061

Fax: 025-228-2219

E-mail: danjo@city.niigata.lg.jp

URL: <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/ikukyu.html>



一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために

